

第九十一回国
参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和五十五年三月十八日(火曜日)
午前十時八分開会

委員の異動

三月六日

辞任
佐藤 昭夫君

補欠選任
宮本 顯治君

三月七日

辞任
宮本 顯治君

補欠選任
佐藤 昭夫君

三月十一日

辞任
藤川 一秋君

補欠選任
塚田十一郎君

三月十八日

辞任
岩動 道行君

補欠選任
北 修二君

鈴木 一弘君

小平 芳平君

出席者は左のとおり。

理事

中村 太郎君

細川 護熙君

矢追 秀彦君

中村 利次君

浅野 祐君

梶木 又三君

河本嘉久蔵君

北 修二君

坂野 重信君

嶋崎 均君

塚田十一郎君

藤井 裕久君

藤田 正明君

片岡 勝治君

委員

國務大臣

内閣総理大臣
大蔵大臣

丸谷 金保君
小平 芳平君

佐藤 昭夫君
渡辺 武君

野末 陳平君
大平 正芳君

竹下 登君

政府委員

經濟企画庁物価
局審議官

外務省經濟局次
長

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房日
本専売公社監理
官

大蔵大臣官房審
議官

大蔵大臣官房審
議官

大蔵省主計局次
長

大蔵省理財局長

大蔵省銀行局長

大蔵省國際金融
局長

国税庁次長

常任委員会専門
員

厚生省公衆衛生
局長

局結核成人病課
長

労働省労働基準
局補償課長

説明員

厚生省公衆衛生
局長

局結核成人病課
長

労働省労働基準
局補償課長

説明員

厚生省公衆衛生
局長

局結核成人病課
長

労働省労働基準
局補償課長

説明員

厚生省公衆衛生
局長

局結核成人病課
長

労働省労働基準
局補償課長

説明員

厚生省公衆衛生
局長

日本専売公社総
裁 泉 美之松君
日本専売公社総
務理事 小幡 琢也君
日本専売公社理
事 立川 武雄君
日本専売公社理
事 後藤 正君

本日の會議に付した案件

○日本専売公社法等の一部を改正する法律案(第
九十回国会内閣提出、第九十一回国会衆議院送
付)

○参考人の出席要求に関する件
○租税及び金融等に関する調査
(金融政策に関する件)

(理事細川護熙君委員長席に着く)

○理事(細川護熙君) ただいまから大蔵委員会を
開会いたします。

本日は、世耕委員長が都合により出席できませ
るので、私が會議の主宰をいたしますので、よろ
しく願います。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十一日、藤川一秋君が委員を辞任され、そ
の補欠として塚田十一郎君が選任されました。

○理事(細川護熙君) 日本専売公社法等の一部を
改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑
を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中村利次君 この法律の改正案につきまして
は、その改正の理由等については、実にこれはわ
かりやすく丁寧に説明書等もいただいております
し、累次の委員会において政府の御答弁もござい

ましたけれども、しかし、これはいかに環境が
さま変わりをしておられるものか、これはもう
このたびにかかわるそのものは、これはもう
環境のさま変わりとは直接は関係はないと思いま
すけれども、物価問題あるいは内外の金利問題、
円相場の問題、そこへまた、アメリカの総合イン
フレ対策というふうなものもできて、国の財政再
建にかかわるいろいろな新しい課題が出てきてお
るわけでありまして。

そういう中で、十分に御説明を承っております
けれども、私はここで質疑をするに当たりました
改めて、こういう環境がさま変わりをした中でい
かにあるべきかという点について、まず大蔵大臣
の御見解を承りたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) 確かに、この法案を御審
議いただいております間に、いま御指摘のような、
國際的にも國內的にも大変な変化とでも申しま
しょうか、そういうものが起きてきたという事実
認識は、私もひとしくするところであります。し
たがって、そういう環境の推移の中で、なお国民
生活に対して〇・三三〇の影響を与える法案を審
議するということは、審議していただいております委
員各位の心境も、私は複雑じやないかと實際思
います。御審議いただいている私どもも、確かに複
雑な心境がいたすわけであります。ただ、本法案
につきましましては、すでに五十四年度補正予算の財
源としても計上しておるものでございまして、
そこに幾らか私どもとしては、エクスキューズを
自分自身に感じておるというような心境でござい
ます。

したがって、米田における総合インフレ対
策で私は一番印象を持っておりますのは、カー
ター演説の中で、「今日、われわれが直面するイン
フレは根が深い。その多くの原因は過去十年以上
の間に生み出された。これらのなかで最も重要な

原因は世界石油価格上昇、生産性の伸びの低下」とあって、この最後のところの「米国の政府、個人、社会が収入の範囲内で暮らさなかつたことである」と、こういうくだりが私にも一番強烈に響いたわけでございます。

したがって、政府といたしましては、明日総合物価対策というものが、これは経済企画庁中心でございまして、打ち出されるという環境でございまして、そして、公定歩合につきましては、日本銀行の所管事項でございまして、連絡を受けました。受けましたが、これは正式な手続を経ておりませんので、内容を申し上げることは御容赦いただくといたしまして、正式な手続がおよそきようじゅうになされるであろうというふうな推察をいたしております。

そういう各般の中で本法律案を審議していただいておりますことにつきましては、それなりの私も複雑な心境を持ちつつも、先ほど申しましたように、すでに五十四年度予算の財源として見込んだものの継続性の中において本法案の取り扱いが行われておること、私にとつては一つの自分自身、環境の変化に対応する中における救いであるというふうな認識をいたしておるものであります。

○中村利次君 わかりました。大蔵大臣の立場としては、当然五十五年度の予算の中に計上されたものでございまして、したがって、これは何としても速やかに議決をしてほしいというお立場をとおりになるのは当然かと思ひます。

しかしながら、私はやっぱり問題意識を持つていいますか、あえて冒頭に大臣の御所見をお伺いをしたいと思ひましたのは、物価問題が大変であるという認識はもうこれは国民すべてが共通に持つておるのですけれども、たばこの今度の値上げが消費者物価に〇・三三％ということ、そのことを私は大変に問題にするというよりも、むしろいままでは専売益金として国庫に専売納付金をやってきましたが、したがって、製造原価が高騰をすれば、その分だけ専売納付金が少なくなつた。それ

を政府としては、特に今度あたりは財政再建の意味もかなり含めて、一定率はもうこれから先は確保したい。これは確かに外国たばこの問題を含めて、私はそのすべてを否定するつもりはありませんが、また、そんなのは全然間違ひだと言つてもありませんけれども、しかし、内外の諸環境が余りにも急変しまして、果たしてそういう制度の改正をおやりになつて政府、大蔵大臣がお考えになるようなそういうものに合致するであろうか。

たとえば、五十年の十二月にたばこの値上げをされてから三年余りの間に、説明書にもございまして、約三〇％の原価の高騰を来しておるといふわけでありますから、これからはそれが即赤字になるわけですね。そうすると、制度の改正によつて、大蔵大臣の認可によつて製造原価が値上がりすればたばこの値段も改定をするということになるのです。しなければ、これは国鉄みたいなことになつてしまふわけですね。そうなりますと、これは大体いまの国際的なインフレーション傾向の中では、これは各国はどういう対応をしそれがどうなつていくかということに通じますけれども、毎年値上げをしなければならぬという事態が当然私は想定されると思ひます。

その場合、現行制度のもとでしたら、物価問題だとか、あるいは財政問題だとか国民生活だとか、そういうものを総合的に判断しながら専売納付金をコントロールしようと思へばできるわけです。ところが、この制度の改正をやりますと、そういう機能が全く果たせなくなるわけでありまして、かえつてどうも政府としてお困りになるようなことになりかねないという心配があるのではないかと思ひます。いかがですか、そういうことはございせんか。

○政府委員(名本公洲君) 先生たゞいま御指摘のように、今回の制度の改正によりまして、従来のように、言うならば融通無碍と申しますか、そういう点がなくなるではないかという御指摘でございしますが、そういう面が確かにないわけではござ

いません。

しかし、国家企業と申しますか、要するに政府が一〇〇％出資しておるこういう公社のような企業が、一方におきまして、消費者のために国民の負担にたえて効率よく経営をやつていかなければならぬというの、こういう時勢の中におきまして、また最も求められるゆえんでもあるわけでございます。

今回の制度改正は、一方におきまして財政収入の確保、あるいは価格形成方式の明確化ということと同時に、公社の経営努力というものを求めていく、経営効率を高めていくということを一つの大きなねらいにいたしておるわけでございまして、そういう点におきましては、これはまさに現代的な、今日の国民各層からの政府に対する要望といふものを具現するための一つの方策でもあるわけでございます。また一方、物価その他の面におきまして、従来の非常に大きな利益部分から少ない利益部分になることによる価格へのね返り、価格改定ということにつきましては、その折その折の物価に対する政府の姿勢というものでございします。

定価改定を行うに当たりましては、企画庁の物価当局とも十分相談をし詰をしながら、改定を行わなければならないときの政府としての物価政策といふものとそを来すことのないように、そのように運営をしてまいるのは当然のことでございます。そして、そちらの面におきましては、十分慎重に今後とも対処をしまひらなければならぬというふうな考慮をしております。制度の持つております趣旨が、きわめて今日の要請を満たすものであるという点につきまして御理解をいただきたい、かように思ひます。

○説明員(泉美之松君) ちよつと補足して御説明申し上げたいと存じます。

先ほど中村委員から、五十年定改後今日まで原価が三割も上がつてゐるではないかというお話がございしました。確かにそのとおりでございます。また、今後の物価動向は、御心配のとおり私も

といたしましても予測がなかなかつかなくて困つておるわけでございしますが、やはりオイルショックの後の物価高騰というものが今後だんだんと実現してくるということは私も予想して、それに応じて製造たばこの原価も上がつていくものと、いふふうには覚悟いたしておるのでございしますが、しかし、政府の物価対策もありまして、私どもとしても今後原価の上昇に対しまして厳しい管理をやつていくつもりでございしますので、お話しのように、毎年値上げをしなきゃならぬというふうな事態はとうてい考えられせん。

私どもといたしましては、今回、小売価格の改定を行いましたならば、五十五年、五十六年、五十七年の三年間は値上げをしなくても済むものと思つております。恐らくは五十八年度に赤字になる。したがって、五十八年の終わりが、あるいは五十九年になつて定価改定をすればいい。それからまた、一たん定価改定をすれば三年ぐらひはもつもの、このように思つておる次第でございします。

○中村利次君 たゞいまの總裁の御答弁、私はもう大いに歓迎をいたします。これはもうぜびそういうことであつてほしいと思ひます。しかし、私はやっぱりかなりな憂いを持ちますのは、昭和五十二年をピークにして製造数量といふのはどうもやつぱり、必ずしも需要は落ちてはいないようですけれども、四十九年、五十年といふのは、これは値上げの関係等もあつたのでございまして、これは値上げの買入れがあつたかどうか、数字といふものは正直なものでございまして、こういうところに出ておるようすけれども、しかし、とにかく需要がだんだん減少傾向にあるということ、は、どうもこれはやっぱり否定できないようですね。

専売公社の調査によりまして、たとえば昭和五十四年度の喫煙率は、男子の場合七三％、女子の場合が一五％になつておるようでありまして、ずいぶんこれは十年間ぐらひの間にかなりやつぱり減つておるということが言えると思ひ

です。たまたま最近問題にされておりますWH
Oの報告、あるいは一九八〇年度の活動方針とし
ては、とにかくこの量を制約するんだと、加
盟国に対してそういう運動の提唱をやっていくん
だという国際的な広がりもあるようですし、それ
から嫌煙運動というの、これはこの前から私は
申し上げておるんですけれども、かなりはでな運
動を展開しておるようでありまして、禁煙席と
いうのが飛行機だけではなくて、新幹線にもあ
れば十六号車両でしか定着をしただけで、む
しろこれは広がる傾向にある。加えて最近、も
うこの駅に行きまして、禁煙タイムというの
がラッシュアワーには例外なく設けられておるん
です。

そうなりますと、私は専売公社の経営努力、こ
れはもう懸命になって国民の期待にこたえておや
りになったとしても、こういういろんな要因から
くる需要の減退傾向というものは、なかなかどう
も防ぐことはできないのではないかと。低ニコチン、
低タールの開発をどうしていくかという経営努力
に絡むいろんな問題も絡んでくるのでしようけれ
ども、そういう私は可能性を否定することはなか
なかならずかしらうと思うんです。

そこへもってきて、先ほど私が大蔵大臣に御所
見を求めましたように、経済環境というものはま
さにさまざま変わりになりつつある。そういうもの
を総合的に考えますと、私はむしろここで二〇%程
度の値上げをするということよりも、制度の改正
というものは果たして今日以降の課題として適当
であらうかどうかということは、これは大いに議
論のあるところではないかと思うんですよ。これ
は大蔵大臣ひとつ、もうこういう同じことではいつまで
も議論をしようとは思いませんので、決着の意味
を含めて、大臣の御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(竹下登) 日本の国内のみならず国
際的に、まさに国際的課題としてインフレ征伐と
いうものがいまやられておる。それが一方におき
ましては、言葉は適当でございせんが、金利競
争のような状態すらもたらしておる。そういう厳

しい中であつて、もとより景気、物価両にらみな
がら、当面、卸売物価の急上昇がじわじわと消費
者物価に影響してくるであろうということは、私
も認識としては同じ認識を持っております。

したがって、こういうときにこそ勇断を持って、
値上げなどはやめてしまえというような意見も確
かにございまして、が、私の心の救いとして申し上
げておりますのは、すでに五十四年度予算のとき
から財源として見込まれておったものであるとい
うことが、せめて私の心の救いになつており
ますし、そうして今日財政再建というものが、あ
るいは財政再建第一歩と、初年度というように意
味の取り組み方をしてみたいんですけど、この値
上げをお願いするということに対しては、私ども
も大いに肩を落として、これは当然のことである
と、こういうような適切ないい答弁をする心境
になりやうい、私も厳しく受けとめておるわけ
であります。

しかし、私ども物価政策、相対的に受益と負担
いろいろございまして、その中で総裁からも申さ
れましたように、ある種の中期展望に立ちながら
も、それなりの計画というものが、年々改定しな
きゃならぬじゃないかという御意見に對する
お答えとしてありましただけに、そういうもの
も、やはり私は中期の展望に立つた場合救いの一
つではあるというふうに認識をいたしておるもの
であります。

ただ、本当中村さんがいろいろお尋ねになる
背景というものは、ここで確かにたばこ値上げの
議論をしておるが、それよりも世界の動きはもう
全く大きな変動、さまざまという言葉をお使い
になりましたが、そういう認識は私も一緒であり
ます。

ちょうど一昨日も西ドイツの大蔵大臣がお見え
になりました、私も絶えず総合的な経済運営を
やっていく中で幾つかの指標、たとえば消費者物
価でございまして、あるいは失業率でございま
すとか、成長率はもとよりのこと、それらを非常
に関心を持ってながめておりますときに、これは

私のいささか私見になりますが、いつでも西ドイ
ツは優等生だなぁと、こういう感じがするのであ
ります。

で、十一月までの消費者物価を見ますと、上昇
率が西ドイツよりもちょっと日本の方がまだ低
かった。しかし、十二月からは消費者物価におき
まして、もう西ドイツの上昇率が世界でやつぱ
り一番低くなつております。

その西ドイツも、やはり当面はインフレ対策が
最重要である、こういう認識の上に立つており
まして、非常に消費者物価とか失業率とか、ある
いは成長率とかいうと、日本と西ドイツが安定基
調の中でプラス成長であります。アメリカとか、
あるいはイギリスはマイナス成長を五十五年度見
込んでおるわけでございますが、その西ドイツも、
本当中に日本、われわれが認識していると同じよう
な形でこの当面インフレ対策、物価政策という
ものに重点を置いてそういう認識をしております
と、本当中にそういう環境に対してこの法案の位置
づけというものが、周囲はさまざま変わって法案は
同じものが続いていると、こういう印象が私にも
いわけじやございせん。しかし、これそのものは、
この物価政策も、先ほど総裁からも述べられ
ましたように、中期展望をも踏まえておりますし、
また、すでに五十四年度予算からの財源として見
込んできたものでありますだけに、可及的速やか
に議していただくことを心から期待してござ
います。

しかし、答弁しながら、あるいは中村さんの質
問を聞きながら、取り巻く環境のさまざま変わ
りうものは、私も認識は全く同じ認識をいたして
おります。

○中村利次君 どうも私の表現の仕方がまずかつ
たようであります、本日は私も、この法案を審
議する前提としてのさまざま変わりをした環境の問題
をまず十分に伺つて、その上でと思つたんですが、
たばこに少しこだわりの過ぎたのですけれど
も、いまの大臣の御答弁は、まさにこれは私の表
現がまずくて質問とはかみ合なかつた感じがあ

ります、私が伺いたところを御答弁いただい
たわけです。

これからひとつ、法案審議の前提として、むし
ろかみ合う質疑をしてみたいと思ふんですけれど
も、先ほど大臣は日銀からの相談もあつて、きよ
う日銀として公定歩合の問題を決めるようだ、そ
の具体的な数字については大蔵大臣としてここで
言及をすべきでない、こういうようなお話で
ございました。大体、解散権とか公定歩合の改定
なんというのは、この間の大臣の大蔵委員会での
御答弁を聞いていても、本中にこれは、何とい
うんですか、解散権は総理の専決権であり、公定歩
合というのは日銀の専決権であつて、やはり大蔵
大臣は当然これは無縁ではないわけでありませ
れども、そんなのをその瞬間まで何%上げるとか
下げるとか言うべきものではない、解散をする
とかしないとか、もう次の瞬間解散する場合でも、
その一秒前には、そんなことはわからないと言
うのが当たりまえかもしれせん。

しかし、私が本中にナンセンスだと思ひますの
は、当然のことではありましようけれども、そう
いう議論を国会でやっているわけですよ。大臣
は、やはり何%かということは言うことは適当で
はない。恐らく私がこれは追つかけていつても、
大臣は最後までおっしゃらないかもしれない。と
ころが、もう新聞なんかには、けさだけじゃなく
て、きのうあたりから、おとといあたりから、も
う数日前から一七五%九%になるということ
はもう断定的で、日銀から大蔵大臣に相談があつ
て、大蔵大臣と日銀総裁が合意に達したなんとい
うことが、これはもう断定的に書いてあるわけ
であります、全くばかみたいなことを言ひ合つて
いるのは国会だけだ、まことにどうも奇妙
きつてつなそういうことを私どもはやってい
るわけですよ。

ばかばかと思へば、こんなことはやめればい
いと思ふんですけれども、やはりそうもいきま
せん、そこで大臣から、きょうの日銀の政策委員
会で九%に公定歩合が決めてられて、あしたからこれ

を実施するということで、會議録に載つかるような御答弁をいただこうと思いません。しかし、私は果たしてその九%でとどまるのであらうかと、確かに、十五日に発表されましたアメリカの総合インフレ対策は公定歩合には手をつなかつた。しかしながら、そうであつても、専門家の間では確かにこれは好感を持つて迎へられてはおるけれども、しかし、いま一八・五%のアメリカのプライムレートが、早晩そう遠くない時期に二〇%ぐらゐになることは間違ひなからうと、こういうことがすでに専門家の間でほとんど断定的に言われておるわけである。

同じように、この円相場の問題とか、あるいは經常収支の問題とか、いろいろなものを総合的に判断をして、あるいは国債相場、これなんかでも大蔵省が今月の中旬あたりからかなり強硬な介入をされて、今週あたりもうはつきりした介入をされて確かに持ち直しましたけれども、この対応策といふものを含めて、果たして内外の金利差がこれとどまるのかどうかということが大變な課題になつておるんですね。それから、国債関係のシロなんかの見方にしても、何というんですか、公定歩合の天井感といふものはまだこれは出ないというんですね。こういう問題に対して大蔵大臣、これはどういふうぐあひにお考えになり、あるいはどう対処をされるのか。

恐らくきよう決まる公定歩合と同じようにきよう決まると言うよりも、すでにもう決定しておる公定歩合と同じように、大臣は、いやもうこの第五次公定歩合の引き上げで六次、七次はないと言わなければ大蔵大臣としての役割りは務まらないけれども、余り国会の議論をむなしものにならないぐらゐの御答弁はぜひやつてくれませんか。

○國務大臣(竹下登君) まず最初の、一般論としての、ここで公定歩合論議をすることが非常にむなし状態になつておる、これは私も、いろいろなそれについての感想はそれなりに持つております。すなわち、中村さんの時代や私どもの時代で

教つたのは、どちらかといへば、まあ財閥が金融機関を支配しておる時代でありまして、したがつて公定歩合の操作などというのは直ちに投機につながる。したがつて、その瞬間までまあそれを言つておつてもとがめられないという性格のものであるといふような教育体系の中に育つたわけですから、今日も、本筋としては私もそのとおりだと思ふのであります。

ただ、何としても、いわゆるマスコミの発達でも申しましようか、そういうある種の、これは取材は自由でございませうけれども、取材競争の激化とでも申しましようか、そういうもののの中に、政府なり日銀なりの施策がそれによつてリードされておるといふ感じを私も持たないわけではありません。しかし、原則的に、公定歩合といふものは日銀の専横事項としてやはり認識だけは持つていなきやならぬ。そこに、ちぐはぐなある種のむなしさといふものがあると思ひます。

したがつて、明瞭な数字といふものは恐らくきようの午後だろうと思ふのでございませうけれども、政策委員会において決定された段階において、今度は日銀法の第二十一条によつて公告をして官報掲載されるということになりますので、このような報告がたまたま参りましたといふのは、少なくとも私がここにおる限りにおいては、委員長には申し入れなきやいかぬことではなからうかと思つておるところであります。恐らくこの委員会における本法案審議中の出来事として、そういうことが予測されるのじやないかといふふうにまず一つは考えます。

それから、これまた、したがつて数字の出る前に申し上げる言葉ではございせんにしても、一般論として、恐らく通貨当局は天井感といふものをお考えの上で決定されるであらうと思ふわけでありませう。それが天井感になるかならぬかという数字を前提にしないままの議論はおかしな議論でございませうけれども、私どももカーターさんのおとりになつたインフレ対策といふものは、ドルがやつぱり基軸通貨でございませうから、ドルが安定

してアメリカのインフレがおさまつて、そうして日本との経済秩序というものも、インフレがおさまれば自然な形において経済摩擦も少なくなつていくといふような意味で心から期待をいたしておりませうもの、私は一方、アメリカの例のサチャージみたいな、まあ三%でございませう、いま公定歩合は御案内のように一三%でございませう、このプラスサチャージみたいな三%といふものについて私なりにいろいろ研究してありますが、実は私も、はつきりこれはかくかくしかじかなるものだという説明がでない一つの背景を申し上げましようか、アメリカのいわゆるバンカーとでも申しましようか、一万五千ぐらゐ銀行がありまして、そのうちの六千ぐらゐが連銀に加盟しておる。そうして、アメリカのバンカーといふものの伝統的風潮というものは、連銀に金を借りに行つた者はバンカーとしての資格がマイナスに問われるといふ、ある種の伝統みたいなものがあるようございませう。

したがつて、貸出残高等を見ますと、日銀などに比べればはるかに少ないものしか貸し出さない。どつちかと言へば、緊急避難のときに短期間借りるといふような性格になつておりますので、確かに量そのものは大變少ないものであります。それといま一つ、アメリカの場合には、プライムレートが先行してその後公定歩合が追つかけていくといふ、日本とはまるきり逆な仕組みになつております。で、今度三%のサチャージを考えられたことも、あるいは私は、ウォール街の心境として、連銀へ金を借りに行くことはバンカーとしての資格はいかにマイナス要件に働こうとも、やはりこれだけ開きがありますと、一時的に借りて貸せば大變な利ざやをかせぐことがでる。したがつて、本当のその一時的な緊急避難的なもの以外は、少し長目に借りるようなものは三%のペナルティみたいなものを取りますよといふような性格のものではないかなあといふふうに見ておるわけでありませう。

そこで今度は、それから来ますところのいわゆる金利関係の問題でございませうが、先ほども適当な言葉ではないとは申しつつ、いわゆる金利競争のような感じにすると。まあ先般も連銀あるいは中央銀行の總裁の会合がありまして、そのときもやはり共通の課題として、お互に金利競争みたいなものは避けたい、しかし、国内のインフレは抑えなきやいかぬといふところに、相矛盾した共通の認識といふものができたといふような報告も受けておるわけでありませう。ところが一方を見ますと、いわゆるオイルダラーとでも申しましようか、そういう産油国のドルが必ずしも高金利のところへだけ流入してはいない。すなわち、非常にだんだん勉強されて、ドイツでありますとか日本でありますとか、そういうようなところへむしろ選別して流入していつておる。これはいい意味における傾向だと思ふのであります。

また、そういうこともございませうので、私は金利競争そのものが、日本の金融に対して大變な悪い影響を与えといふふうには思わなくてもいいのじやないかといふ感じを一つ持つておるところであります。

それから、今度は国債問題をお尋ねになりましたが、国債管理政策といふものは、一口に言つて、これは国債が多過ぎることがいけないといふことに尽きると思ひます。そうして、国債整理基金で三千億円だけは買ひオペをするといふことを発表いたしましたので、すでに二千億円といふものをオペをしたわけがございませうけれども、これは機動的な配慮によつて一時的な効果は私にはないとは思ひませう。

ただ、一つ見てみますと、この三月期は決算期であるといふこともございませうが、商いはまたこれは大變に薄い商ひです。東京証券取引所では一日にたった一件、二億円というやうな日もあるわけですが、したがつて、これが必ずしも実勢を表示しておるものではないといふ印象も受けながら、毎日私どもは、為替レートが落ちつくといふのが、今日私どもは、為替レートが落ちつくといふのが、今日私どもは少し下がつていくといふやうな状況

態を見ながら、本当に予算委員会に出ておりまして、その数字だけは絶えず総理の方へ回さなきゃいかぬようなぐらゐり絶えず変動しておるわけでありませう。

しかし、国債につきましては、とにかくそれは何としても多過ぎるということが何よりも理由でございませう。これを減らしていく努力というものはこれはたゆまざる努力としてやつていかなきゃならぬわけにございませうけれども、恐らく中村委員御指摘のように、きのうのちよつと落ちついておりますですね。そういう意味におきましては、私もシ団に対して今度五十五年度お願いするものにつぎましてきめて濃密な打ち合わせをしまして、そして引き受けていただく額を、もとよりいわゆる資金運用部資金で余り大きなものを引き受けるというのめいかかと思ひますもの、やはりシ団引き受けのある種の限界といううなものも相談しながら感じますので、したがつて、どうやら私は消化し得るのではないかとこのふうに思つておることであります。

いづれにいたしましても、そういう複雑な環境の中にあつて、まさに機動的に弾力的に運営していかなくやならぬ数々の問題に、もう一刻一刻と対面しておるというのが今日の姿ではなからうかというふうに、御理解をいただければ幸ひであります。

○中村利次君 大蔵大臣の御所見も伺ひたい、私のかゝるべきではないかといういろいろなことを申し上げたい、御判断を得たいと思ひますが、私の質問の持ち時間がもうきわめてわずかでございまして、一々そういうことをやつていく暇がございませう。

まことに私はそういう点は残念だと思ふんですけれども、私はやっぱり国債と財政の問題はもうこれは重大なかかり合ひを持つものでございま

すから、いま大臣が最後に御答弁いただきました国債の問題につきましても、特に六・一・国債なんか、あれは底では七十三円ぐらゐりだつたのですか、こういう状態が続いたのでは国債の発行そのものすらおかしくなるという状態のもとで、それなりの私は大蔵省としてのいろいろな手をお打ちになるというのにはある意味では当然である、発行条件によつては財政にかなりのかわりが出てくるわけでありませう。

しかし、私がやつぱり心配であり、大臣の御所見を承ると同時に、ぜひ何とか効果的な手を打つてもらわなければ困ると思ひますのは、相場の天井感というものがなくて、公定歩合を引き上げれば何か国債相場の下落にそれが通じて、そしてまた次の今度は公定歩合の引き上げを繰り込んでいくという、株式相場にしても証券相場にしてもあるいは商品相場にしても、相場そのものというものがきわめてこれはもう奇怪なものであるようございませうけれども、現在ただいま、四十八年の十二月ですか、から五十年の三月まで続いたいわゆる九割という最高の公定歩合に今度ははさるということになるというが、そうであつてもまだ天井感がないというのは、私はこれは異常なことだと思ふのです。

ところが、日銀にしても大蔵省にしても一・七五割の大幅な引き上げをされるというのは、何と云うのですか、そういう公定歩合はまだ上がるんだというのに対して、ここでそれを断ち切ろうというところだと思ふのです。そういうのをみんな関係者が百も承知の上で、なぜまだ天井感が生まれないのか。この異常状態に対して、果たしてどういう対応をすれば効果的な対応ができるのであらうか。

これはもう本当に私は大変なことだと思ひますから、大蔵大臣の御所見と決意をお伺ひしたいと思ひますし、あるいは円相場の問題にしまして、も、やつぱりこれは何と云つても内外の金利差の問題、大臣のお答えとして、私はそれととり受け取りませうけれども、その上に立つても、なおか

つ内外の金利差がやつぱり円安不安を取り除くことはできないと思ひますし、また、国際収支の問題にしてもこれは容易ではない。

二月の通関統計、大蔵省から発表された通関統計によりますと、貿易収支の赤字幅は約十四億ドルぐらゐりなつて、確かにこれは幅が非常に縮小されたようでありませうけれども、しかし、中身を見ますと、やつぱり円安による輸出がかなりふえておる。中でも自動車は四〇%もふえておる。鉄鋼が一五%ぐらゐりでしたか、ふえているというところでありまして、日米の経済摩擦の種になつておるような、そういうものの増加によつて赤字幅が減少しておる。

そうなりますと、これは日米の経済摩擦を解消しながら経常収支を改善していくにはどうすればいいか、こういういろいろな問題がどうも次々出てくるわけでありまして、時間がございませうから、ひとつ大臣の簡明な御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) なかなか簡明な答弁を堂々と述べるほどの自信も能力もございせんけれども、確かにいま御指摘のとおりでございませう。

公定歩合一つとてみましても、日本はいま現在七・二五でございませうが、アメリカは一三であり、ドイツがやつぱり七・〇でございませう。それからフランスが九・五、イギリスが一七・〇、イタリアが一三・〇、こういうような状態でございませうので、当然プライムレート等について各国金利差ができておる。しかし、いまのところ幸いなことには、貿易収支の問題は別といたしまして、全体に見ました場合に、いわゆる産油国へ移転した富が、また信用のある国へ国債の消化とか、あるいは自由の預金とかによつて流入しておるといふ傾向は、私はこれは日本経済にとつて苦しいながらも好ましい状態ではないかというふうに思ふのであります。

したがつて、これらについても大変な努力をしていかなければならぬこととございませうが、先ほど御指摘の国債の問題につきまして私自身も感

じましたのは、確かに買いオペを仮に三千億やつたといひます。ところが、これは、ある一面において国債管理エゴイズムみたいなものではないかとも思われるわけでありませう。他の公社債市場と一緒に何かしておるものを、政府の出しておるものに限つて買ひ支えをやつていくといううな、だから全体的には私もそこにおのずからの限界があるなという認識をひとしくしておるわけでありませう。

そこで、全体の基調というものを取り戻すということが何よりも先決ではないか。したがつて、いわゆるファンダメンタルズということがよく言われるわけにございませうが、そうした基礎的な基調のものを逐次そろえていくというたゆまざる努力が必要ではないか。恐らく、明日経済企画庁中心でお出しになります緊急物価対策あるいはきょう日銀から連絡をいただいております金融操作、そういう問題が、全体の姿の中でいよいよ基礎的な諸条件が整つていく先導的な役割をするのにならうか。したがつて、私も何らかの形で国民の皆様全体に理解と協力を求めていく姿勢をとつていかなければならぬではないか。

われわれといひましたも、今年度、五十四年度補正予算に自然増収が見込まれておる。そうして五十五年度予算も自然増収が見込まれておる。これはどこから来たのだらうか。もちろん、政府が積極的な公共投資をしたこともございませう、借金しながら。しかし、私は明確に最近申し上げておるのは、いわゆる今度の春闘の模様、これをながめておりまして、あるいは昨年、一昨年の春闘の状態なんかをながめてみますと、まさに慣熟したまでの労使の話し合いというものが日本経済を支えてきたのじゃないかといううな感じすら、私は最近持つておるのであります。

したがつて、使に對してはもとよりのこと、労働側とも絶えず接触を持つていくということが、大きな意味における基礎的な諸条件いわゆるファンダメンタルズというものを整えていく基本的な姿勢になつていかなければいかぬといううな形で、

積極的に国民の理解を得ていく努力を私もしなければならぬと心に決めておりますので、それが決意ということに当たるとすれば、御理解をいただければ幸いなことであるというふうに考えます。

○中村利次君 残念ながらどうも時間がなくなりましたが、決意のほどは承りました。しかし、十五日のアメリカの緊急総合インフレ対策が出て、円がどうだろうという心配もあったと思いますけれども、確かに二百五十円直前まで円安が出たのですが、きょう九%まで公定歩合が改定をされるということが発表されて、これを織り込んで二百四十八円台でとどまっておるようであります。

しかし、やはりこれから果たして円相場がどうなるのかという心配は全く尽きない。そういうときに日本国政府は、大蔵大臣、何か電気、ガスの料金改定の条件として通産省は二百四十二円、経済企画庁は二百三十七円で、きょうですか、調整をとつたようです。これは経済に関心を持っておる者から言えば、政府が円レートを対してどういう効果的な手を打って、円がどういうところにおさまるのかという大変決定的な大事な課題が大平内閣の課題である。だのに、そこで、やれ二百四十二円だ、二百三十七円だという、同じ政府の中で円レートについてまことにどうも理解しがたいあれが行われておるとするのは奇妙きつてつです、時間がもうなくなつてしましましたからそれはもう伺いません。

最後に、一つ専売公社にお伺いをして私の質問を終わりますけれども、冒頭に、たばこは嗜好品として日本だけでなく国際的に需要がだんだん低下するという傾向にあるのではなからうかというところを申し上げましたが、そういうものにもこたえて専売公社としては、ちよつと触れました低ニコチン、低タールの開発について、かなりこれは進んだ実績をお持ちだということを聞いておりますけれども、いまはやめておられますが、ヘビースモーカーとしての私の体験からしますと、どうも低ニコチン、低タールというたばこは、なれるまでは非常にまずい、吸う側の立場からのそういう

う感じがあるのですが、そういうものを含めて、それを乗り越えて低ニコチン、低タールというものの開発というのが可能なかどうか、あるいはそういうものを手がけておられてかなりの実績をすでにお持ちなのかどうか、最後に伺いをして、私の質問を終わります。

○説明員(泉美之松君) 中村委員のおっしゃるとおり、世界的な傾向として、たばこの消費は伸び悩んでおります。もちろん、いまの発展途上国におきましては消費が伸びておる面はございますけれども、先進国としましては、ほとんど消費が伸び悩んでおると言つて差し支えないかと思ひます。わが国の場合にも、先ほどお話しのように消費が伸び悩んでおるわけでございますが、先生お話しのように、喫煙者率なりあるいは喫煙本数が減つておりますけれども、成人人口の伸びが毎年一%ぐらいございします。私どもとしては、たばこの消費はその程度は期待できるものというふうに考えておるわけでございます。

なお、低ニコ、低タールのたばこを出しますと、どうもこれは消費者の方からは、専売公社は本数をかせぐために低ニコ、低タールのたばこを出しているのじゃないかというふうなことを言われるわけでございします。これは世界的傾向としまして、健康のために低ニコ、低タールのたばこがいろいろございまして、世界的な傾向として低ニコ、低タールの製品が最近多くなつてまいつておるわけでございまして、私どももいたしまして、過去にはたとえニコチンで申し上げますと一・八ミリグラムぐらいが平均であつたのが、こころ、二年は一・一ミリグラムまで減つてきておる。それだけ低ニコ、低タールの製品を出しておるわけでございまして、今後さらに低ニコ、低タールの技術開発をいたしまして、一・〇ミリをいまのところ目指しておりますけれども、将来は一・〇ミリを割つてもつと〇・九ぐらいの平均になる、平均がそうでございしますから、中にはいまのジャストのニコチンが〇・二から〇・三ぐらいのもの、あるいはいまはパートナーが〇・七でこ

ざいですが、ニコチンが〇・五、六というものを今後開発していきたいと思つておるわけでございまして、何といひましても、低ニコ、低タールの製品をつくつていく必要があるかと思つております。

なお、そういう低ニコ、低タールにするにつきましては、葉っぱの加工技術のほかに、いろいろなフィルターであるとか、現在の材料にさらに改善を加えるほかに、新素材としてニコチン、タールのほとんどないという新素材もいま開発すべく一生懸命努力いたしております。それができますと、将来そういうものを他の葉っぱの中にまぜまして、一層低ニコ、低タールのたばこがつくられていくというふうな努力したいと思つておる次第でございします。

○片岡勝治君 前回に引き続きまして、もう若干質問をしたいと思ひます。

前回にも申し上げましたが、今回のたばこの値上げにつきましましては二つの要素がありまして、一つは、たばこそのもののいわばコスト、これが赤字になつた場合に値上げをする、同時に、それが納付金という形で税金部分にも波及をする、こういう点についてただしたわけであります。

そこで、さらにこの問題についてもう若干質問をしたいと思ひますが、まず第一に、今度の値上げ法案の内容を見ますと、幾つかの歯どめといひますか条件が備わつて、初めて大臣の認可ということが行われるわけであります。赤字が生じた場合、あるいはその最高価格は物価変動率を乗じた限度だと、さらに審議会の議を経ること、それから基準最高価格の一・三倍を超えることができない、四つの条件があるわけであります。この条件のもとで仮に赤字が出た場合に、公社の経営をいかに分析をして値上げが妥当かどうか、こういうことになつておると思ふんですね。その場合に、だれが認可をするかといへば、審議会の議を経ることにはなつておりますけれども、大蔵大臣のいわば承認があれば値上げをすることができ。前回も申し上げましたように、それがその

まま納付金の増額に連動するわけであります。

大蔵大臣といへば、国の財政の台所をつかさどる、いわば当面の最高責任者です。公社の赤字を解消するための値上げは即納付金の増額に通ずるという要素が入つておれば、大蔵大臣はいわば二重人格のもとにこの認可という作業が行われるというところになるわけですね、率直に言つて。つまり、値上げをするれば、この前も言つたように、国家財政の増というところが通常あり得るわけでありますから、大蔵大臣としてみれば、特に財政危機の今日、一千万でも百万円でも国家財政が増額になる、豊かになる、そういうことをいねがつて

いる立場であります。

そういう立場の人がこのたばこ値上げの認可に当たるといふことについて、若干私は疑義を持つんです。いやおれはそうじゃない、国家財政のことはもう頭のない、公社の経営そのものを分析した上で、やっぱりこれは値上げをしなきゃならぬと口では言うかもしれないけれども、しかしそうはならぬと思ひますね。やっぱり大蔵大臣としてみれば、むしろ国の財政再建という方が重くあつたの肩のししかつてきておると思ふ、財政再建という大きな課題が。したがつて、このたばこの値上げ問題の認可に当たつては、そのことが私は多かれ少なかれ影響するのではないか。

まず初めに、認可をするに当たつて、大蔵大臣はいわば二つの矛盾した要素を持った認可行為でありますから、これについてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、前回から片岡委員御指摘のように、財政再建の折、とにかく一銭でも収入の増加を期待する大蔵大臣が、これに対する何と申しますか、妥当でないと申しますか、その決定権を持つのは相矛盾する二つの性格を持つておるのじゃないかという御指摘でございしました。

私も、その御質問の趣旨はよく理解できるところでございしますけれども、これにはやっぱり審議会でございしますとか、あるいは物価の会議でござ

いますとか、閣僚会議でございまして、か、そういういろいろな面でも客観的にはついておるわけでありまして。しかし、もとより大蔵大臣が二つの性格の一方に重点を置いて物をはかっているという姿勢であつては私自身もならないと思ひますけれども、客観的ないろいろなチェック機能とでも申しましようか、そういうものがございまして、ということ、一つは、そういう心配がないようにということではなからうかと思ひます。

したがって、やっぱり専売公社を管理、監督する行政大臣としての大蔵大臣でございまして、その価格を決定するという手続は、やはり専売公社自身を管理、監督する立場にある大蔵大臣がやるのが妥当ではないか。しかし、経済企画庁が主たる客観性が整つておる中で、妥協な決定はやはり行政所管の大臣がすべきものではないかというふうに、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○片岡勝治君 おつしやることも法制的に、あるいは行政的な観点から私もわからないわけじゃありません。いわば所管大臣でありますから、その責任上認可する、そういう立場にあるということもわからないわけではありませぬけれども、大蔵大臣の頭の中も一つのいわば脳細胞、認可をするときにはこつちの右の方の頭脳を使って、財政再建はこつちの頭脳の方を使うというわけにはいかぬと思ふんですね。

ですから、特に今日のような経済再建という課題がないときならば私は理解するんですが、こういう時期にはむしろ大蔵大臣という立場からすれば、財政再建という問題意識の方が強く持つてゐる、これは当然だと思ふんです。そういう情勢下にあつて、この認可行為というものが大蔵大臣にあるということについて、果たして客観的に判断ができるかどうか、若干私は疑問を感じるんです。これは私だけじゃなくて、消費者あるいは国民の側もそういうふうに感ずると思ふんですね。

もし本当に経営そのものを分析して、これは必要だと、そういう判断を下すとするならば、もちろんこの場合でも審議会というのがありますけれども、それ専門の人あるいは部署にいる人が判断をした方がより客観的になるのではないかと。私は、竹下大蔵大臣を信用しないということじゃありません。制度そのものにそういう矛盾点を持つておりますから、そういう矛盾を分離した方が、より客観的な認可ということができるのではないかと。

これは全く仮定の話でありますけれども、企業の分析ということであれば、通産大臣とか経済企画庁長官とか、もちろんこういつた人だつて閣僚の一人ですから、国の財政再建ということに忘れてゐると思ひません。大蔵大臣同様考へてゐると思うのでありますけれども、何か他の企業そのものの経営という角度からこの認可をするということであるならば、そういうところに持つてゐた方が客観性があるのではないかと。国民の側からすれば理解の得られる措置ではないかと、こういうことを私は感ずるわけなんです。まあ大蔵大臣を越えて直接総理大臣の認可にしたらばいいではないかというふうなことも考へられますけれども、これと同じだろと思ふんです。

このことは、いまだこれをどうこうということにはなり得ないと思ひます。しかし、これをやはり念頭に置いて認可、承認という行政行為をやつていただきたい。そういたしませんと、大蔵大臣は国の財政のことを考へてくれれば、もうちょっと値上げしたらいいじゃないかというふうなことを言つてゐるんじゃないかと感ぜられるわけでありまして、ひとつ大蔵大臣としてはそういう点は混同しないで、ぜひ客観的な、もちろん幾つかの面ではあるという大臣の答弁であります。それを踏まえ、客観的な認可行為に移行するよう、ひとつ今後ともそういう何といひますか慣習といひますか、われわれはもちろんにこれに反対でありますけれども、仮に法案が成立した場合に、初めてのことであるので、ぜひ

慎重な配慮をお願いしたいと思ふわけでありまして。

それから、赤字になつた場合値上げの一つの要素になるわけでありまして、これにはいろいろ理由があるわけでありまして、先ほど中村委員の方から質問がありまして、たばこの将来展望を考へたときに、私もやつぱりこれが大きく伸びる、あるいは喫煙人口が大きく拡大するということとはちよつと考へられない。そういういたしますと、特に今回の値上げによつて、前回も言ひましたけれども、私は相当喫煙人口というものが減るのではないかと、そういうことが想像されるわけなんです。

たとえば、そういうふうな喫煙人口が急激に減つた、そのために企業が赤字になるということもあり得るわけですね。そうすると、大蔵大臣の値上げの認可が行われる、それに連動したたばこを吸う人は納付金の負担額がふえると、こういうことになる。つまり、これをすつと考へてみますと、喫煙人口がどんどん減つていく、公社の経営が苦しくなる、どんどん値上げをする、それに比例して納付金がどんどんたばこを吸つてゐる消費者に過重にかかってくるという悪循環が、私は將來出てくると思ふんですね。

つまり、こういう場合でも、公社の経営の赤字というところになるわけでありまして、あるいはこういう場合でも、大蔵大臣はこれを認可してたばこの値上げを行う、それに比例して納付金の増加を期待する、こういうことになるわけでありまして、か。こういう事態に対する大蔵大臣や公社の考へ方は、どういうふうな受けとめたらよろしいでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) もとより、やはり原価の上昇等によりまして専売公社のたばこ事業の経営が圧迫されるおそれが生ずることに伴ひまして、その健全な経営を維持するという観点から最高価格の特例を設けたものでございまして、いろいろ私は、この間片岡委員が、ヘビースモーカーであつたが期するところあつてやめた、こう

おつしやいましてから、私と片岡委員とは年が一緒でございますが、これはおれもやめなさいとかめかなと思ひました。しかし、やめていないのでございましてけれども、幾らか私の節煙に対して警鐘を乱打していただいたような感じがしたわけでございます。

そういういろいろな変化というものが、経営自体に全く影響を及ぼさないものであるとは私も思つておりませんが、いまの場合やはり経営そのものが圧迫されるおそれが生ずるという場合に、お願いしておるような法文が生きていくという立場に立つて、厳正にこれに対応していくべきものではなからうかというふうな理解をいたしてあります。

○片岡勝治君 私は、他の企業の場合ならば、経営努力によつてそうした赤字を回避するということが比較的可能だ。もちろん、これはそのときの経済情勢によつて、どんなに努力しても赤字になる場合もあります。しかし、一般論として、たばこの場合には、他の企業と同様考へてこれを見るわけには私はいかないと思ふんです。つまり、専売公社としてみれば、前回言つたように、大いに宣伝をする、うまいたばこをつくつて、どんだんのみなさい、こういうわけにはいろいろ客観的条件からいかなないわけなんです。むしろ厚生省あたりの立場からすれば、たばこは余りのまない方がいじやないかと、そういう一つの政策をとらざるを得ない。そういう商品なわけですね。

そういうつまり専売公社の特殊性から考へてみると、たばこのむ人がだんだん減つてくる、そういうときにそれをカバーするのにどんだん値上げをする、喫煙者が減れば納付金も減る、それをたばこの値上げによつてカバーする、こういう喫煙者が減つた場合に同じような考へ方で値上げをするというところについて、私はこれも一つ疑問を感ずるんです。つまり、たばこということからすれば、喫煙者が減つた場合の赤字、こういうものについては別途考へざるを得ないんじゃないかと思ふんですが、どんなに努力をしても赤字にな

ということだが、私は近い将来出てくると思うんですよ、喫煙者がぐくぐ減るということが。

いまの日本では成年男子の喫煙者が七〇％ですか、すでにアメリカでは四〇％、この数字にだんだん私は近くなつていくと。しかし、アメリカでは女性の喫煙者が三〇％、日本は一六％、だから日本の女性はまだまだぐんと上がるだろう、こういう期待も持つておられるかもしれませんが、しかし、時あたかもたばこ健康問題が大きくクローズアップされている時代ですから、アメリカの女性性が三〇％に達した時代と非常に客観的な条件が違ふ。そうすると、日本の女性の喫煙率がアメリカに近づくとすることはこれまで考えられない。

そういうことをいろいろ考えてみると、喫煙者が急減をする、その事態になつてもこの法定緩和条項を適用したばこを上げる、そして納付金の確保に当たる、こういう手法がそのまま継続されていくのかどうか、もう一度大臣、この点についてお答えをお答えいただきたいと思います。

○説明員(泉美之松君) 片岡委員のおっしゃるとおり、世界的な傾向としても先進国ではたばこの消費が伸び悩んでおります。日本の場合も、五十年の定価改定の後、伸び悩んでおる状況にあるわけでございます。

したがって、今後定価改定して消費が落ち込むではないか、それはおっしゃるとおりでございます。私どもも五十五年度におきましては定価改定によつて百億本の消費減というのを見込んで予算を立てておるような次第でございます。しかし、過去の事例がそのまま参考になるわけではございませんけれども、五十年の定価改定をいたしました後、一年半たつて需要が回復いたしてあります。四十三年の値上げのときには半年で回復したのであります。それが五十年のときには一年半と延びておるわけでございますけれども、これは大幅な値上げであつたことも影響しておると思ふのでございまして、今回のように二一％程度でございましてそれほど大きな影響はないのではな

いか。したがって、今度の定価改定後やはり一年半ぐらゐりすれば需要は回復していくものと、このように見ておるわけでございます。

したがって、喫煙者率が落ち、喫煙本数が若干ずつ減つてはおりますけれども、他方に成人人口の伸びもございまして、そんなにたばこの消費がぐくんと落ちるといふことは私どもとしては予測しないのであります。もちろん、先生のおっしゃるような心配は私どもとしても十分持つていまして、そのためには需要の回復に向けて、先ほども申し上げましたように低ニコ、低タールのたばこを開発するとか新製品を投入することによつて新規の需要を開拓しまして、そのようなぐんと消費が落ちるといふことは防いでいきたいし、また防ぎ得るものと思つております。

ただ、定価改定を行いますと、先ほども申し上げましたように、その定価改定の前に仮需要が出てまして売れ残つた後、その需要が急激に停滞して、その停滞が一年半ぐらゐりは続くのではないかと、その予測はいたしておりますが、しかしその次に定価改定をすることまではもう相当回復しておつて、そこで定価改定を行ひまして消費がまた一時的に停滞するといふことを繰り返すようなことになりまふけれども、消費の絶対量が非常に落ちてしまふといふことは予測しておらないのでござい

ます。

○国務大臣(竹下登君) まあ、責任者であります泉総裁のお答えが、現状の認識の中においては私もそうではなからうかといふふうな印象を持つてお答えをお聞きしておつたわけでございますが、片岡委員おっしゃる通りに、客観情勢が将来大きく変わつていくと。その場合、そういうことを現実の事態としてそれが将来何年後とかそういうふうなものではなくして、非常に漠然とした印象で申し上げますならば、大変に事態が変わつて現行制度が維持できないようになるというふうな仮にもし状態があるとなれば、それはやっぱ私は当然のこととして、制度自身が見直される時期といふものが予測の中で全くないとは思ひませ

ん。

したがって、本当にそういう事態になつた場合には、制度自体を見直さなければならぬといふような認識は持つていなきやならぬと。これは私は、三年後であるとか五年後であるとかそういう意味でなく、委員のいろいろな角度からの分析に對するまさに客観情勢の変化といふものを予測する。正確な予測でなくして何と申しましようか、仮にそういう事態を描いてみた場合に、それはやっぱ制度そのものを見直すときというふうな認識をすべきではなからうかというふうに思ひま

す。

○片岡勝治君 喫煙者の将来予測というのは大変むずかしいわけでありまふけれども、少なくともいままでのような拡大といふことはちよつと考えられない。私が申し上げたいのは、喫煙者が減る、値上げをする、同時に納付金が個人にかかつてくるわけですから、つまり、喫煙者が減るといふ客観的な条件がだんだんふえればふえるほど、ミクロの立場で考えれば、喫煙者個人の立場になつてみると、だんだん納付金がふえてくるわけですよ。

ですから、そういう点は、つまり喫煙者が減つたという条件の場合の赤字解消のための措置といふのは、やっぱ別途考える必要があるのではないかと。つまり、企業努力といふことだけでは、これは克服できない課題ではないかと私は思ふんです。ですから、そういう点については、やっぱ将来考える必要があると私は思ふわけでありまふが、この点についてはこの辺で終わりたいと思ひます。

なお、この審議会につきましては、先ほどお答えがあつたように、一つの歯どめという形でこゝで審議をするわけでありまふが、これについても衆参委員会を通じていろいろこの組織について意見が出されております。現在どういふ構想でこの審議会を考へておられるのか、あるいは審議会の審議の経過あるいはその結論といふものは、ぜひわれわれ国会——本来、国会でやりたいと思つてい

たんですが、これを取り上げられちゃつたものから、審議会のその審議の経過あるいはその結果といふものは、われわれ国会の方にも報告してもらへるのかどうか、この点についてお願いをしたいと思ひます。

○政府委員(名本公洲君) 専売事業審議会におきまして御審議をいただくわけでございますが、その審議会におきましては現在法律で定めております人数が九人でございます。専売事業に關連のある方、それから専売公社の職員を含めまして、その他学識経験の豊かな方々に御参加いただいておるわけでございますが、定価改定にかかわる問題でありますだけに、暫定最高価格につきまして御審議いただきますときには、さらに關係業界の方々あるいは消費者の方々も特別委員という形で御参加をいただき、各方面から慎重に御審議をいただくということにいたしたいというふうに考えておるところでございます。

なお、その審議会におきましていろいろな角度からの御検討がいただけるわけでございますが、その御検討がたゞたゞした経過あるいはどういふような御議論があつたかといふようなことにつきましては、もちろん当委員会の方におきまして御要請があるならば、当然のことながら御報告をいたすべきものであるといふふうに考えております。

○片岡勝治君 ちよつと奇抜なことをお聞きいたしますけれども、これは黒字になつた場合に値下げをするといふことが将来私は全くないとは言えないと思ふんですが、この法律で、どういふ条項でどういふ手続で値下げをするのか。読んでいただくとよく私はわからないわけ、第何条で、どういふことであるかという手続で値下げをするのか。

○説明員(後藤正君) お答え申し上げます。

先生、いま大変な黒字になつたらどうするかという仮定の御質問でございますが、私も今回の定改をお願いしておりますのは、五十年の定改で約六〇％まで益金率を回復させていたわけでございますが、このままほつておきますと、五五を割るような益金率まで落ち込むとい

ことで、実は今回も定改をお願いをいたしたわけ
でございます。

したがいまして、御提案申し上げております法
案が認めいただきますと、約六〇まで益金率が
回復いたしまして、五十五年公社が予定をしてお
ります資産増が約千四百五十億ぐらいいございま
す。これに対して今回は税金としてすべてを仕込
んでおりますので、国税それから地方税相当分、
関税を納めました残りの利益が約九百十八億とい
うふうに予定をいたしております。これは資産増
に対する内部留保率としては約六〇％強でござい
ますが、これは全部固定資産、たな卸し資産の形
で化しておりますので、公社が自由に扱えるとい
うものではございません。これはあくまでも公社
の資本の充実に当たるものだといふふうに私ども
は考えておりますが、この黒字幅は、いまの政府
見通し等の卸売物価等から見ますと、経年ともに
にどんどん縮小してまいりまして、何年か先には
赤字に転落するというのが、通常のいわゆる形で
あるかと私どもは考えております。

ただ、大変逆の現象と申しますか、物価が政府
の御努力なり各国のいろいろな協力によりまして非
常に鎮静化し、逆に下がってまいっているというよう
なことになりますと、私どものコストもある意味に
おいては逆に下がってまいっているというような、先生
のおっしゃるような逆の大変望ましい現象の中で
公社の黒字が非常に大幅になるというような事態
も、これも仮定の問題としては全く考えられない
わけではございませんが、そういう場合でしたら、
先ほど先生も御質問がございましたように、現在
のやはり喫煙者率、市場動向等を考えまして、私
どもは法一条に掲げてある、ここで御提案申し上げ
ております価格がこれは最高価格でございま
すので、その範囲内で原価を償い、品質、規格その
他妥当なものであつて、専売事業に健全で能率的
で適正な収益をもたらすような形のいわゆる価格
ということで、個別価格の定価改正と申しますか、
逆に定価引き下げについて大蔵大臣に認可申請を
して、大蔵大臣からいわば下げた価格を認可して

いただいて消費者の皆さんにお届けするというよ
うなことも、大変大胆な仮定を置いた場合は想定
できるわけではございません。

法制上は、何らそこは矛盾なく行われるわけで
ございませう。

○片岡勝治君　そうすると、これは値上げの場合、
暫定最高価格の一・三倍という、こういう網がか
かっているが、当面、私も値下げの条件が出て
くるというふうには考えられませんか、し
かし、やっぱり法律というのは未来永劫、改正が
ない限りこの法律はずっと続いていくわけですか
ら、物価が上がったときには値上げをする、これ
は大臣の認可、物価がどんどん下がり、ある
いはコストが下がってきたという場合には、当然
値下げということが考えられるわけでありま
す。そうすると、これは最高価格でありますから、
この最高価格を下げる場合にはどうなんでしょうか。

○説明員(後藤正君)　御提案申し上げております
法案が認め願いますと、先生がおっしゃるよう
に、今後物価が仮に上がりますと、先ほどおっしゃるよう
になります。私どもも大きな赤字というものが生
ずる事態はまず想定されたいわけではございませう。
そうしますと、赤字に転落した場合にしかこの
暫定最高価格をひとつ決めたいというこ
とを大蔵大臣に私どもも事実上お願いするわけにまい
りませんので、あくまでも改正法案として提出を
しております。第一法の法定最高価格、ここで先
生方に御審議をいただいております、それぞれの
一級品、二級品、三級品の法定最高価格の範囲内
において、先ほど申し上げましたように、いまの
価格よりまだ下げて公社が税金を納めて、しか
も十分な健全な能率的な経営ができるというよう
な見通しがつきましたならば、いまの法定最高価
格の範囲内におきまして、個々の銘柄ごとに市場
のシエナなり動向なり品質なり規格なり、いろ
いろなるものを考えながら私も値下げを決定をし
て、大蔵大臣に値下げについての認可申請をする
という段取りになろう、そのように考えておりま
す。

○片岡勝治君　しかし、値上げをする場合には、
この最高価格というものが大蔵大臣の認可によつ
て決まる。その範囲内で個々のたばこの値段を決
めるわけですね。ですから、私が聞いているのは、
最高価格というものを引き下げるという措置
は、やっぱりそういう措置をとる必要があるのじやな
いでしょうか、この法の趣旨からすれば、値上げする
ときにはいろいろな網があつて最高価格の一・三
倍、そういう基準をつくっておくから、値下げをする
場合だつて、最高というものをまず大蔵大臣が下
げる、その範囲内ということになるんじゃない
ですか。

○説明員(後藤正君)　先生の御質問、ちよつと私
取り違えて大変申しわけない御答弁をしたわけ
ですが、これを認め願ひまして、今後何年かたつ
て公社が赤字になつた、その場合には先生おっ
しやるように、この法律の要件に従ひまして、私
どもは公社が事実上赤字になりましてこの程
度の暫定最高価格をお決め願ひたいというこ
とを私ども大蔵大臣にお願いをして、大蔵大臣は
いろいろ資料の提出を求め、それを専売事業審議会
なり物価政策安定会議の意見も聞きながら暫定最高
価格をお決め願ひ、それで私もその範囲内
において個々の銘柄の定価の認可申請をするわけ
でございますが、一たんそれを決めた後に、今度
は物価が大変逆の下がつてきて、それでその暫定
最高価格が高過ぎた、あるいはその暫定最高価格
の範囲内でもあつても、さらに低い価格の範囲内
で定価を決めても、いま申し上げました諸条件が満
たされるといふような見通しが仮に出たという
場合には、当然暫定最高価格の三割という限界
はございませうが、上乗せの暫定最高価格の改定と
いうことでなくて、先生の申し上げるように、逆
に下げるといふような暫定最高価格の決定というこ
ともあり得ないことではないと思ひます。

○片岡勝治君　しかし、私は専門家でありません
けれども、この法文を読んで限引き下げとい
うようなことについての、つまり引き上げをす

る場合の網というのは幾つかありますね。これ
を逆に見ればいいんですか。しかし、そういうふ
うには、法律を読むとちよつと解釈できませんよ。
だつたら、たとえば物価の上昇率じゃなくて下
降率に合わせる範囲内で値下げしないといふ、ある
は一・三の範囲で上げるわけですから、その逆
の数字を使ひなさいといふことを書いておかな
ければ、これはあなたの言うとおりに引き下げるこ
とはできませんよ、それは、そうでしょう。これは
法文を読めば、この法の趣旨からすれば、みんな
値上げをするこの網をかけているわけですから
ね。値下げの網というのはないわけですよ。

だから、今度の法定緩和の措置は、言つてみ
れば、値上げのことしか適用できないのでしよう。
私は素人ではありますけれども、そう解釈しま
す。値下げができるのだといふことにはなりませ
ん、これは。

○説明員(泉美之松君)　私からお答え申し上げ
たいと存じますが、お話しのように、将来大蔵物
価が安くなつて、専売公社の製造たばこのコスト
が大変低くなつたといふことの場合におきまして
は、まず一つは、最高価格なり、あるいは暫定最
高価格の範囲内で個別の銘柄の価格の値下げを大
蔵大臣に申請してそれを値下げる、これは先ほ
ど後藤理事からお答えしたとおりでございます。

しかし、それ以上に公社の黒字が大幅になつた
といふ場合、地方、国の財政なり地方の財政とし
てどの程度消費税なり、あるいは専売納付金の額
が必要とされるかという事情もありますので、公
社が黒字になつたからすぐ値下げするといふ
には私はなかなか簡単にはいかないと思ひます
けれども、国の財政なり地方の財政を考えてもな
お値下げすることができるといふことになりま
す。それは国会に法案を提出いたしまして最高
価格の改定をお願いするといふことになるのが、こ
の法律の書き方からすればあたりまえであつて、
暫定最高価格を決めて、その暫定最高価格をも
う一遍下げる暫定最高価格といふふうなものを決
めるような法文の構成にはなつておりません。

したがって、先生のおっしゃるような意味で値下げを一齐にするという必要が起きた場合には、国会に法案を提出して改定をお願いするほかはなからう、このように思っております。

○片岡勝治君 私もそういうふうな理解したのですが、あたかもこの法案の逆に計算をしていけば値下げも可能だということとれた答弁がありましたので、その答弁は間違っていたと思うわけ

です。こういう法律については、当面値下げなんという条件はないからという理由かもしれませんけれども、国民の側からすれば、赤字になった、そうか、値上げをする、それじゃ黒字になったらどうやって下げてくれるのか、しかし法文には何にもないということになれば、これは片手落ちじやなくて両手落ちです。

ですから、こういった問題について、たとえば制度も何もかも専売とは全く違ふかもしれせんけれども、国鉄だつて場合によつては新幹線を、あれは冬ですか、二月、三月、何か京都行きは半額にしたとか、あるいは今度は電報、電話ですか、値下げをするというふうなことが出てきているわけですから、やはり法律というのは、赤字になったら上げますよ、しかし黒字になれば、こういうことで値下げをすることもあるのだということではなければ、これはもう一方的で、しかもわれわれ国会の側からすれば、今度は国会の審議権は取られてしまふ、値上げだけしか決めてない法律だということになれば、一体国会議員さん何やってゐるの、値下げをするときの条件もついてないじゃないかという事になれば、全くわれわれは国民に対して、大げさに言えば責任が負えないと思うのです。

ですから、この法律案については、そういう点についても私は大変大きな不満があるわけでありまふ。せめて、値下げをする場合にはこういう措置があるのだというふうなことも書いてあればこれは大変結構なのですが、これはもう値上げ一方通行の法律案だ、そういうふうな考えざるを得

ないのですが、これは私の意見でありますので。

次に、これも前回に触れましたけれども、専売公社はいろいろサービス面で最近注意をうけているようでありまふが、私はもっとサービス精神を発揮する必要があるのではないかと申すわけですが、吸い方の教育というが啓蒙というのか、そういうものについては公社はなかなかやりにくい立場があると思ひます。先ほどもちよつと言つたように、低タール、低ニコチンのたばこをつくれれば、なるべくたくさん売らうと思つてゐるというふうな誤解される、こういうようなことが言われております。しかし私は、この前も言つたように、もう少し開かれた公社になった方が国民の信頼を得ると思ふのです。低タール、低ニコチンのたばこを研究する、あるいはでき上がった、それはこういう点でいままでのたばこよりよろしいのだと言ふ、そういう点は私は開かれた公社として当然やつていいと思ふ。むしろやる必要があるのではないかと申す。

それから、吸い方の問題についても、衆議院の答弁を見ましても、半分ぐらゐ吸つてあとは捨てた方がいいというふうなことをお答えしてゐるわけでありまふけれども、なかなかこういうことも専売公社としては言いにくい。言にくいけれども、健康的なたばこの吸い方について開かれた公社として私はやるべきだらう、そういうふうな考へるわけでありまふ。あるいはまた、最近方々へ行つてもクリーン運動を展開してゐまして、この点は大変結構だと思ひますが、ただあゝいうことを呼びかけるだけじゃなくて、これはお金のかかる問題でなければ、専売公社が率先して、公園等には吸いがらを捨てるような、そんなりつぱなものでもなくていいと思ふのですけれども、そういうものを握へつけていく、そういうサービス精神というものはいままではやや欠けていたような気がするわけでありまふが、この問題について現在公社はどういうふうにお考えですか。

○説明員(泉美之松君) お話のように、公社は消費者のためにもっとサービスをすべきではない

かという点につきまして、私も少し思ひますが、そういう感じを持つておきまして、御承知だと思ひますけれども、たとえば全国の主要都市にたばこサービスセンターというのを設けておきまして、そこにおきましては、国内のあらゆる銘柄をそろえ、とりとておきまして、また、消費者のたばこに関する意思を聴取する、あるいは公社のたばこに関する情報をお伝えするというようなことをいたしておきまふ。

また、たばこの吸い方についても、お話しのように、余りせかせかと吸わないでゆっくり吸つていただくように、あるいは煙を余り深く吸い込まない方が健康のためにいいです、あるいは余り短くなるまで、くちびるが焦げるほど短くなるまで吸わない方が健康のためにいいですといったようなことをいろいろお知らせいたしておるのでございませう、あるいはまだ十分でないかと思ひますので、それらの点につきましては今後PRを徹底いたしまして、吸い方についてもそういう指導をいたしたいと思ひます。

ただ、どうもそういうふうな指導をいたしますと、短くなるまで吸わないと本数がふえるじやないか、専売公社は売らんがためにそういう指導をするのかといったような反発もございませうので、その辺のことは、相手にどういふふうな受け取られ方をするかというのを考慮しながらやつていかなければならないと思つておきまふ。

それから、公園等に大型の灰ざらを備へつけることもやつておきまふ。たとえば、五十四年度におきまして八千個備へつけたわけでありまふが、全国大変広うございませうので一筆になかなかすべの公園にというわけにまいりませうけれども、逐次そういう努力によりまして、公園等の場合に灰ざらの近くにベンチもあつて吸いやすい環境にするといったようなことに、今後とも十分配慮いたしてまいりたいというふうに思つておきまふ。

それから、御承知のとおり、吸いがらを投げ捨てますと、街路であるとか、あるいは駅の構内、

線路等の美観を害することになりますので、喫煙者の自衛をお願いしてゐるわけでございますが、これはやはりモラルの問題でございませうので、結局喫煙者の公徳心の向上をお願いするよりほかはなからうかと思つておきまふ。

それから、もう一つPRをいたしておりますのは、喫煙者が非喫煙者に対する思いやりを持つていただきたい。世の中にはたばこを吸う人だけじゃなくて、たばこを吸わない人、中にはたばこに対して大変嫌悪感を持つておる人もおられるわけでありまふので、そういう点から、喫煙するときには非喫煙者のことに配慮しながら喫煙していただくようにということも訴えておるところでございます。

これらの点につきまして、私どもの努力がまだ足りないという委員のおしかりかと思ひますが、今後お言葉を体しまして一層努力してまいりたい、このように思ひます。

○片岡勝治君 次に、外国たばこの問題でありますけれども、日本の場合には、非常に外国たばこの販売というのはまだ比率にいたしますと二%です、大変低いわけでありまふが、それはそのまゝ外国たばこにしてみれば、魅力ある一つの市場と見られてゐるわけですから、しかも、これから経済的な領域で諸外国とつき合ひをしなければならぬ、いろいろむずかしい問題を抱へてゐる時代でありまふから、率直に言つて、いつまでも閉鎖的な態度でゐるわけにはまいらぬと思ひます。大変むずかしい問題でありますけれども、この外国たばこに対する公社の態度、あるいは大蔵省の態度について御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(泉美之松君) 現在、輸入たばこは全消費量の約一・二%でございませう。これは、しかし諸外国の場合に比べますとかなり低いものでございまして、外国では輸入たばこが六%なり、あるいは国によつては一、二、三%に達してゐる国もあるわけでございます。それだけに、外国のたばこ企業から、日本はもつと外国たばこを輸入せよという事で非常に強い主張をされてゐるわけであ

りまして、私どもとしては、この外国たばこのウェートが今後徐々にではありましようけれども、若干ずつ上がっていくことは、国際関係からいたしましてやむを得ないことだというふうに思っております。次第でございまして、したがって、現在アメリカなり、あるいはEC諸国との間で、今後そういう点について交渉をしまして、日本国内におけるそういう外国たばこの販売なり、あるいは広告なんかについて、いまガットに提訴されておりますけれども、そういったことの交渉を通じて、そういう点を解決してまいらなければならぬと思っております。

それでは、日本ではそういった輸入たばこのウェートがどの程度になるか、これは全くいまのところ予測することは困難でございすけれども、いまの一・二というのが最近の月で見ますと、この二月では一・三％になっている。年度では一・二％でありますけれども、その月としましては、一・三％になった月もあるわけであります。今後これが若干ずつふえていくことかと思ひます。しかし、これには一つは、日本人が輸入品に対して輸入品はいいものだという先入感がある面もあるわけでございまして、公社の製品も輸入たばこと比較して決して劣るものではございせんので、私どもとしては、そういう外国たばこに匹敵するような銘柄のものを売り出して、それによつて消費者に訴えていきたいというふうに思っております。

現在のところ、輸入たばこと公社製品との間にはかなりの価格差がございす。日本の葉たばこの値段がほとんど上がつてまいっておりまして、将来はその価格差がだんだん縮まっていく心配がございすので、その点を考えますと、消費者に国産たばこのいいものを提供して、余り外国たばこに走つてしまわないようにお願いしなされるまいかと、このように思っているわけでございす。

○片岡勝治君 今度の改正案につきましては、法定緩和の問題につきましてもその出発は、

公共企業体等基本問題会議の意見書が下敷きになり、専売事業審議会の答申を経てこの改正案がつくり上げられた、こういうことになっているわけでありす。

しかし、公企体等関係会議ですかの意見というのは、専売公社の経営のあり方、当事者能力の強化、こういう立場で報告書が出されているわけでありまして、その結論は、ざばり申し上げれば民営にしない、こういう結論づけといひますか、将来展望といひますか、そういうものになつていくわけですね。この関係関係会議の報告を受けて専売事業審議会が答申をしたわけでありすけれども、これを受けてこの審議会がこの意見書を出した、答申を出した。こういう一連の過程を考えたみますと、今度の法律はそのまま関係会議の下敷き、報告、それから審議会の答申、それをほぼ全面的に受け入れて法定緩和といひものを上つていけると、私たちは政府から出された資料から判断をすることが出来るわけでありす。

そういったまゝと、これは将来たばこといひものは、それもさめて近い将来、民営になるんだ、民営にするんだ、政府がそういう方向で今回法律を出されている、こういうふうにもとれるわけでありすね。これに対して一体政府はそういう考えなのか、いや、やっぱりたばこは専売がいいのだ、そういう考えなのか、そうした基本的なひとつお考えなり方針なりを、この際、明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(名本公洲君) 御指摘のように、公共企業体等基本問題会議におきまして、たばこ専売につきましてもこれを民営化するのがよろしかろうという意見が出されておるわけでございす。この意見書は、それだけでなく多くの意見を含んでおるわけでございまして、政府といたしましては、各界の方々の御意見をとりまとめた非常に貴重な御意見が盛り込まれた意見書といたしまして、これを尊重して対処していくということになつておるわけでございす。

私ども、専売公社につきましても種々検討をいた

し、その検討の一つを今回の法律改正案として御提案申し上げておるわけでございす。今回御提案申し上げておるものは、意見書にも言われておりますが、いわゆる公共企業体といひものが持つ効率性といひものに対する疑問に答える、国民の負担にたいして効率性のよい自主性のある公社といひものでなければならぬという考え方のもとに今回の御提案を申し上げておるわけでございまして、今回の納付金率の法定制、それと、それにかかわります定価法定制の緩和といひものは、直接に専売公社の民営化、専売制度の廃止といひものとかわるものではない、その枠の外のものとして御提案を申し上げておるわけでございす。

別途、この基本問題会議におきまして民営化、専売制度の廃止といひものが提案されておる。これにつきましては、現在私どもの方におきまして、各界の御意見を伺ひながら、どのように考へていくべきであるか検討を進めておるところでございまして、大蔵大臣の私的諮問機関といひたしまして懇談会を持ちまして、現在までに関係各界の方々の御意見を拝聴し、その懇談会に参加していただいております。その中で自由討論もしていただいております。そういう状況でございす。しかし、何分にもこの専売制度は七十数年に及ぶ非常に長い歴史を持つものでございまして、言うならば、一つの産業秩序といひものができておるものでございす。

したがしまして、これはもう意見書の中にもあるわけでございすけれども、直ちに民営化といひことは、非常に大きな問題を含む問題でございす。直ちにでなくとも、民営化にするといひますと、非常に大きな各方面に及ぼす問題でございす。今後とも各界の意見を聴取しながら、いかにあるべきかという点について慎重に検討を進めてまいらなければならぬというふうに考へておるところでございまして、今回の御提案申し上げておる問題は、この専売制をどうするかという問題のほかの問題であるというふうな考

え方を持っております。

○片岡勝治君 ちよつと言ひ回しが大分むずかしそうに答へておりますけれども、今回の改正は、そういったとと民営志向といひそういうこととは全く関係ない、こういう判断をしてよろしうございす。

○政府委員(名本公洲君) 御指摘のとおりでございす。別個の問題として別に検討をしなければならぬ問題と、こういうふうな考へております。

○片岡勝治君 いまお答えがありましたように、そうするとこれは別に民営化についていま検討しているんですか、大蔵大臣の私的諮問機関として、もし検討しているなら、どういうメンバーで、どういふ審議が続けられているのか。中間報告ができるのなら、あわせてこの際、発表していただきたいと思ひます。

○政府委員(名本公洲君) 基本問題会議の意見書を受けまして、関係各省におきましてこの意見書につきましても検討を進めるところになつておりますので、私どもの方におきましても検討を進めておるところでございまして、一昨年にあります、五十三年の十月に、たばこ塩の専売事業問題懇談会といひものをつくりまして、自來、すでにかなりの回数にわたりまして検討を重ねております。

現在まで専売関係の各業界の代表の方々から御意見をこの懇談会でお伺ひをいたしまして、それと同時に、懇談会に参加をいただいております。方々の間で自由に意見を交換をしていただくというふうな機会もつくりまして、検討を進めてきておるわけでございす。

御参加いただいております方々は一橋大学の経営学の担当の教授、それから新聞社の論説委員の方、それから町にあつて経済について評論なさつておるいわゆる経済評論家の方、あるいは実際に民間で会社の経営をなさつておる方、そういう方々七人、この懇談会に御参加をいただいております。種々御議論を現在ちようだいいたして

○片岡勝治君 その懇談会は、きつきあなたと言った大蔵大臣の私的諮問機関ということですか。

○政府委員(名本公洲君) たばこと塩の専売事業問題懇談会という名前で、大蔵大臣の私的な諮問機関でございます。

○片岡勝治君 そのひとつメンバー、そしてこれまでいつ会議を開いてきたか、あるいはいま現状どういふ審議が続けられているのか。これはきょうでなくて結構ですが、適当な日に御報告をしていただきたいと思います。

最後に、いろいろこのたばこの問題につきまして質疑を続けてまいりましたが、冒頭申し上げましたように、軒並み公共料金値上げ、こういうことに対して国民は大変心配をされているわけであり、そういう点から、政府みずからがこの公共料金をどんどん上げていくということについて私たちは賛成しかねるわけでありまして、この点、政府において再考をぜひしていただきたい。

それから第二番目として、国鉄も法定緩和、われわれの立場からすれば、国会の審議権をとられた。もし今回のたばこ値上げ法案が通れば、これまた、われわれ国会議員としてはたばこの値上げについての審議権を奪われる、あるいは今度は郵便もそうだと、こういうことになってまいりますと、いわゆる公共料金と言われるものはいくらもありません。行政権に移されてしまうものではないか。現実には今日の政府の方針、態度がこれを裏証しているわけです。私は、こういう点について大変大きな憤りを感じます。

たとえば、専売審議会でいろいろ審議をするということになっておりますが、なぜ国会で審議をしてはいけないのか、なぜ国会で専売審議会にかわり得るそういう機能が果たし得ないのか。国会の立場からすれば、私は政府の態度というものはいわば国会軽視、国会無視、そういう政治姿勢が一貫して流れてきておられると思うんですが、これらの点について大変深く憂慮するわけであります。この法定緩和についてもぜひ考え直していただき

たい、このことを強く訴えるわけです。

最後に、専売公社につきましても、特に国民に開かれた専売公社になつてもらいたい。私は、この点については、たばこと健康の問題について相当厳しく質問をいたしました。専売公社も二、三の点については、これまでの態度を変えて開かれた専売公社にならうとするという答弁も得た、この点については私は敬意を表するわけであります。そういう専売公社が、率直に言つて、ますますむずかしいこれから情勢になつてくると思うわけであります。それだけに、ますます国民に開かれた専売公社にならなければならぬと思うわけです。このことを最後に申し上げまして——これは答弁は必要ありません。わかつた、それじゃ法案を撤回しようと言ふのならお答えをいただきたいと思うんですが、そうでなければこれはしょうがないから、以上をもつて私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) せつかくの最後の御提言でございまして、期待されるような答弁を申し上げる考えではございませんけれども、私の感想を申し述べさせていただきます。私も、委員の熱心な御審議を通じて、いま感じましたことのひとつといたしまして、値下げの場合というふうなお話がございました。また、委員の議論の中で、たばこと健康の問題等がだんだんだんだん普及した場合、値下げによる奨励というふうな事態というものが将来あることがあるだろうかなと、こういうふうな印象も受けましたが、これは法律問題とは別に、感想として聞かしていただいたわけであります。

それからいま一つは、審議権の問題についての御意見でございますが、私とて議席を有する者でございまして、御意見というものがわからないわけではもちろんございません。しかし、結局私どもの体験で見た場合には、いわゆる料金法定制というものの持つ何と申しますか、財政民主主義的な物の考え方と、それから行政権にゆだねられた場合の機動的な対応、それらのものの調和点を

どこに求めるかというようなことが、結局、お互いがこういう場で問答しながら結論を出していく問題ではないかなあとこのことをかねて感じております。これを、率直に私の意見として申し上げさせていただきます。御審議のことに対しては、衷心から敬意を表します。

○理事(細川護国君) 午前中の質疑はこの程度とし、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後一時二十分休憩

午後一時二十四分開会
(理事中村太郎君委員長席に着く)
○理事(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、日本専売公社法等の一部を改正する法律案について質疑を行います。

○矢追秀彦君 初めに大蔵大臣にお伺いをいたしますが、これは予算委員会や、または当委員会でもいろいろ問題になつております物価の問題ですが、あす物価対策の政府としての方針をお出しになると聞いておりますが、いろいろなやらなければならぬことがたくさんあることは承知しておりますが、一番政府が力を入れようとしておられる重点は何をお考えになつておられますか。

いままで公定歩合の引き上げということがずつと言われてきておりますが、これもアメリカと比べればまだ日本もできないことはありませんが、日本としてはかなり限界まで来ているのではないかと思います。そうすると、次に打つ手の一番重要な施策というのは那辺にあるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) かねていろいろ指摘していただいたり、御鞭撻いただいておりますが、いま聞きますと明日の夕方六時からだそうでございまして、物価緊急総合対策の閣僚会議でもつてその方向を決定しようということでありまして、いわゆる金融面での問題につ

きましては、本日すでに連絡を受けておりますので、本日の午後四時半になりましょうか、あるいは五時になりましょうか、本委員会に結果だけは御報告できるように形になると思ひます。それがカーターの緊急インフレ対策が評価されておりますのは、従来の金融面だけでなく、財政そのものにカーターさんとしては初めて歳出削減ということをやつたところでありまして。わが国の今日の状態から見まして、私もは歳出削減というふうなことが言える状態ではないかと思ひつております。あるいはそこまで行つてはいないというふうな考え方でもございまして、どういふ表現になりますか、恐らく総需要の適切な管理というふうなことが、たとえば公共事業の執行等の時宜に適した弾力的執行とかいうようなものを含むものが、総需要の適切な管理という表現になりはしないだろうかというふうな思つております。これが一つのポイントであります。

それから、恐らく便乗値上げの監視のためのモニタリングと申しましうか、適時適切な、それがこそ監視体制の恐らく拡充強化というふうなものが、いま一つの柱として当然のこととして出るのである。それから考えられますことが、総合的にはエネルギーのより節約というふうなことではなからうか。私に關係のありますのは、もとよりいわゆる財政の総需要の適切な管理という点が一番關係のある面であらうかと思ひつておりますが、その他は便乗値上げの監視とか、あるいは節約とかいう問題がうたわれるであらうというふうな考へております。

○矢追秀彦君 いま総需要の適正な管理というふうな言われましたが、それはいままで言われてきた総需要抑制とはどう違うわけですか。もつと機動的なことができないという意味ですか。

○国務大臣(竹下登君) これは私は、一つは心理的な問題も、実は私も内々で事前の相談しておりますときに、総需要抑制という表現が、いわゆるいままで行つてまいりましたときには国民に与えた心理的影響というものは、まさに何と申しま

しょうか、不況感を非常に印象づけ過ぎた。したがって私は、総需要という言葉そのものにもある種の抵抗を感じましたものの、言ってみれば総需要でございまして、その適切な管理というように表現の方が、いま御指摘のとおり、なお弾力的な運営ができるという面におきまして、その方が今日の時点ではよいではないかというふうに考えたわけであります。

○矢追秀彦君 ある程度いま大臣言われたこともやらなければならぬ点はよくわかるんですが、いままでのような財政と違つて、最近はその財政がいろんなことを動かせる、そういう点が非常にむずかしくなつてきているのではないかと。かつては景気が悪ければ公共事業をうんと事業費をふやしてやつていけば、それで景気はよくなる、こういうふうなことがかつてはやられてきましたが、最近はどうもそう簡単にはいかない。いままでの尺度でははかれないような要素が余りにもふえ過ぎている。その財政が機動的、弾力的に果たしてうまくいくのかどうか、これは私は大変心配をしておるわけです。したがって、いまインフレであるからある程度のいままで言われてきた抑制、適正な管理をやらなければならぬと思ひますが、その次に来るべき不況というものが必ず襲つてくることは、もう過去の例でも間違いないわけですから、そのときになつてから果たしていわゆる弾力性というのはいけるのかどうか、それを大変心配をしておるわけですが、その点重ねてお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) おつしやいますとおり、これだけの国債を抱えますと、いま矢追委員御指摘の、財政がときどきに應じて対応していく力がなくなつております。もうこれ以上公債を発行しようと思つても、現実そのことは消化が非常に困難なこととございまして、したがつて、そこに非常なむずかしさがあるわけとございまして、一つの例として申し上げますならば、五十四年度の公共事業費の五%というものを今日留保いたしておる。もうこの段階になりますと、それはど

う言つてみたところで、各先生方これは留保分は結局繰り越しになるのだな、こういう時期に来ておると思うのであります。それを、あえて不用額に立てて予算減額をして公債発行を減らすというふうなところまで踏み込まないで、そのまゝ五十四年度の予算現額、いわゆる減額しやなく現在の現の額でございまして、その中へ繰り入れていくということとは、結局いま常識的に見れば、総需要の適切な管理と言へば、どちらかというところと公共事業執行の後倒しというふうなことが考えられがちなきでありますが、そうした留保分が五十五年の予算現額に加わることによつて、それがまた、時に弾力的に対応できる一つの支えとしての効果を期待することもできるではないかという意味において、あえて不用額に立てて国債を減額するという措置でなく、自然の形の中で繰り越していくという問題。その五%にいたしまして、苦しい中でも財政がそれなりの対応力を持つておるための一つの措置であるというふうには、御理解をいただければ幸ひであります。

○矢追秀彦君 まあ便乗値上げの監視等は、これは経企庁の問題にならうかと思ひますのでやめますが、次にたばこの値上げに関連いたしまして、同じ嗜好品であるビールの値上げが言われておるわけですが、これも、実際いままでビールの値上げについてはいろんな議論もございまして、酒税というものが将来また上がるというのを先に見越してやられておるのか。前の値上げは、たしか酒税が先に上がつて、それからビールが後というふうになつておりましたが、今回は逆になつておるのかどうか、その点はどうお考えですか。

○国務大臣(竹下登君) これは過去の値上げは、いま矢追委員御指摘のとおり、酒税の値上げ分をカバーするという感じでありました。したがって、実質コストアップによりますものの値上げというものは、今日までがんばつてこられたというふうには申しましようか、やらないでこられた。したがつて、今度の分は、言つてみれば将来酒税の値上げがあるであろうということとは関係な

く、いわゆるコストアップの要因をカバーして経営を健全化するための値上げであるというふうな、私どもは理解しておることであります。

○矢追秀彦君 ビール会社は現実には赤字なのか黒字なのか、その辺は大臣はどう見ておられますか。赤字と言われているのもあれば黒字もあるし、私もよくわからないんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) これは私も専門でありませんが、要するにビールは、御案内のようにキリン、サッポロ、アサヒ、サントリーでございますが、そうして経営内容からして、またシェアからして、キリンビールが圧倒的であるわけでありまして、したがつて、アサヒビールが幾らでございまして、だからアサヒとサッポロは赤字であるということとは事実でございまして。

これの正確なことにつきましては私も定かでないかもしれませんが、いずれにいたしまして、先ほど申しましたように、ビールは五十一年度の一月に十五円、それから昭和五十二年五月に二十円、これは酒税の増税による値上げがあつたものであります。実質的には、したがつて五十年の三月から夏にかけての二十円のコストアップ値上げ以来約五年間、その価格を据え置いたということに結論から言ふとあらうかとあります。

したがつて、いま赤字が出た。その赤字の要因は、コストアップの中には円安等による輸入麦芽の高騰でございまして、そして米作転換、いわゆる麦作振興といひますか、麥を奨励しようといふことからきますと割り高な国産麦芽、これは輸入麦芽の価格の三・三倍もするわけとございまして、そういうようなやはりコストアップ要因によつて行われたのが今度の値上げであるというふうな、理解をいたしております。

○矢追秀彦君 ちよつと腑に落ちないのは、もちろん赤字だから上げるといふのもこれはわからぬではありませんが、しかし、いま言われたように、アサヒとサッポロが赤字ということは、キリンが黒ということになるわけです。確かにキリンビールは売れているから、もうかつていると思うんで

す。不思議にキリンビールというのは、日本では大変好まれておるわけですね。そうすると、赤字のところは企業努力が足りない、こういうことになるんじゃないか。にもかかわらず、ビールというのは、一つ上とあると全部上がるのがもういまままでの例でわかるわけですから、その点、私も非常に理解に苦しむわけなんですけれども、その点はいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 確かにアサヒ、サッポロ、サントリー、そしてキリンと四社しかないのでございまして、いわゆる寡占体制にある企業ということが言えると思ひます。そうして、年度の決算を見ますと、サントリーの場合は恐らくウイスキーでございまして、あるいはジュースでございまして、そういうようなことでございまして、ビール部門だけでどれだけになるか私も理解ができませんけれども、キリンの場合はその中でとにかく赤字を出さないで今日まで来ておるということとあります。

ただ、同じことが言へることは、いま赤字が仮に二社——サントリーを別といたしまして二社として、そしてキリンが仮にまだ赤字でなくいたしたとしても、そこにはやはり輸入麦芽の値段が上がつたり国産麦芽をよけい使うようになつたり、あるいは途中の配送でございまして、そういうコストアップ要因は一緒でございまして、したがつて、いつごろになるか、まだいまだしかアサヒが出ただけと記憶しておりますが、いずれはそういうことになるであらうと。

これも国会の御議論でございまして、非常な平たくお互い議論しながら考えますのは、とにかくそういう弱小という表現はおかしいのですが、キリンよりも弱いところが値上げしますと、また国民の需要は全部キリンの方へ行つちやうという、これはまさに競争原理を壊滅していくような結果になつてもいいかもしれません、その辺の兼ね合いが非常にむずかしいところであらうと思ひますけれども、別に政府の管理価格という意味でもございまして、実態としてはそのような形で私は

認識をして、これを見守つておるといふ状況でございます。

○矢追秀彦君 それじゃ、本論に入ります。最初に、外国たばこについてお伺いをいたします。

〔理事中村太郎君退席、理事細川護熙君着席〕

この数年米米国から、日本での外国たばこの取り扱ひがきまされてゐるんことを言つてきておりますが、この問題、どういふことを言つてきて、それに対してどういふ対策を講じておるか、これを伺いたいと思ひます。

○政府委員（名本公洲君） 米国及びECから、たばこの日本における輸入につきまして、概括的に申しますと、日本の外国のたばこに対する取り扱いが差別的ではないかということが言われておるわけでございます。

それを具体的に申上げてみますと、まず第一点が価格の問題でございます。今回の法案でお願いいたしておるわけでございますが、従来の価格のつけ方が、言うならば方程式がはつきりいたしてない、非常にあいまいであるということをおし上げて、したがって、政府及び公社におきまして、外国たばこにつきまして故意に高くつり上げて売れないようにしておるのではないかと、ということが言われておるわけでございます。これに對しましては、現在の法案でお願いいたしておりますように、輸入たばこにつきましても関税、納付金率を法定いたしますことによりまして、明確な価格決定方式を確立することをお願いいたしたいということでございます。

それから、価格以外の問題につきましては、いろいろなかことが言われておりますけれども、一つは、外国のたばこにつきましては宣伝広告が非常にシビアに制限されておつて、外国語の新聞だけでなければ広告が出せないようになっておる、これは大変差別的であるということが言われております。それから、小売の手数料でございますが、これ

は国内の国産の手数料につきましては一〇%を差し上げておるわけでございますけれども、外国たばこにつきましては七%になっておる。これも大変差別的であるといふふうに言われております。これは、外国たばこは価格が高いものでございまして、平均いたしますと、国産たばこに對する手数料一〇%の金銭的にはじきました実額と、外国たばこを七%にしました場合の実額とを比較いたしますと、決して低いわけではないわけでございまして、割合的に見ますと確かに低くなつておるといふようなこと。

それから、たとえば販売のために国内で売れるかどうかのテストをするわけでございますが、そのテストについても大変差別的で厳しいというやうな、いろいろな問題を投げかけてきておるわけでございます。

これらの問題につきましては、昨年来アメリカ側と私どもの方及び公社におきまして、その実態、事情につきまして説明をし、いろいろ議論を重ねてきておるわけでございますけれども、御承知のように、アメリカ政府はこれらの問題をひっくり返してガットの理事会に提訴をいたしまして、その審理が最近始まる見通しになっておるといふのが実情でございます。

○矢追秀彦君 いま言われた価格の問題について、価格決定方式、これが決められておるわけですが、この方程式を説明していただけませんか。○政府委員（名本公洲君） 外国たばこは国内たばこも含めまして、今回かなり明確な価格決定方式をお願いしておるわけでございますが、外国たばこについて申しますと、外国から輸入して入つてまいりますいわゆるCIFによる価格、これに關税率を乗じたものが、国産で言いますとちようど原価になるわけでございます。それを原価といたしまして、これにもちろん輸入のための諸費用、それから配送費用、公社のいわゆる販売のための諸費用がかかるわけでございますが、そういうものを加えまして、さらに輸入品について申しますと、定価の五六・五%が地方税及び納付金でござ

いますので、それらのものが定価の五六・五%になるように定価を定めまして、これは方程式にしますと、一次方程式になりまして解けるわけでございまして、それによりまして価格を決定するといふことに相なるわけでございます。

○矢追秀彦君 それで計算いたしますと、三百三十円になるわけですか。これは一ドル二百四十五円と計算をいたしまして、輸入原価が五十三円といふことにした場合は、これは五十四年の五月十日に一ドル三百二十一円で四十八円という計算がございましたので、仮に五十三円と輸入原価をいたしました。そういったしますと、三百三十円になるわけですか。

で、こういう価格決定方式を幾ら明らかにしたからと言つて、こういうことにすればするほど高くなつてしまふ。要するにアメリカが安くしろ安くしろと言つたつて、これを実際見ますと、あと安くするために、たばこの輸入原価を下げることで、それから関税の九〇%を下げる、これ以外でできないのじゃないかと思つておる。そういう限りは、今度は仮にいまのような形をとつておりまして、今度はこれを安くいたしますと、専売公社自身が赤字で外国たばこを売り出すと、こういうことになってしまつて、何のために国内たばこを上上げたのかわからなくなつてしまふ。

ただ、外国たばこのシェアというのは大変少ないですから、そういう赤字は大したことないと言われるかもしれませんが、これからアメリカがいふいろいろなことを突いてくる場合、やはり一番問題になるのは関税にある。また、たばこの輸入原価を彼らが指摘してきた場合は、どう対応するかといふ問題もあるかと思ひますが、これは大臣にお伺ひしたいのですが、日本というのは、私はもう基本的に輸出立国でいかにざるを得ない。やはり輸出をきちんと確保していくというのが、私は日本の経済運営の基本になくちやならぬと、こう思つておる。製品の輸出、技術の輸出、あるいはノーハウといふものが、知恵といふものが、こういったものの輸出、これ以外に日本は生きていけ

ないわけですから、やはり輸出がスムーズにいかなければならぬ。

ところが、現在日米経済摩擦で御承知のように自動車問題が起つておる、こういうときには少しぐらひは日本に仮に少々の問題が出てきたとしても、少しはできるもので譲歩をできるだけではないかなやならぬのじゃないかと、こう私は思つておる。となると、この関税九〇%というものについても、やはり検討しなくちやならぬのじゃないか。だからといって、国内の葉たばこ生産者をつぶしてしまふといふことを私は申し上げませんが、やはりこれは一つ問題点になるだろうと。また、安い葉たばこが入つてくれば、それはもう結構なこと、これはもうやらなくちやしない。

それから、いまの次の問題である広告の規制についても、そんな英語でなきゃだめだなんて言わないで、日本語でも出さしてあげる。だからといって、日本のたばこが売れなくなるほど外国たばこが、果たして日本の本来の専売が売つてゐる日本のものが売れなくなるほどの脅威になるのかどうか、その辺は日本人の好みと合せて私はそう心配ないと思つておるんですが、大臣いかがですか。○國務大臣（竹下登君） 表現が輸出立国でも申しましようか、あるいは貿易立国でも申しましようか、基本的にはまさに技術それからそれこそノーハウ、そういう知識集約型のものがやはり輸出されていくという傾向で日本経済が運営されていくといふことは、私も意見の一致しておるところであります。

ただ、非常にむずかしい問題といふのは、いま現在起きておりますこの經常収支一つ見ましても、輸出関係が徐々ではあります増加基調にございまして、それは五十五年度の経済見通しの中にも、そういう傾向をあらわしておるわけでございまして、それが時に貿易摩擦、経済摩擦といふものをまた起こしかねない要因になると、非常にその点は私ども言葉をも大変注意するように使つておるわけであります。現在まだ、外

国のお客さんがよくお見えになります。日本のは為替対策というのは意図的に円安に持っていくて、いるのじゃないか、それによって輸出を刺激しようとしているのじゃないかというように、思ひもかけない批判を受けるという状態でございます。で、確かに日米のみならず経済摩擦の問題というのは非常に経済運営の中で重かつそのときどきに應じてはむずかしい問題としても、しかし、それを解決していかなくやならぬ立場にあるのが、わが国の基本的な経済運営のあり方であると思うのであります。

したがって、この関税率の問題等を、場合によっては弾力的に下げることによって経済摩擦を少なくしていく一助ともしたらどうかというの、私は意見として承ることにやぶさかではございませんけれども、今日の関税率というものは、これはECとも一緒にございまして、これが高きに過ぎるといふような批判は、ガット等の問題におきまして議論されつつあるようでございます。が、むしろ今度の法改正の中で、価格形成から、そして一本のたばこ負担するいわば税部分とでも申しましようか、そういうものが非常に明確化することによって、かえって誤解を避けることができるのじゃないか、そういうような感じも持っておりますが、内容的には私決して詳しくございませんで、足らざるは当局からお答えをいたさせたいと思ひます。

○説明員(泉美之松君) いま矢追委員のおっしゃったように、今後輸入たばこの価格を国内の国産のたばこの価格決定とあわせてどのようにやっていくかということは、大変重要な問題でございます。

先生のおっしゃる通りに、いまの円レート二百四十円余りですと、輸入たばこの一箱当たりは三百三十円になるのではないかとのお話でございます。しかし、これはアメリカ側が要望しておる現在の価格差を開かせないという点から言いますと問題があるわけでありまして、

その手段としては、お話しのように、向こう側

がオファー価格のCIFを下げなければこれはまあ案であります。向こうもインフレのためにコストを上げてきておる状況にありますから、CIF価格を下げることはなかなかむずかしいだろうと思ひます。そうなりますと、残る手段は、関税率の問題と、それからもう一つは為替レートの問題、それからいま一つは、公社が輸入たばこについて社内留保をある程度とるような形にしておるわけでありまして、こういうこの三つの関連におきまして、もちろん円レートが非常に基本的なものになることはおっしゃるとおりでございますけれども、円レートについてはいまの二百四十数円というのはやや円安に過ぎるのではないかと、私も思ひます。日本がオイルに弱いということから円レートが安くなつておりますけれども、将来はもう少し円高になる。もちろん、前のように百七十何円とかいふような数字にはとうていならぬと思ひますけれども、二百二十円とか二百十円とかいふ数字にはなる可能性はあるだろうというのが一つ。

それから、そういう状態のときに、公社が輸入たばこについて社内留保をとるといふのも現状からいうとちよつと気の毒な点もありますので、価格を下げるために一時的には公社が社内留保がマインナスになつても仕方がないじゃないかというふうな考え方もあろうかと思ひます。

いずれにしても、将来の円レートの予測はなかなか容易でございせんので、将来やいまよりは円高になるといふことを考えながら、そういう問題を考へていく必要があるかと思ひます。ただ、関税率につきましても、仮に本法案が通過いたしました場合、シガレットについての九〇%の関税率は、ECの税率も同じでございまして、にわかにそれを引き下げるわけにもまいりませんけれども、ガット協定税率としてどのようにするか、それらの点は今後の研究課題であらう、このように思つておるわけでございます。

いずれにしても、向こうの現在の価格差を開かないようにという点については、よほど努力をしない

ないと開く可能性の方が強いというふうな思つて、いるわけでありまして、開かせないようにするにはかなりの努力を要するものと考えております。

○矢追秀彦君 広告はどうされますか。

○説明員(泉美之松君) 広告の点につきましては、現在はいささか厳しく輸入たばこについて規制をしておりまして、英字新聞に限るとか、あるいは新製品を輸入するときとか、あるいは値段を変えたときというふうなだけ限つておりますが、これらの点につきましては、従来から厳し過ぎるではないかというふうな指摘を受けておりますが、いま関係業界と話し合つておるところでございます。

さりとて、たばこという嗜好品の性格からいたしまして、むやみに広告を認めるといふわけにもまいりません。健康と喫煙の関係からいたしまして、各国ともたばこについての広告は自粛しておる段階でございますので、輸入たばこについておの広告はいまよりは緩和していくべきものと思つておりますけれども、何らか業界同士で総数量についての取り決めをするなり一定の広告の基準を話し合ひまして、その基準の範囲内でいまよりは緩やかにしていくという方向で話し合つていきたいものと、このように考えております。

○矢追秀彦君 いまより緩やかにすることです。それから、私は何も広告をふやせと言つてゐるんじゃないやなくて、外国のたばこを規制するなら日本も同じように規制をするということでございますので、その差別に対する文句を言つてゐるわけですからそれは差別がないようにする、これでいいのではないかと。

むしろ私は、次の問題になりますけれども、外国たばこの方が、危険という点では表示の面では厳しいわけですから、そういうふうな外国たばこの宣伝は、日本のたばこのラベルにある「健康のため吸いすぎに注意しましょう」じゃなくて、危険という言葉を注している国の方が多いわけですから、むしろそういう言葉を必ず出していただくから、むしろ別に日本語で書いて問題はない

と、こう思ふんですけれども、それは別として、いま総裁、そういう方向だと言われますので、次のいま申し上げたラベリングの問題に移ります。

これは健康と喫煙に関するいろいろなデータ等も出され、また最近、けさのニュースでちよつと聞いたんですが、かなり厳しい線が出てきておるわけなんです。これは時間もありませんので、大臣、基本的なことでお伺ひしたいんですが、日本政府というのはたばこというものは危険である、害があるという立場をおとりになつておるのか、それよりも、たばこはある程度害はあるけれども、みんなが好きで吸つてゐるんだから吸わして置いて、いわゆる財政のために欲しいんだ、こういう立場なのか。この基本がはっきりしないから、この表示の問題も外国と違ひが出てくると私は思ふんですが、これはいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) お答えになるかならぬか私も自信がございせんが、近時いわゆるたばこ健康という問題がだんだんかまびすしく議論されておるといふ認識は私にもございまして。しかしながら、一方、嗜好品としてのたばこというものを、私もたばこは吸うわけでございますだけに、それが嗜好品としての心のオアシスであるかどうかは別として、占めておる一つの分野というものもある。

しかし、嗜好品であるだけに、またこれを税源として認めるという考え方もあるわけでございますので、たばこは百害あつて一利なしであるという断定をする立場にもないし、大いにこれを奨励をして、できるだけ国家財政に寄与することが多いために宣伝これ努めるといふ姿勢でもない。私専門家でございますので、非常に素朴な印象だけを申し上げましたから、初めからお答えにならないかもしらぬと申し上げたわけでありまして、専門家の意見をひとつ聞いてやってくださいませ。

○政府委員(名本公洲君) 私も医学的に専門家であるわけではございせんのであれでございませ

が、WHO、それから厚生省の意見、そういうものの、それから公社におきまして従来から種々勉強をしてきておるもの、そういうものを総合して考えますところは、疫学的に見ますとかなりはつきりしておる線が出ておる、こういうのが事実ではなからうかと思ひます。

現実にはアメリカあたりで政府の文書として公表されておりましたものにおきまして、そういう点からの指摘があるわけでございますが、しかし、これは厚生省も同様なお考えだというふうに思ひますが、なおかなり研究を要する点が残つておるといふことも事実でございます。病理学的になおかつはつきりしない、要するにがんをつくるのが現実の問題としてきていないというふうな専門家の話も伺つております。そういうことでございまして、疫学的にはかなりはつきりしてきておる、そういう面から種々の対策も講じていかなければならない。

したがいまして、箱への表示の問題でありますとか、そしてまた、この問題がニコチン、タールというものを中心に種々議論をされ、それが多いほどそういう危険度、がんその他の発生度合いも高いというふうなことから、ニコチン、タールの低いものへの移行、そのための製品の開発というふうなこともやつていく、そういうことが現在まで行われておりますし、その方向で今後も進めていく必要があるのだからというように、私どもの方としては考へておるわけでございます。

○矢追秀彦君 大臣、私はやはり日本政府としては、たばこというのははつきり害がある、こういう基本的な認識の上に立つて、その上で嗜好品であるから発売禁止はしない、吸いたい人はどうぞお吸いください、こういう立場に立たないといかぬと思ひます。そうでないと、私は片手落ちと言いたいんです。たとえばAF2、これは発がん性があるということで製造禁止になつていま使われていない。最近では過酸化水素水が問題になつてゐる。これはまだはつきりしてない。じゃ豆腐の中に入つてゐるAF2の量と、大臣が一日吸わ

れるたばこの量と発がん性を比較したら、これはどつちなのか。私、比較データというのは実際知りませんけれども、たばこの方が総トータルしますと、もうタールというのは確かに発がん性なんです。それから、これは私は問題になつてゐる。片方ではその全部、私は禁止する方に賛成です。ほとんどどんだん発がん性物質だから、ちよつとした微量でも発がん性があればすばつとやめてゐる。それでもたばこだけは依然としてするするしている。

しかし、諸外国は、まあ西ドイツなんかは書いておられますけれども、大体アメリカとかイギリスあたり、ほかの外国のを見ますとやっぱり危険という言葉を使つてゐる。デインジャラスという言葉を使つてゐる。ただ日本は、依然として「吸いすぎに注意しましょう」と述べてゐる。だから、ここで私はやはり危険という言葉は入れるべきだと思ふ。その上で吸われる分は、これはやむを得ないんです。特に最近問題になつておるのは、女性の喫煙者がふえておられます。特に私は、妊産婦は禁煙してもらいたい気持ちです。どうしても子供に害があつても構はぬという人ならこれは別でなければ、私は次の世紀を考えますと、やはり妊娠と同時に、いつて妊娠というのはかなりわかるのに時がたちますから、私は結婚と同時に女性禁煙を勧めるんですけれども、かなりふえてきておる。しかし、胎児に対する影響等は大部分言われておるわけですから、この辺も、たばこの表示の中にまで特に妊産婦は吸つちやいけませんよといふことを入れてもらへばいいですけれども、なかなかむづかしいかも知れません。少なくとも店頭あたりには、そのかわりに出せるようなことも私は考へてもらいたい。

結局、そういうことができないのは、基本的にさつき大臣の言われた、まああいまいと断られましてたばこも、そういうあいまいさに問題がある。やはり私は、たばこというのは有害なんだという基本認識の上に立つて施策を進めるべきだと、これを強く申し上げたいわけです。そうすれば、こ

のたばこの「吸いすぎに注意しましょう」が、あなたの健康にとっては危険と、こういうことになつてゐるわけだ。

これに関連して伺ひますが、日本のたばこが外国へ輸出されてゐる、そのたばこの表示はどうかになっておられますか。それからまた、外国のたばこが日本へ来ている場合は、向こうの言葉がそのまま翻訳されてゐるのか、吸いすぎに注意しましょう」という日本のラベルにしてあるのか、この辺はいかがですか。

○説明員(立川武雄君) 私どもの製品を外国に輸出します事例は、大変少のうございます。主として東南アジア、シンガポール、香港等でございますけれども、その国々の状況によりまして、必要な指示があればその土地の表示をするということでございますけれども、現在のところは輸出する場合やつておられません。輸入する場合におきましては、日本と同じように外国側のメーカーに依頼いたしまして、日本と同じ表示「吸いすぎに注意しましょう」といふものを入れて輸入してやつておられます。

○矢追秀彦君 私は、やっぱり日本は専売制度があるからそういうふうにしなきゃならぬのかと思ひますが、やっぱりそのまゝの翻訳にしておくべきだと思ひます。そうした方が、先ほどの値段の問題も絡みまして、仮に値段を安くしたつて外国のたばこは危険だとなれば余り吸わぬわけであつて売れないわけですから、アメリカに何もう文句を言われる筋合いはなくなつてくるかも知れません。それは別といたしまして、私はその国のそのまゝを翻訳して出す、あるいはもう日本人だつてかなり英語のわかつてゐる人も多いわけですから、英語そのまゝ書いておくのも一つの方法かと思ひますけれども、その点はいかがですか。

○説明員(立川武雄君) 外国の場合に、いろいろな表示があることは何つておりますけれども、私どもは例外でございます。繰り返し御説明申し上げておりますように、専売事業議会におきまして

現在程度の表示が適当だといふ御答申をいただきました。表示しております文言を、輸入たばこにおいても採用してゐるということでございます。

先生御指摘のように、外国のデインジャラスといふのなり、あるいは各国によつて違ひますけれども、そのまゝのものを入れてもいいじゃないかという御意見はあるかと思ひますけれども、現在のところは、そういう考えで外国のメーカーに頼みまして、日本と同じ文言を入れたものを輸入してやつてゐるということでございます。

○矢追秀彦君 ですから、日本のを厳しくすればいいんです。問題ないんです。それはできないのです。危険としたら何で悪いんですか。売れなくなるからですか。その点、いかがですか。

○説明員(小幡琢也君) お答え申し上げます。先ほど来、たばこの有害性についていろいろ御議論ございまして、私どもの立場と申しますと、一概に害があると断定する段階には至つてないというのが結論でございます。なぜならば、こういうことを申しますとお言葉を返すようでございまして、実は疫学的な調査と申しますか、統計的手法を用ひまして喫煙者と非喫煙者を比べましてどちらが肺がんとか心臓病で死亡する率が高いか、こういった何か大数観察した調査によりまして、確かに非常にそういった病気に関連がある、こういう指摘があることは事実でございます。

ただ内外、特に世界各国の医学の専門家の見解、あるいは日本におきましても、私ども専門家でございますので委託研究を昭和三十二年から医学の専門家にお願ひしてやつておりますが、その結果によりまして、やはり医学の専門家の方々はこれは疫学的な調査だけでは論じられない。といひますのは、喫煙者と非喫煙者だけを比べまして、ほかにはいろいろな要因があるわけでございまして、それだけを比較して大数観察したということだけでは科学的な証拠にならぬ。じゃ、どうすればいいかと申しますと、喫煙といふものが原因になつて心臓病なり肺がんなり、そういった疾病が発生

するという因果関係の解明をしなきゃいかぬ。そういうことで、人間について実験するわけにはまいりませんので、動物実験をいろいろやつておきまされども、そういった病理実験の結果では、まだ喫煙から肺がんとかそういう病気を発生するということが成功していません。

なぜかといいますと、病気というものはいろんな要因が複雑に絡み合って発生するわけですから、たといえば非常に大きいのはやっぱり体質の問題とか、あるいはその人の年のとりやあいつとか、あるいは過去に病気をした経歴とか遺伝とか、いろいろござります。また外的な要因にしまして、その人がどういった生活環境にあるかとか、特に職業上の有害物質に接触する機会が多いとか、大気汚染とか、いろいろあることは事実でございまして、そういったいろいろな要因が複雑に絡み合っておりますので、まだわからない、それが事実でございまして、やはり医学者たちは、まだこれはもう有害だと断定するわけにはいかな、こういうわけでござります。

それじゃ、諸外国はなぜそういう危険だと言っているか、これは科学的な証拠があるからやつて、いるのじゃございまして、やはり予防的な見地からその国々のいろんな事情でやっていると、思います。アメリカにいたしまして、デインジャラスというああいう表示ですね、公衆衛生総監が喫煙はあなたの健康に危険があると決定しております、こういう表示をしておりますけれども、あの法律をよく読んでみますと、法律は前と変わっておりませんで……

○矢追秀彦君 簡単にしてちょうだい、時間がな

いから。
○説明員(小幡琢也君) 危険があるかもしれないというのを周知する必要がある、それをあいつうふうで強調して表示するというのが一つの政府としての効果だと思われまして、簡単に申しますと、こういった嗜好品につきまして日本は日本の事情がございまして、余りこれを危険だといわばおかしいかなことはどうか

という御意見が、実はこの注意表示を決めましたときに実際にあつたわけでございまして、いろいろ国会の審議を踏まえたり、あるいは専売事業審議会の答申を踏まえまして、これが一番適當ではないかということを決めた、そういったいきさつでございまして。

○矢追秀彦君 時間がなくなつたんですが、ちよつといまの答弁は相当問題があるわけですが、まずその疫学的に比べて少し悪いから、だから構わないんだとなれば、さつき私が言っている食品添加物の比較はどうかですか。公害はどうなんでしょうか。公害なんか完全に疫学で、たとえばイタイタイ病などのカドミウム、これだつて厳しい規制になりました。これは因果関係より、疫学的なものの方が先です。あの裁判記録をよくお読みになつたらわかりますよ。そうでしょう。片方においてはそういうことでも禁止されてる。豆腐のA F 2だつて、過酸化水素水がいま問題になつて、いる、いろんな問題が全部、量の問題なんです、実験の。

あなた、タールでがんは起こらないというようなこと言つたら、私怒りますよ。私実験してつくりましようか、たばこで動物実験をやつて。実験室さえ教えてもらつて、動物さえもらつたら私つくりましよう、あしたからがなつて。毎日たばこ吹きかけたり、あるいはタールを毎日ネズミの耳に塗つたら、絶対がんはできますよ。できないですか、それでも、そういうことを言われると、私怒りますよ。

だから、そこまで議論したくないから、政府はほかのものはそれだけ食品添加物でいろんな規制をされてるんですから、たばこぐらいは害であるという基本認識に立ちなさい。その上に立つて、じゃ表示についてはいろんなことがあるから、そのかわり私はきょう大臣、一つだけこれは約束してもらいたいんですよ。そうでないと、もう審議ストップしていいんですよ、この問題は。妊産婦ぐらいには禁止しなさいぐらいの表示をしてく

ださいよ。たばこでなくてもいいです。たばこ屋さんで結構です。たばこを売るところで全部やつてくたさい、外国では禁止されている国もあるんですから。何か一つ前進しなさいよ。これから値上げをして国民に負担をかけるんですから、政府は健康を守るためにサービスしたらどうですか、健康を守るためにいかがですか。

○説明員(泉美之松君) お話のように、健康な人がたばこを吸つた場合、すぐに害があるかどうかはいろいろ問題ございしますが、委員のおっしゃるように、妊産婦の場合あるいは心臓に疾患のある人がたばこを吸う場合、これは健康上よくないということは明確になつております。私どもとしても、今後たばこの個装に表示することはちよつとできないと思ひますけれども、サービスセンターを通じて消費者の方に、妊産婦の方はたばこを吸いにならない方がいいですよ、あるいは心臓に疾患のある方はたばこを吸わない方がいいですよという宣伝はいたしたい、このように思つております。

○矢追秀彦君 最後に二点だけ。
じゃ、自動販売機にも張つてくれますか、それを。タールの量、ニコチン量も含めて。
それからもう一つは、これは私前からやつている問題ですが、製造年月日、大臣、どこに書いてあるかわかりますか。
○国務大臣(竹下登君) わかりません。
○矢追秀彦君 これもひとつはつきりしてほしいです。大臣、勉強してください、これは時間がな

いからやめますが。大蔵大臣は、歴代の大蔵大臣全然知らないうです。
○説明員(泉美之松君) 製造年月日の問題は昨年の国会で矢追委員からお話ございまして、私どもその点につきましてもいろいろ調査を、遅くなりましたが、昨年の暮れから調査をやつておりまして、その結果がもう少しずつ集まりつつある状態でございます。したがつて、その調査に基づきまして、今後調査がまとまつた段階で考えていきたいと思つておるわけでございまして、御承知の

ように、いまのたばこにつきましては、製造年月日は、段ボール箱に入つてゐるものにつくまは、一般の人が見ただけではわかりませんけれども、その中に略字でわかるようになっております。それからまた、十個入りのような場合には外から見えるようになっております。

しかし、いづれにいたしましても、一般の人がすぐにわかりにくいという点は、矢追委員に昨年から御指摘をいただいてるところでございまして、私どもとしてもその問題について今後取り組んでいきたい、このように思つておるわけでございまして。
○矢追秀彦君 最後に大臣、どれくらい消費者向けにやつてもらえますか。製造年月日だけじゃなくて、さつき言つてゐる表示の問題も含めまして、消費者に対する……。
○国務大臣(竹下登君) 実際問題として、私はまあ素人でもいいところでございまして。したがつて、そういう問題について私も素人なりに貴重な意見として勉強させていただきまして、引き続き勉強させていただきます。お願いします。

○佐藤昭夫君 前回私は、たばこ定価の法定制緩和の要件についていろいろ質問をいたしました。たばこ定価法の今回の改正案第二項、二項及び四項に書かれてゐる「健全にして能率的な経営」の維持という抽象的な規定では法定制の除外要件とはならないのではなからうか。逆に、政府の恣意的な裁量に任せられるおそれがあるというふうな質問をして、その具体的な基準の提出を求めたわけでありまして、その後資料をいただいておりますが、大蔵省の方からその内容の要点をまず御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(名本公洲君) 公社の「健全にして能率的な経営」の維持という点につきましては、包括的に申しますと、財務諸表を分析いたしまして、公社経営の収支が相償うかどうかということ判断することに相なるわけでございまして、具体的に申しますと、公社の事業は、葉たばこの収納、たばこの製造販売、それからそのために必要な設

備及び在庫の投資というようなことによつて運営されておりますので、これらが円滑に行われるかどうかというのを、そういう財務諸表等を分析しながら判断していくことになるわけでございまして、さらに、それを判断してまいります前には、たとえば資金繰りがうまくいくかどうか、自他資本の割合から見て公社の資産内容が健全であるかどうか、あるいは設備投資、在庫投資が適切であるかどうか、製造販売のコストが適切であるかどうか等々、その他のいろいろな諸情勢を市場の動向等を予測しながら勘案して検討判断するというところでございまして、これらの判断をいたしますに当たりまして、諸種の各事項、いろいろな判断事項につきましてその実際の割合というものがいかにあるべきかということは、そのときどきにおきます社会情勢、公社の経営の状況、そういうものによつて変化をしてまいりますのでございまして、一概に客観的な数字として、これこれしかじかというふうにご提示申し上げられるようなものではないというふうにご考へておるところでございます。

○佐藤昭夫君 ただいまの御説明でも依然としてはつきりしないわけでありまして、四つの指標を挙げられて、いただいております文書による資料によると、何々というふうなことで、いまのあなたの御説明ですと、その他もろもろと、こういう表現を使われましたけれども、その他もろもろといえ、あとたくさんいろいろな指標がありますという意味にとらざるを得ません。果たしてそういうあいまいな「健全にして能率的な経営」とは、どう判断をするのか。その指標がその他もろもろでございますと、こういう言い方でいままでの法定制を、ひとつ後は、もちろん一・三倍の範囲内においてということですが、大臣判断に任せさせていただきますという、こういう提案の仕方というのは、これはもう非常に横着な提案じゃありませんか。どうですか。

○政府委員(名本公洲君) 四つほど具体的なものを申し上げました。その他もあるわけでございますが、

すが、大体四つで包括的にはほぼ尽きると思いますが、たとえば営業外損益がどうなるのか、将来の問題として、専売公社におきまして関連事業が行われるというふうなことになるか、そういうような現在におきましては特段問題にならないようなものでございまして、将来の公社の経営あるいは社会経済一般の情勢から見まして十分検討をしなければならぬというふうな問題は、現在におきまして判断してありますけれども、たしはしては予想できないようなもの、そういうようなものが発生することは当然予想されるわけでございますので、そういうものもすべて列挙いたしまして、列記以外のものは何もございせんというふうにご提示することはとても不可能でございます。

また、専売事業審議会におきましても慎重に御審議をいただくわけでございまして、その事業審議会における各委員の方々が、こういう点についてはどうなっておるかというふうなことも御質疑もございまして、われわれが考え及ばなかつたような点について、審議会でご指摘あるということは大変ありがたいこととございしますが、そういうようなこともございまして、これこれしかじかのものだけでやりますということにはなかなかまいらないというところでございまして、したがって、その他ということをつけ加えさせていただきます。その場限りでいいかげんな答弁をなさらないように、長い答弁だけが親切な答弁だということではないんです。

そのあなた流の説明ですと、ほぼ四項目で尽きるでしようという言い方をされているところが、先ほどの私の質問に対する冒頭回答は、その他もろもろございまして、この二つの言葉の使い方の違いは、大変な違いがあるでしよう。そういう形で、依然として一体何を指標にして「健全にして能率的な経営」なのかというのを判断をするのかという、そこはつきりしないんです。

それともう一つ、具体的には四つを挙げられていますけれども、この四つのあれが定量的にどういう指標で判断をするのかということが、依然としてつきりしていません。たとえば、自己資本と他人資本の割合が健全であるかという場合に、どの程度の割合であつたら健全と考えるのか、どういう割合であつたら健全と考えるのかというところを示さなければ、説明になりません。同じように、設備投資、在庫投資が適切であるかどうか、これもどれぐらいであつたら適切であり、どれぐらいであつたら不適切かというその数量的指標はない。製造販売のコストが適切であるかどうかというのを挙げられておりますが、そのコストが数量的にどの程度が適切であり、どの程度が不適切なのかというのを提示しなければ説明にならないじゃないですか。大臣、聞いておつてどう思われますか。

○国務大臣(竹下登君) 前回以来の議論でございますが、私は本来御説明申し上げておりましたあの四項目というもので、おむね基礎的にはその四つのものが条件ではないかというふうにご考へております。

したがって、これからいふいわゆる資金繰りの見込み、自他資本との割合、設備投資、製造コスト、販売コスト、これがおおむねこれをもって言い尽くしておるのではないかなと思つておるわけでございまして、この能率的経営維持の判断というものは、まさに経済情勢が絶えず変化していきますと、それに経済情勢が変化してまいりますので、それらを総合的に勘案して結論を出すべきものである。だから、数値でこれは示せる性格のものではないじゃないか、こういう感じを持つて実は私も御議論も聞いておりましたし、前回以来、そのような印象を強くしながらお答えをいたしておつたわけであります。

○佐藤昭夫君 どうして数値であらわせないんですか。もちろん、数値の指数の表現の仕方については、一定の幅がある場合もあるでしよう。しかし、本当に健全な経営だという場合に、自己資本、

他人資本のおおよその比率がこの程度であつたら健全だということが出されてしかるべきじゃないですか。あるいはコストの問題についても、コスト率がおおよその程度のこれが健全だと、これを超えたら不健全だと、そういう上限、下限を含んだ数量的、定量的な指標というのが出てしかるべきじゃないでしようか。なぜ出せないのですか。

○政府委員(名本公洲君) ただいま大臣もお答え申し上げましたように、社会情勢、経済情勢、それに企業としての公社の企業内容というものがそのときそのときによりまして変動し、あるいは発展をし、成長をするものでございまして、したがって、そういう変動するものの中におきまして、これこれしかじかの数字が基準として今後も適用されるものであるというふうなものは、なかなかこれはお出しできるような性格のものではないというところでございまして。

たとえば、自他資本の点につきまして先生御指摘でございましたが、自他資本につきましてながめてみますと、公社発足以来おむね大体五〇％程度を自己資本で賄つておるわけでございましてけれども、平均いたしますと、その程度になります。しかしながら、たとえば在庫が過剰である、あるいは余分な設備投資を仮に抱えておるといふようなことがありました場合に、なおかつ自己資本を半分持っていないければ健全でないと言えるのかどうか、将来の予測も含めて考へてまいらなければならぬ問題であらうかと思ひます。

また、製造コスト、販売コストにいたしまして、種々の技術革新、そういうふうなものによりまして製造コストの中の人件費割合が何％、たとえば一〇％というものが下がつてくるということもございまして、あるいはその結果、葉たばこのいわゆる材料コスト、原料コストというものが割合的には上がつてくるかも知れません。原料コストが割合が上がつたら不健全であるというわけのものでもないわけでございます。したがって、そのときそのときの事情によりまして判断をいたし、適正であるかどうかとい

○佐藤昭夫君 余り時間がありませんから、私の質問に端的に答えていただきたいと思います。

返されておる。しかし、こういうことで實際問題大臣、あなたによいよ定価改定をやるという場合

得層では〇・九%ということで、この数字にも明らかのように、間接税を増大をしていく傾向とい

も、いわゆる税制調査会が五十四年度の税制改正
 答申で提起をいたしました一般消費税大綱、あれ

一九

に基づく新税については、いわゆる間接税という問題をどういうふうに見るかという、この見地から十二分にも慎重に扱っていかなくちゃならぬということについては、御確認いただけますね。

○國務大臣(竹下登君) 繰り返し繰り返し申し上げておりますように、政府が五十五年度からこれを導入するという閣議決定に基づきまして、もろもろの準備を進めてきた。しかしながら諸般の情勢、すなわち選挙そのものもその中に含まれる一つの大きなエレメントであると思いますが、そういうことで今年度の財政再建の手法として、それをいわゆる一般消費税(仮称)をとることはしなかつた。したがって、これからの問題につきましては、まさに国会の御決議にもごさいますよううしては、五十五年は、言ってみれば、入るをはかつて、出るを制するのを、入るをはかる前に出るを制するという方針で貫いてきたわけでございますけれども、国会決議等の精神から見しても、今後は、財政再建の歳入歳出にわたり、幅広い観点から財政再建策の検討を進めるべきであるという御決議の趣旨に従つて、これからいろいろ国民の理解と協力を得ながら勉強をしようという今日の段階でございます。

○佐藤昭夫君 同様の立場からお尋ねをいたしますが、さつき矢追委員も御指摘になりましたけれども、いわゆる酒税の問題、清酒の醸造業界が今日大変な状況にあるというのは、当委員会でも何回か議論に上つてきた問題でありますけれども、単にこれは、政府の税収入をどう増大を図るかということだけでは判断をしてはならない。いわばこの民族の酒と言うべきものをどう守るかという、この見地が非常に行政的に重要だということ、は、もう論を待たないと思うわけですけれども、そういう点で、この清酒の醸造業をどう守るか。同時に、結局は低所得層に負担が大きく加重をしていく間接税をできるだけ下げざるべきであるという、この両面から、この問題は慎重に扱っていただく必要があろうと思うのですけれども、そうした点で、今後酒税の問題について一体どうい

見解でこれから臨まれるのか、その点重ねてお尋ねをしておきます。

○政府委員(福田幸弘君) 酒税は間接税の中で重要な地位を占めておりますので、間接税全体の中で、どういふうな方向をとるか。酒、たばこが特殊の税目であります。あとガソリン系統、それからあとは個別物品税と、こういううな体系をとつていきます。したがつて、その中でどういふうに酒税の負担を求めるか、それからおつしやるように負担の階層別問題もございます。また、酒の中で清酒の問題、ほかの酒類の問題がございます。

おつしやるように、民族酒と申しますか、清酒の問題はやはり企業の問題として、また日本の古来の酒をどう育成するかというやはり産業政策、さらに文化的な伝統ということも踏まえた対策を、同時に考えながら、ほかのウイスキー、ビール、その他の伸びのいい酒との関連をどう考えるか、で、やはり細かく対策を考えていく必要があると思います。しかし、やはり間接税の中でその種の酒税に負担を求めるということは、今後とも検討を続けざるを得ないと思っております。

○佐藤昭夫君　もう一つ入場税の問題についてお尋ねをいたしますが、これは去る五十年に免税点の引き上げが行われて以来手直しがされないまま今日に至つておる。ところが、その間物価は年々上昇し、五十年から対比しますと約三割ぐらい値上げをしているという状況かと思うんですけれども、そうした中で、今日の入場税の免税点の引き上げをやつてもらいたいということが、文化人、芸術家の多数の今日の意見になつてきているんじゃないか。そのことは当局もよく承知をしておられる問題だらうというふうに思うわけですけれども、そうした点で、私どもは入場税というのはすべて非課税にすべきだというのが基本的見解でありますけれども、当面一万円程度に免税点を引き上げる手直しをすべきだということを思うわけですのですけれども、その点について免税点引き上げの努力方向をとられるかどうか、どうでしょうか。

○政府委員(福田幸弘君) 御承知のとおり、入場税はサービス課税でございまして、先ほどの物品税、酒、たばこまた違つた今後重要なサービス課税の一環をなすものであらうと思います。

はりアミューズメントと申しますか、それを享受する観客に負担を求めるということは、今後の一つのやはり税制としては大事な柱であらうと思いますが、免税点につきましては、これは昭和五十年度の改正で三十円のを非常に大幅に——三十円を百円に上げたのはその以前でございます。が、百円を五十年度に御承知のとおりに十五倍の千五百円、演劇を含みますなまものを百円から三十倍の三千円と非常に飛躍的に上げております。その考え方で、一般大衆がエンジョイしますものについては課税されない。しかし、高クラスの座席で三千円もしくは千五百円を超える値段を払ったエンジョイというものは、一般大衆との区分において税負担を求めるといのが正しい方向であらうと思います。

ただおっしゃっている物価の問題でどういう状況にあるか、これはいま千三百円というのが一流のロードショーのところの値段で、「地獄の黙示録」が千五百円、それから「1941」という映画、これが千五百円という特別料金でいまやっておりますが、ロードショーの一流館で千三百円です。地方に行きますともっと余裕がある。それから、あとの三千円のなまものになりますと、これはやはり上等の席というものは依然として三千円の上の方で高い値段で取っております。また、下の方と言つては悪いのですが、大衆の見る席というのは低い値段で維持されております。

したがって、その実態を見まして千五百円ないし三千円を引き上げるといふことは、これはまた財政の問題としても余裕はございませんし、また、税制としてもその必要は現時点ではないとわれわれは考えております。

○佐藤昭夫君　しかし大臣、どうでしょうか、大平総理もたとえば施政方針演説で、二十一世紀に

向けて文化の時代をつくるということなんかをい
ろんな場で折に触れてやられておるわけですけれ
ども、日本の国民全体の文化的教養、文化的水準
をどう高めていくかということは、いわば国家的
課題の一つだとも言えるこういう時期に、しかも
この入場税による税収入というのは財政全体を左
右をするようなそれほど莫大な財政収入が入る
という問題ではないわけですね。

で、現在、なまもののほとんどは結局これが税がかかる、こういう現状にあるわけです、それからかういふ答弁ありますけれども、大臣としては、いずれにしてももう五年たっているわけですから見直しをやらなくちゃならぬ時期、こういう時期にも来ている。こういう点で、入場税問題についてはひとつ、そういう文化の時代をどうつくるか、この立場からもよく検討するということとで臨んでもらいたいと思うんですが、大臣どうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これはやっぱり入場税といふものの位置づけの問題は、それなりに重要な位置づけがあろうかと思ひます。それが財政再建に果たす役割りとしては、著しくこれが巨大なものであるとは私とも思ひませんけれども、ちりも積もれば山となるということもございまして、やはり一つ一つを大切にしなければならぬ問題であらう。

そうしていま一つは、文化の時代ということに
対する問題でございますが、この文化の時代とい
うことは、あながち入場税の免税点引き上げとい
うもので文化の時代を象徴することより
も、政治全般に対する姿勢でございますとか、あ
るいはわれわれ個人個人のマナーでございませ
うか、物の考え方でございますとか、そういうもの
が文化そのものを象徴するものではなからうかな
と、こういう感じは私もちがね持つておるとこ
ろでございます。

○佐藤昭夫君 時間の関係がありますので次の問題に進みますが、専売公社職員の労働条件の問題について二点ほど最初に労働省にお尋ねをいたし

たいと思います。

さきの二月十四日の本会議でわが党の渡辺議員が公社職員の職業病問題を取り上げまして、政府に実情を調査し、公社の態度を改めてもらう必要がある、そういう指導をやつてもう必要がある、というのを指摘をしたのに対し、藤波労働大臣は、御指摘の点についてはよく調査してみたいというふうな答弁をされたわけでありまして、労働省はその後どのように調査し、対処をしましておられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(原敏治君) お答えをいたします。

労働大臣が本会議の席でお答えをいたしましたのに基づきまして、二月十九日に浜松工場と鳥栖工場を管轄する監督署の職員が職業病の補償の問題を中心に監督調査をいたしております。実情を把握をし、同時に、予防と補償の適正化につきまして口頭で指導をいたしてきております。

○佐藤昭夫君 ぜひ具体的な前進が実るように、一層の指導を強めていただきたいというふうに思ひます。

○説明員(泉美之松君) 専売公社の職員は、実は大変老齢化いたしております。現在のまゝいまますと年金財政があと六年ほどで赤字——もういま御承知だと思ひますが、国鉄は赤字になつておりますが、専売公社と電電公社はまだ黒字なのであります。あと六年ほどで赤字に転落するおそれがあるわけでございます。したがって、共済年金の支給年齢を六十歳に引き上げるといふことは、共済の財政の健全化のためには大変結構なことであるといふふうに考えておりました。また六十歳といふことは厚生年金のいまの六十歳と照合いたしておるものでございまして、いまそれを見直すといふことはちよつとできにくいものと思つております。

もう一つの質問は、昨年十二月の通常国会の冒頭で、例の専売職員を含めましての公務員共済年金の支給年齢を延長する法改正が、わが党の反対にもかかわらず可決をされたという事態になつておりますが、ところで、厚生年金の支給年齢延長問題、いろいろありましたけれども、当分さたやみだといふことになつて、まあこれはこれ自体として結構だといふふうな思つてゐるんであります。ところが、年金の支給年齢についての男女差、これが厚生年金では五歳の差がある、公務員年金ではない、こういう状況のもとで、法体系として見た場合の新たな矛盾がいま職員の中にもいろいろ議論になつておることは、専売当局もよく御存じのことだと思ひます。

○佐藤昭夫君 若干時間が残つておりますので、私も最後に喫煙と健康の問題について一、二お尋ねをしておきたいと思ひます。

先ほど来、先回もいろいろ議論のあつたところでありまして、ともかくたばこの有害性について国際的にはもちろん、日本の国内でもさまざまな研究が行われてゐる。ところが大蔵、専売当局は、とかく売らんがためのために有害性の研究発表を

隠す傾向が強いといふことで、先回もその一例として、片岡委員が朝日新聞の書物に引用されておる研究結果、この問題を指摘をされておりましたけれども、当局も淡々ながら資料として提出し、公表することを認められたわけでありまして、でも、そこで、さらに進んで私もお尋ねをするわけですが、せめてこの国立の研究機関において行つてゐる研究あるいは国が委託をしてゐる研究機関で行われた研究結果、まずこういうものはすべて公表をする、公開をする、このことははっきりすべきだといふふうに考えますが、この点どうですか。

る御意見がございましたので、私も、いまその研究を委託しておる先生方でおつくりになつておられる研究協議会というものがございまして、その研究協議会にお諮りしながら、研究成果についてできるだけわかりやすい形で発表したらどうだといふことで、今度それを発表していくことを考えておるわけでございます。

ただ、研究をしておられる先生方には、結論のまだ出ない問題については勘弁してほしい、ある段階だけのものとしてほしいというふうなお話がございます。私も、委託研究した結果について秘匿したいという意味で発表しておらないのではないのであります。ただ、研究の成果が大変専門的でございまして、そのまゝでは一般の方におわかりにくいといふこと、それからまた、まだ研究が実つておらないといふものが多いというやうなことで今日まで発表してこなかったわけでありまして、先般のお話の趣旨をくみまして今後ではできるだけ発表していくようにしていきたい。しかも、研究のなまのまゝでは大変わかりにくいので、それをわかりやすい姿にして発表していきたい、こう考えております。

○政府委員(吉野良彦君) 一般論としてのお尋ねでございますので、私からお答えさせていただきます。たいと存じますが、先生も御承知のとおりかと存じますが、いろいろな調査費あるいは委託費、その結果を公表すべきかどうかは、やはりこれはその調査の趣旨なり目的なりがそれぞれあるわけでございます。それから、一概におよそ国立の研究所あるいは試験研究機関で調査を委託したものであるという理由だけで、すべて公開をすべきだといふことにはならないのではないかとこのように考えます。

○佐藤昭夫君 私がお尋ねしておるのは、たばこの有害性をめぐる研究についてということ、国立の研究機関ないしは国が委託をした研究機関においてやられた研究結果、これは公開をすべきではないかといふこととお尋ねをしてゐる。それについて秘匿をしなくちやならぬものがあり得るのか、ないだらうといふふうな思ふんですけれども、そういうことで、こういうものはすべて公開をすべきじゃないかといふことで尋ねておる。

○説明員(泉美之松君) 私ども健康と喫煙の関係で昭和三十三年以来委託研究いたしていることは御承知のとおりであらうと思ひますが、その研究はかねてから申し上げておりますように相当広範囲にわたつておりました。また、研究途中のものが多いございまして、結論を得てないものが多いわけでございます。しかしながら、先般来いろいろ

御意見がございましたので、私ども、いまその研究を委託しておる先生方でおつくりになつておられる研究協議会というものがございまして、その研究協議会にお諮りしながら、研究成果についてできるだけわかりやすい形で発表したらどうだといふことで、今度それを発表していくことを考えておるわけでございます。

ただ、研究をしておられる先生方には、結論のまだ出ない問題については勘弁してほしい、ある段階だけのものとしてほしいというふうなお話がございます。私も、委託研究した結果について秘匿したいという意味で発表しておらないのではないのであります。ただ、研究の成果が大変専門的でございまして、そのまゝでは一般の方におわかりにくいといふこと、それからまた、まだ研究が実つておらないといふものが多いというやうなことで今日まで発表してこなかったわけでありまして、先般のお話の趣旨をくみまして今後ではできるだけ発表していくようにしていきたい。しかも、研究のなまのまゝでは大変わかりにくいので、それをわかりやすい姿にして発表していきたい、こう考えております。

それから同時に、専売は公営企業の中でもわりあい若年者の多い年齢構成、平均年齢が低いですね。そういう層が、たとえば婦人の労働者が半分以上を占めておるといふこととありませんか。いづれにしても、年金制度の延長に伴う改正に

○説明員(小幡琢也君) 基本的にはたばこは総裁が御答弁申し上げたとおりでございますが、なまのものといたしますと、各委託研究をお願いした方が、毎年年度末に、終わりましたから、その年度の研究結果の報告概要という冊子を出してまいります。従来はそれを、先生方の中にはやはりまだ発表できないという御意見の方もございましたので

從來出ておりませんでしたけれども、先般来いろいろ御指摘がございましたので、実は研究運営協議会関係の先生方にお諮りいたしまして、これからは原則として毎年度の研究成果の報告概要、これは発表するようにしよう、という方向でいま検討しております。

○佐藤昭夫君 もう一つお尋ねをいたしますが、国民の健康を守るために政府のとるべき行政措置なり施策なり、こういう点もさまたま同僚委員からの議論がございましたけれども、いわゆるWHOの専門委員会報告、このパンフレット、「専門委員会報告」というこれに出てまいりますけれども、ここで一つは「政府はタバコ喫煙の制圧と予防のための具体的な諸事業を統合し監督するよう、中央委員会ないしその他の適当な機構を設定することを考えるべきである。この機関には充分な職員が備えられ、その機能には独立性の要件を伴って運営されるべきである。」云々と、こういう報告が出てくるわけですが、ここで書いてあります十分な職員を備えた中央委員会ないしその他の適当な国民の健康を守っていくための機関をつくらせ、という問題についてどういう検討を行われておられるのか。

同様に、こういう報告が出ております。「立法者の協力を得るための特別な努力を払わなければならない。」——この「立法者」というのは、国会等でのそういう立法、ですから国会議員を初めとしてというように意味になろうかと思いますが、「立法者の協力を得るための特別な努力を払わなければならない。」彼らに喫煙が健康に与える影響、それについての各国の経験、喫煙に対してとられる措置の有効性に関する情報を提供せねばならない。立法措置は次の目的に基づいて考えるべきである。というところで、(a)、(b)、(c)、(d)、(e)、(f)、(g)の七項目、そして「非喫煙者の権利を保障するために、以下の追加措置を考えるべきである。」ということ、(a)、(b)、(c)、(d)、(e)の五項目、これらの七項目及び五項目のこういう目的に基づいた立法措置を考えるべきであるという報告をしておるんです。

けれども、以上の二つの報告をどういうふうに具体化するかということ、どういう具体的作業をやっているのか。

○説明員(大池真澄君) 御説明申し上げます。ただいま先生御設問の点は、一九七四年のWHO専門委員会の報告を中心としておっしゃったのかと思いますが、御指摘のとおり、WHOにおきましては専門委員会の報告あるいは総会の決議等におきまして各種の提案をたくさんしておられるわけでございます。そういったことで、加盟国として国際的にもそれぞれの国が国情に照らしてその国の実情に応じた適切な措置をそれぞれ講じておるわけでございますが、わが国におきましてはそういった報告を尊重する一環として、私ども健康を預かる厚生省としては、衛生教育の一環として全般的な衛生教育の趣旨徹底を図っておるところでございます。

なお、御指摘の機構の問題の提案でございますけれども、現在のところ、そういったような専門的な機関というものは考えられておらない現状かと、私どもは理解しております。

なお、喫煙は国民の嗜好、習慣にかかわる問題でもございまして、広く非常に多面的な分野にまたがっております。私ども厚生省の立場としても、関係の深い省庁あるいは関係団体ともよく連携をとりながら、こういった問題に取り組んでおるところでございます。

それからまた、国会の諸先生へのいろいろな資料提供の問題でございますが、随時お求めに応じていろいろな資料提供はこれまでもやってきておるところでございますが、包括的には厚生省の年次報告書でございます。いわゆる厚生白書におきまして、逐次WHOの報告があった旨記載をいたしました。あるいはその内容等の紹介、あるいは成人病対策の一環としての喫煙問題というように、年次報告書には記載しておるところでございます。そのほか、今回WHOにおきまして世界保健デーというように提唱しております。その一環として、WHOの専門委員会報告書

も含めましたWHO側の提供しております内外の情報を集大成したものを、私どもの手で調査研究をお願いしましていろいろ翻訳紹介をするというように、資料も作成して関係方面に配布しておるわけでございます。そういった一環として、衆参両院の厚生省の関係の委員会の調査室にもお届けておるところでございます。

○佐藤昭夫君 大蔵省は何か答弁ないんですか。

○政府委員(名本公洲君) ただいま厚生省の方から御答弁がございましたように、健康の問題の主管といたしましては厚生省でございます。専門家の方々もそちらにいらつしやるわけでございまして、私どもの方としては、厚生省の方と十分連携をとりつつ現在までもやってきておりますけれども、今後その方向で仕事を進めてまいりたいというふうな考えております。

○佐藤昭夫君 大蔵省としては、何にもないということですか。

○理事(細川護熙君) よろしいですか。

○佐藤昭夫君 満足したわけじゃありません。

○理事(細川護熙君) 午後四時三十分まで休憩いたします。

午後三時十七分休憩

午後四時三十分開会

(理事細川護熙君委員長に着く)

○理事(細川護熙君) ただいまから大蔵委員会を開いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することにいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○理事(細川護熙君) 御異議ないと認めます。

なお、日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○理事(細川護熙君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(細川護熙君) この際、大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) この際、お許しを得て、公定歩合の引き上げ及びそれに関連して一、二申し上げたいと存じます。

日本銀行は、本日午後の日銀政策委員会において、公定歩合の一・七五%の引き上げを決定し、明三月十九日から実施する旨を午後四時三十分発表いたしました。この結果、公定歩合は九%となります。これに伴いまして、大蔵省としては、預貯金金利についても引き上げる方向で考えており、本日、日銀政策委員会に対しまして決議を行いました。

なお、預金準備率の引き上げも同時に日銀政策委員会が決定されており、大蔵大臣の認可を受けた後実施されることになっております。

以上、とりあえず御報告申し上げます。

○理事(細川護熙君) 休憩前に引き続き、日本専売公社法等の一部を改正する法律案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○片岡勝治君 ただいま大蔵大臣から、公定歩合の引き上げが本行われた、こういう御報告がありましたので、これに関連して一、二伺いをしたいと思っております。

現行プラス一・七五%という大変大幅な、しかも九%になったわけでありまして、第一次石油ショックの直後、すなわち昭和四十八年十二月から五十年四月のいわば狂乱物価時代の公定歩合になったわけでありまして、つまり、これまでの最高の率になったというところでありまして、率直に言って、日本経済は容易ならざる事態に直面しつつ

あるということの一つの証左だろうと、このように考えるわけであります。

政府がこれまで日本の物価の状態、昨年末から引き締めをやつてきたけれども依然として物価高騰が続いている、あるいは今月初めから円防衛政策をやつてきましたけれども、なおかつ円安の危機に迫られていると、こういうことだろうと思ひます。こういうことからすると、日本経済に対する政府の見方が大変甘いと、そういうふうにならぬ国民としては率直に認めざるを得ないわけであります。つまり、物価高騰という問題について甘い見方があるのではないか、経済全体の見方について大変甘い見方をしてゐるのではないかと思ひわけであります。これに対する政府の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 本日、ただいま御報告申し上げましたように、日銀で公定歩合の引き上げが決定されたわけであります。これは、いまの御意見も御意見として私どもは十分承るところでございますけれども、確かに消費者物価問題につきましては、当初見込みを中途で下方修正いたしました四・七%以内におさまり得ると思ひましたものの、まさに卸売物価につきましては、当初の見込みからすれば大変な見通しが違つてきたわけであります。その要因は、主として原油の値上げ等に伴うところの外的要因でございますけれども、これがこれから国内の消費者物価に影響してくることは当然のこととして考えられますので、そこでこのような措置がとられたものであると考へておるわけであります。

したがつて、今後におきましては、明日は経済企画庁を中心としての総合物価対策が立てられるというような計画になつておりますので、まさに財政、金融各般にわたつて機動的な対応をすることによつて物価の鎮静に努めていきたいと、このように考へております。

しかし、いまの批判は批判として、やはり謙虚に耳を傾けるところでありますが、九%という最高の公定歩合ということになったことは、これが

すなわち天井感を心理的に与えるであらうことも期待のうちに入つておるのではなからうかと、このように考へております。

○片岡勝治君 けさの日経新聞にもありましたけれども、経済研究センターが十八カ月の予測を記事として掲載をしているわけでありますが、これを見ましても、卸売物価は政府見通し九・三%に對してこれは四%高く一三・三%ぐらいになるのではないかと、あるいは消費者物価につきましては、政府見通し六・四がプラス二・三の八・七、こういうふうな民間の研究機関も政府見通しは大変甘い、もつと厳しいものになるのではないかと、予測をしてゐるわけであります。私たちも率直に、予算審議等衆参を通じて審議をしてまいりましたけれども、政府見通しというものが大変甘い。もつと深刻な事態に向かつてゐるということを、私たちは今回の公定歩合の引き上げによつて改めて感ずるわけであります。

明日、政府の物価対策の基本政策ですか、そういうものが発表されるようでありませうけれども、こうした事態に對して改めて政府として何か考へがあるのか、対策があるのか。つまり、きょうのこの事態に直面して、何か新たな角度でこういう点を考へてゐるとかというものがあれば、この際お話をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 明日決定されるわけでございますが、私どもの立場からいたしますならば、カーター大統領のインフレ対策というものが、金融面のみでなく財政面等についてもこれが行われておるといふ事態をも顧みますならば、恐らく財政面からも総需要の適切な管理を図るべきであると、そういう方向、そしていま一つは、便乗値上げ等に対する監視体制というやうなことが大きな柱として打ち出されるのではなからうか、このように考へております。

○片岡勝治君 いずれにしましても、いわば狂乱物価時代の最高率になったといふことでありまして、これは国民としても重大な関心を示してゐると思ひわけであります。すでに国民の側では、狂

乱物価時代に近い時代がきわめて近い時期に来るのではないかと、このことを大変心配してゐるわけであります。したがつて、この問題につきましても、まあ明日の政策を見なければ具体的に政府の政策を批判することはできませんけれども、これまでのわれわれから見ると大変甘い経済見通しについて、厳しくもう一度見直しをして、物価対策、経済対策というものをせびつくつていただきたい、このことを強く希望をいたしまして、きょうはたばこ値上げ法案の問題でありますので、冒頭それだけ申し上げまして、この件については終わりたいと思ひます。

そこで、いまもお話がありましたように、これから総需要の抑制、管理あるいは便乗値上げ等に対する対策ということ、それらを含めた総合的な施策を実施する、こういうお話でありました。たまたま、このたばこ法案につきましては二・一%の値上げ、あるいは二、三年後には今度は政府の行政権の行使によつて三割の値上げが可能になる、こういう法律であるわけであります。私たちは、やつぱり公共料金というものは絶対に上げてはいかぬとは私も申し上げません。ただ、いまお話のありましたとおり、今日の経済情勢というものは大変重大な時期に直面をしてゐる。この時期に、たばこを初めとして国鉄、電気、ガスあるいは郵便、月謝というのですか、学校の授業料値上げ、こういうものが軒並みに続々と値上げをされる、こういうことが現実には物価を引き上げると同時に、心理的にもこれは大変なことになると、こういう作用を及ぼすと思ひわけであります。

まず総理に、この公共料金の軒並み値上げ、こういう政策については、これまた、今日のこの事態に關連をいたしまして見直す必要があるのではないかと考へておりますけれども、この一連の公共料金の値上げについて、この際、総理大臣の見解を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 片岡さんも御承知のやうに、自由民主党と政府は、公共料金政策をいたしましては、原則として受益者負担によるべきで

あるという態度をとつてきたわけでございます。同時に、申すまでもなく、公共料金にかかわりのある企業には徹底的な合理化を要求いたしました。必要最小限度の値上げにとどめるといふこともあわせて実行してまいつたわけでございます。仰せのように、この問題は、国民の経済生活には大変大きな影響がございますので、その時期につきましても十分考へなければならぬことは当然でございますが、そういう方針で今日まで公共料金政策の運営に当たつてまいりまして、いま、過ぎ去ろうとする五十四年度の物価を回顧していただいてもおわかりになりますとおり、政府は、この年度、公共料金をそういう方針に従ひまして、ぎりぎり、限度いっぱいを超えなかったところまでしんばういたしまして、時期的にも調整をいたしまして、電気、ガス料金にいたしまして、五十四年度中はどんな苦しくても改定しないといふことで、がんばつてきたわけでございます。したがつて、五十四年度の物価は、政府が当初予想いたしておりました四・九%をさらに割りまして、四・七%で越年ができるという確信を持つておるわけでございます。

そういう努力をしてまいりましたけれども、無制限に關係企業が採算を無視した料金でがまんできるはずはございません。電気にはいたしまして、ガスにはいたしまして、すでに大幅な出血をいま見えておるところでございます。これ以上しんばうさせておくことは、もはやこれまでとつてまいりました方針に背馳するばかりでございます。で、電気とかガスとかを供給する大きな責任を持つてゐる企業体の崩壊につながることに、ひいては国民の経済、生活に甚大な悪影響を及ぼすおそれをはらんでおるわけでございます。したがつて、政府としては、この際、いまメジロ押しにいろいろ公共料金を上げることはいかかという御疑問でございますが、そこまですべておつたといふことを、まず評価していただきたいと思ひますので、これ以上延ばすことができないとならば、これを断行していく

ということが政府にとって大事な決断ではなからうかというように考えておるわけでございます。結論といたしまして、いままでも精いっぱい仰せのような趣旨に従いまして改定を延ばしてきたと。しかし、もうこれ以上延ばさずというところは、かえって有害な結果をもたらしかねないおそれを感じてまいりましたので、ここで改定を御承認いただくといたしまして、この改定を御承認いただき、原価主義のつとりまして嚴重な査定を加えておるところでございます。その他の公共料金につきましても、その幅、その時期等につきましては周到な配慮を加えまして、ぎりぎりがまんしてまいりましたけれども、この機会にこの程度の改定をお願いすることは、決して無理ではなからうというように感じておるわけでございます。

もう一つつけ加えておきたいのは、今日の物価情勢というのは、平時におけるいわば需給のアンバランスから起こる物価高騰というふうなものではなくて、本来、海外の戦略商品である石油の顯著な値上がりというところから起きているものでございまして、それを契機といたしまして、わが国といたしましては、大きな所得が産油国に移転するということを甘受せざるを得ない立場にあるわけでございます。この犠牲を、この負担を、どのような姿で国民が負担してまいるかということとは、あるいは物価の形で、あるいは料金の形で、あるいは人件費の形で、いろいろな形でこれを負担していかなければ、日本の経済はバランスがとれないということになっておるわけでございまして、これは日本ばかりでございまして、世界のどの国にとりましても、重要な資源がこのようないくばうな戦略的な値上げがやられますと、そういう項目に陥るわけでございます。そういう側面もございまして、われわれも十分理解を、野党の皆さんはもとより、国民の皆様にお願いをいたしまして、この危機を乗り切っていきたい。

もう一つつけ加えて申し上げさせていただきますのは、しかし幸いにいたしまして、わが国はそ

ういった打撃を過去において受けましたけれども、われわれの技術、革新的な努力、あるいは労使を通じての経営努力によりまして最小限度にその影響を食い止めることに成功いたしました。世界のいずれの国よりもみごとな対応ができたわけでございまして。今日の物価高という形、料金の改定という形でその負担がわれわれの目前にあるわけでございまして、これはわれわれの努力によりましてできるだけその影響の幅を縮めまして、国民の最終的な負担は最小限度にとどめるようにしていかなければならぬし、それはまた、われわれの力でできることであらうと思うのでございまして、政府は公共料金の改定に当たりまして、そういうその改定に絡まる直接間接の施策をいたしまして、そのようなことを念頭に置いていまして努力をしておることにございまして、御理解を得たいと存じます。

○片岡勝治君 総理大臣は、たとえば石油の価格、製品価格については余り行政が介入しない方がいいというところを、こゝに、二年非常に強く国会等で答弁をしておられます。こういうことを国民の側から見ますと、政府は一体何をやっていらっしゃるんだ、結局は、物価問題については全く手をつけないのではなかないかということをお聞きしたいわけでございます。

いま公共料金の取り扱いにつきましての政府の見解はお伺いいたしましたけれども、公共料金は、これはその無理な抑制はできないということと軒並み値上げをする、石油製品、石油価格について、余り行政が介入することはよくない、いわば行くがままにしておいた方がいいのではないかとこの総理の答弁がある。それから、石油ショックのときにいろいろ物価抑制の法律なり施策なりを決めたわけでありまして、今回の第二次石油ショックといいますが、こういう事態に対しても、これを発動するという姿勢が見られない。率直に言つて、私たちは大変心配するわけなんです。こうした問題について、われわれは、もっと積極的に国民にわかりやすい政策をぜひ打ち出して

いく、そういうことをしないで、便乗値上げをやめるとか、国民の物価に対する値上げムードというものを鎮静させるということ、私は不可能なような気がするわけであります。そういう点から、ひとつ、ぜひ政府でも真剣にこの問題について取り組んでいただきたい、このことを強く希望するわけであります。

それから、公共料金の値上げにかかわる今回のたばこ値上げ法案の取り扱いにつきまして、法定緩和ということがたばこに関しては初めて出てきたわけであります。いろいろ網がかけられて、その条件が満たされて初めて大蔵大臣の認可によつて値上げをすることができるということにはなっておりますが、いざいざしても、国会の審議を経ずして、最高基準価格の一・三倍ですが、これは今度は大蔵大臣の認可で値上げすることができるといふ、こういうシステムになっているわけですね。

これはすでに国鉄でも行われた、今度はたばこでもそうなる、郵便料金の値上げも今度は法定を外す、行政権の行使によつて値上げができる、一体あと何が残るのだろうか、ことごとく公共料金と言われるものがすべて国会審議から外されて行政権の行使によつてできる、こういう措置がずっと続いてきたわけですね。これについても私たちは大変遺憾に思っております。これは大蔵大臣に対して、これまでのたばこ審議を通じて、私だけではありません、各党それぞれ大変大きな不満を開陳したわけでありますけれども、これに対する基本的な政府の考え方、これで終わるのかどうか、これからみんなやってしまふのかどうか、この点について、私は率直に総理大臣の見解を承りたいと思っております。

○国務大臣(大平正芳君) 前段の政府の物価政策に対する姿勢でございますが、大変心配だという片岡さんの憂慮でございますが、政府の基本政策はたばこ本院におきましても御説明申し上げましたとおり、石油という重要な資源の供給を確保して需給のバランスをとるということだと思つて

でございます。供給が確保されて手当てに心配がないという状況をつくらないと、物価政策もあつたものじゃないかと思つてございまして、政府はその限りにおきまして予定どりの入荷を確保いたしまして、しかも備蓄は従来より多く備蓄をいたしておるわけでございまして、ストックの状況を見ましても、各原油それから石油製品全般にわたりますと、去年よりも多くのストックを持っておりますわけでございまして、私は、物価政策の基本的な条件はそれでできていると思うのでございまして、そういう状況のときに、売り惜しみとか買いだめとかいうようなことが起こっていないのに、石油三法の発動なんというところは、私は有害だと考えておるわけでございまして。

そういう供給が不足をいたしまして、明日の手当に非常な不安を感じておるといふようなときでありますならば、政府はまず率先して介入いたしまして、人為的に需給のバランスをとつていかなきゃならぬわけでございまして、今日までそういう事態に幸いになっていない、そういう基礎条件を宣々として築くことに成功したわけでございまして、その点は、むしろ私は評価していただきたいと思つておるわけでございまして。もちろん、事態が非常に緊急事態を迎えまして、行政措置を講じなければいけないというふうなことになれば、もちろん政府が与えられている権能は行使しなければならぬけれども、下手にこれを行使するといふようなことをやりますと、かえつて立法の趣旨に反するのではないかと、かえつて考へておるわけでございまして。

それから第二の、たばこ並びに鉄道料金なんかの制度の最高料金を国会でお決めいただくか、それから大蔵大臣に一定の条件のもとにおいて値段を決めることを認めていただくか、これは財政民主主義の行き方としてどちらの行き方もあろうかと考へるのでございまして。

いまお願いしているような制度をいたしまして、財政民主主義にもとるものとは考へていないわけでございまして、問題はこれの運用であらう

と思うのでございまして、運用に誤りなければ、片岡さんが御心配になるようなことは私はないと確信いたします。むしろ行政にそれだけの弾力性を与えていただく方が円滑な仕事で、事態に行政が対応できるのではないかと私は考えておるわけでございまして、一定の厳しい条件をつけてございまして、それから天井も抑えて、幅も抑えてあるわけでございまして、御懸念のようなことは万々ないと思うのでございまして、常時国会は政府のやっているといて御指導も監視も怠っておられないわけでございまして、こういった制度をおとりいただきまして、国会との間が疎遠になるわけじゃ決してございせん、私どもとしては誠心誠意状況は国会に御報告申し上げて、御指導を仰ぎながらやっていきたいと思ひますけれども、制度自体といたしまして、このようにお願いする方が適切ではなからうかという考えを、鉄道の場合と今度の場合と変わっていないことを御理解賜りたいと思ひます。

○片岡勝治君 公共料金のうち、国鉄あるいは郵便料金は違つて、このたびは財政専売といひますか、一個のたばこ、仮に百円といたしますと、約半分は納付金で国に納めるわけですね。半分が自分の物ということになります、このたばこそのものの料金ということになるわけであり、ます。いわゆるコストの問題という立場だけでは、このたばこの場合には押し切れない要素があると思ひます。

この点についても、私は大蔵大臣にしたいほど質問をいたしました。ずばり申し上げますと、専売公社が赤字になる、それ値上げをする、大蔵大臣が認可すれば、自動的に政府納付金がふえてくるわけであり、つまり、専売公社の赤字というものは、逆に政府にとつてみれば納付金が増大する、そういう行政措置がこの大蔵大臣の認可によつて出てくるわけですね。つまり、税金部分が約半分であり、それから、そういう大きな負担をたばこを吸っている方に負担をかけるわけであり

です。ですから、こういう問題については少なくとも私は国会の審議に付すべきではないか、たばこのもののコストの部分については百歩譲つて行政権にゆだねたといひましても、一兆円を超す財政をたばこをのんでる人に負担をかける、そういうことであるから、私はたばこの場合には別途考えるべきではないか、こういうふうなことを大蔵大臣に執拗に迫つたわけであり、その答弁は、恐らく総理大臣も同じような答弁をすると思ひ、この認可を大蔵大臣がやるということについても、私は大蔵大臣がやるということもきよう質問したんです。

なぜならば、大蔵大臣の頭の中には絶えず財政再建という事で頭がいっぱいだろう、当面の責任者ですからね。そして、この専売の方から値上げの申請が出てきた、いろいろ検討する段階に、やつぱり財政再建に寄与する道は何かということに優先して、このたばこの値上げの判断を下すのではないかということ、私は大蔵大臣に問うたんです。

ですから、ずばり申し上げて、たばこ値上げの認可というのは大蔵大臣というのには適当ではないと私は思ひます。むしろ他の部署でやった方がいいのではないか、あるいは最高責任者である大平さんがおやりになった方がまだ客観性があると言ひたいところだけれども、大平さんもやつぱり財政再建で頭がいっぱいということになれば、一円でも高く認可するということ何といひますか、意思が先に働くのではないかと。

こういうことで、きょうも大蔵大臣を追求したわけであり、これは総理大臣というふうにお感じになりますかね。たばこの値上げをすれば財政の方も豊かになるという運動式ですから、なるべくたばこの値段を低く抑えようというそういう意思は働かないんじゃないですか、判こをつ

くときに、この点を私は心配するのです。○国務大臣(大平正芳君) 前段の御質問は、本委員会です。御検討いただいたことと思ひ、

ございまして、その点につきましては、本委員会ではいろいろ御議論いただいたことと思ひます。繰返しませんが、後段の点で、大蔵大臣より一般のほかに閣僚、ほかの機関がこれに当たるのがよろしいでないかということもございしますが、大蔵大臣がこれは専管でやりになるわけじゃございせん、まず国会で一定の条件がつけ加えられておること、それから政府内部におきましては関係閣僚会議、閣議を通じて十分の意見調整を行ひまして政府としてこれを決めるわけでございますので、いま御心配になるような大蔵大臣が、いつも大蔵大臣はりっぱな人がなられますから心配はございせんけれども、多少身びいきに考へておられまして、そういう手順を踏んで決めていきますので、そういう御懸念はないように運営されるものと思ひます。またさ

れなければならぬと思ひます。○片岡勝治君 やつぱり制度全体を見ますと、率直に言つてそういう心配があるわけですね。私、りっぱな大蔵大臣ですから、その懸念を持つてやるとは思ひませんけれども、しかし、この制度、システムそのものを見れば、おかしいじゃないかというふうに感ずるんです。ですから、そういう心配はありませんよと政府が言ひたいのなら、やつぱりこういうシステム、制度というものを明確にして、ああそうかと国民が見てわかるような、そういう私は行政機構といひますか、機能というものを

つくるべきだろと思ひます。やつぱり人間ですから、人間の頭脳の回転の仕方によつてはそういう疑惑を持たれるような結果が絶対に出ないとは考へられないわけであり、特に、大蔵大臣も大平総理も、当面は財政再建というのが最大の課題でしょう、もちろん人物とかなんとかありますけれども、そういう時期なものですから、よ

い私たちはその点を心配するわけなんです。今度のこのたばこ値上げ法案につきましても、相当部分、財政再建という意識が先行して法案がつくられているという感じを率直に持つわけであり、私は、さつき申し上げました法定緩和

の問題においても、いまま言つたような納付金の部分、公共料金の部分、公共料金の部分はまあ大臣が認定しても、納付金にかかわる領域については少なくとも国会の審議を得たらどうか。あるいは大臣の認可につきましても、大蔵大臣が認可をするというのには必ずしも適当ではないと私は感ずるわけであり、そういういたしますと、やつぱりこれは財政再建ということが先行し、それを優先して今度の法律改正というものを考へられている、こういうことを端的に申し上げることができるよう気がするわけなんです。

政府は、財政再建元年ということをやつておりますが、大抵ときどきこの元年制度を使ひますが、余り成功したことはありません。福祚元年で二年はなくなつちやいましたし、あるいは盛んに大平さん、地方の時代ということをやつてい

ましても、そういう意味では地方元年ということが言えるかもしれませんが、これもそう長続きしきうもない。財政再建につきましても、別な角度から、こういう国民の負担、そういうものを増大するということではなくて考へるべきではないか。今度のたばこ法案につきましても、財政再建ということが先に出て法案が出されたような気がするわけであり、

それから、今度のたばこの法案の審議を通じて、特に私はたばこと健康問題につきまして相当しつこく質問をいたしました。政府もこれまでの姿勢を改めてと言つちや語弊がありますけれども、ある点では、二、三の点ではこれまでの姿勢を改めていきたいという答弁があつたわけであり、これにつきましても、私は内閣総理大臣に認識を深めていただいて、ぜひ専売公社のそうした姿勢というものをバックアップしてもらいたい、国民の期待にこたえるようなそういうものをつくるような専売公社の経営をぜひお願いしたいと思ひ

わけであり、その一つは、これまでたばこと健康につきましている研究しておりました。こ二十年間九億余の金を投じて、たばこと健康という問題につ

て専売公社が取り組んできたわけです。この点は私も評価するわけなんです、しかし、その研究結果というものは一切秘密である、これは公表しないんだと、これがたてまえです。しかし、研究者が学会で発表したことはありますけれども、一切発表しないのだと、こういうことですからね。それは間違いないだろう。やっぱりそれは国民の前に明らかにした方がいい。それが親切的な専売行政だろうと思う。しかし、専売の方では、研究結果を出す、専売公社の言い分は、つまり健康に余り害がないよという結果が出てそれを発表すると、専売はたばこをよけい売りたいからああいう発表をしたのだという誤解を受ける。いやたばこは多少健康に害があるという研究結果が出た、これを発表すれば、これはたばこの売れ行きが悪くなる、これは専売としては私にはあたりまえだと思う、専売に携っている人たちは。そこで、しかしだからと言って、国民と健康の問題は発表しないということではこれはだめだ。これは発表しない。これは今後発表しますということをやったのです。これはぜひ大平総理大臣も、その専売の姿勢についてバックアップしていただきたいと思うのです、これに対する見解を伺いたい。

それからもう一つは、この研究機関を専売公社が受け持つというのは私は残酷だろう。これはちよつと専売の立場からすれば無理な話だ。したがって、研究機関は専売から外した方がいい。たとえば厚生省なり何なりへ移すことによって自由な研究ができる、国民サイドに立つた研究ができる、その研究発表も自由にできる、余り専売公社の立場というものを考慮しないで発表できる、これが国民の期待にこたえることになるだろう。ですから、研究機関は専売公社と切り離さない、こういうことを強く主張いたしました。大蔵大臣も大変ヘビースモーカーでありまして、審議の途中経過の中で大変たばこを吸っておいりましたが、私のいまの意見についてほぼ賛成したような答弁があった。これはひとつ検討してみましよう、勉強してみましよう。つまり健康とたばこにかかわ

る研究というものは、専売公社ではなくて他の機関に切り離して移す。この点も、大平総理のひとり見解をこの際伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 財政再建との関連でございしますが、この点につきましては、大蔵大臣も私も財政再建で頭がいっぱいであることは御指摘のとおりでございます。けれども、たばこの値段の問題を考えるに当たりまして財政再建本位で考えておられるわけやございまして、他の先進国のたばこの値段、それからその他の嗜好品とたばこの値段のバランスなどを考えまして、この程度の値段の設定は決して過当なお願ひではなからうということ、財政の収入がこれだけ期待しなければならぬからこうすることよりは、むしろそういうバランスの中で確保できる財源を政府としてはお願いをしたいという趣旨のものと御理解をいただきたいと思います。

それから第二に、喫煙と健康問題でございますが、これは仰せのように、非常に国民生活にとりまして重要な課題であると考えておりまして、今後この研究が何らかの形で公表できるよう、研究者の協力も得ながら検討していかなければならぬと考えております。

この研究機能というものを専売公社からほか、第三者に移した方がいいじゃないかという、一つの御見識だと思ひますが、たばこを一番知っているのは専売関係の方々だと思ひますのでございしますが、御提言の点につきましては、政府部内で検討させていただきたいと思ひます。

○委員長(細川護国先生) 委員の異動について御報告いたします。

本日、岩動道行君及び鈴木一弘君が委員を辞任され、その補欠として北修二君及び小平芳平君が選任されました。

○坂野重信君 時間の制約がありますので、簡潔にお答え願ひたいと思ひます。

まず、総理にお尋ねします。

五十三年六月に提出されました公共企業体等基本問題會議の意見書で民営論が提言されております。これにつきましては、たばこの小売業界等関連産業、七十有余年の歴史を持つ専売制度と歩みをともにしてきたものでございまして、皆さんが重大な関心を持っておられるわけでございしますが、この意味におきまして、専売事業の経営形態のあり方について政府はどのようなお考えであるのか。また、今回の法律改正がたばこの民営化のワンステップではないかというような意見もございしますが、その辺を踏まえて、人々の不安にこたえるために、総理のまず明快なお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 五十三年六月に提出されました公共企業体等基本問題會議の意見書におきまして、たばこ専売制度の廃止、日本専売公社の分割、民営化が提言されておりますことは御指摘のとおりでございます。同意見書におきましても、しかしながら専売公社を現時点で直ちに民営化することにつきましては、喫煙と健康問題、外国たばこ資本との競争問題等から検討しなけりやならない問題とされておられ、さらに、たばこ事業の民営化には現在専売制度のもとにある関連産業、とりわけ國産の葉たばこの取り扱いをどうするか等、深刻な問題があることは、坂野さん御承知のとおりでございます。

したがって、政府といたしましては、関係各方面の意見を聴取しながら、慎重に対処していく必要があると考えております。大蔵大臣の私的懇談会、たばこ及び塩専売事業問題懇談会において、たばこ専売事業に関連する利害関係者から意見を聴取する等、鋭意検討を行つておるところでございます。この検討は、引き続き進めてまいらなければならぬと考えております。

○坂野重信君 たばこ専売事業のあり方についてはいろいろ従来から議論がございまして、また、先ほど申し上げましたように影響するところは非常に大きいと。まさか政府としては、今度の法律改正というものが民営化のワンステップというよ

うなことは考えてないと思ひますが、この辺はひとつ十分に慎重に検討して対処をしていただきたいと思ひますが、もう一度重ねてお伺ひします。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのように、今回の改正、民営化の第一歩などは毛頭考えておりません。

○坂野重信君 わかりました。

現在、本委員会で審議中の法案が成立しますという、わが國のたばこ専売事業というのは、いわば新しい時代を迎えるということにもなるかと思ひます。わが國のたばこ産業は、長年の専売制度のもとでよくまわってきたものであり、わが國たばこ産業の維持発展は、単に専売公社の努力だけではなと思ひまして、たばこの小売店あるいはたばこ耕作等の関連業界の人々の協力によって成り立つたものと思ひますが、このような意味におきまして、今後のたばこ事業の運営をどのようにされるのか、総理の基本的な考え方を伺ひたい。

○国務大臣(大平正芳君) 成年人口の伸び悩み、喫煙と健康問題等の影響によりまして、たばこ消費が伸び悩んでおられることは御承知のとおりであります。また、諸外國がたばこ市場の一層の開放をわが國に迫つておられますこともございまして、わが國のたばこ産業をめぐる環境は大変厳しさを増しておると考えております。

このような事態に対処いたしまして、わが國たばこ産業を維持発展させますためには、専売公社はもちろんでございしますが、たばこの販売店、葉たばこ生産者を含め、広くたばこ事業に関連ある方々の力を合わせて、消費者の嗜好にマッチしたすぐれた品質のたばこを、しかも安く國民に供給できるように考えていく必要があると思ひます。

このようなたばこ産業に従事する人々の一致協力した努力によりまして、四十年代のような大幅なたばこの消費の拡大は望めないにいたしましたが、外國製品との競争下にあつても、安定的な事業経営を行うことが可能であると考へます。政府としては専売公社及び関連産業に対して、

このような姿勢で指導してまいりたいと思ひます。

○坂野重信君 次に、大蔵大臣にお伺ひしたいと思ひますが、いま総理がおつしやいましたように、最近のたばこの売れ行きが伸び悩んでいると、しかも諸物価の高騰の兆しもありまして、たばこの小売店の経営というものがなかなか苦しくなつておりました。そこへもつてきて、新しく小売店を開設したいという希望も多いようでございます。

なかなかむずかしい問題でございますが、たばこの小売店というものは長い間国家財政の財源確保という立場からいいますと、私は非常な功績があると思つてございまして、そういう財源確保に協力してきた功労者とも言えるようなたばこの小売店の立場というものは政府としても十分理解し、また援助すべきだと思つてございまして、このような立場に立ちまして、たばこ小売業界の現状を十分考慮しまして、また一方、消費需要というものを勘案して、いたすうちに、みだりに無制限に小売店を増加するというのもどうかと思ひます。また、店舗の配置の問題もあるかと思ひます。地域によつて余りたくさんつくりまうという、非常に過当競争という問題も出てくるわけでございます。

その辺を勘案しながら、適切な店舗配置というやうな問題も、政府としてやはり適切な措置を講じなければならぬと思つてございまして、この辺の問題につきまして、政府のお考えをお聞きしたいと思つております。

○國務大臣(竹下登君) 単純に申し申しても、たばこ販売店が消費者の購買の便宜という観点だけからいいますならば、これは多く配置されることを望ましいという、これは単純な理屈でございます。しかし他方、行き過ぎた店舗の指定を行いますと、販売店の健全な経営を危うくいたしますし、また、商品の配送コストもかさむといった問題が生ずることになるわけでありまして、したがつて、このため専売公社におかれましては、従来から一定の基準を設けて消費者利便等も考慮しながら販売店の

指定を行つてこられたところであります。今後ともこうした方針のもとに、消費者の利便、そして健全な販売店経営等の調和を図りながら、適切な店舗配置に努めるよう、専売公社の考え方を指示、指導していくという立場をとりたいと考えております。

○坂野重信君 時間の関係がありますので、最後に大蔵大臣と総理に一点づつお伺ひしたいと思ひます。

大蔵大臣にまずお伺ひしたいんですが、たばこの値上げの二一%、二〇%というのは一見高率に見えらるわけでございますが、まあ、高率に見えて、一部には他の公共料金の引き上げと重なつて国民生活を圧迫するのではないかと何年か一度という、もうすでに四年以上たつておるわけでございますが、実施しなかつた。その結果、結果的には納付金というものが低下してございまして、また、小売店にとってはいわゆるベースアップというのが四年以上もなかつたということもございまして、国家財政の財源の確保という立場から言つても、この際、この程度の値上げというものはまことにやむを得ないんじゃないかという感じがするわけでございますが、その辺についての大蔵大臣の見解、それが第一点。

それから、総理大臣に最後にお伺ひしますが、たばこ値上げについては、この問題は急にいま思いついたことじゃなくて、昨年から本委員会において継続審議の段階であるわけでございます。本来ならば、もう少しこの法案は早く通つておつてしかるべきだと思つてございまして、現在、鋭意検討の段階でございまして、いずれにいたしましても、諸物価高騰のおそれの多い時期でもあるし、伝えられる各級の公共料金の引き上げ等については先ほども話がありましたが、極力最小限度にとどめるべきである、段階的な問題もありましようが、これはぜひひとつ、総理のこれについての基本的な考えを、非常に努力され苦勞されておると思ひますけれども、その考えをもう一度

改めてお伺ひいたしまして、私の質問を終わります。

○國務大臣(竹下登君) 御指摘のように、二一%程度という、たばこの定価が五十年以来据え置かれておる、これがやはり大きな理由であると思ひます。そうしてその場合、小売店の販売手数料等は、表現をかりならば、ベースアップがその間になされなかつたということと同じ結果になるわけでありまして、したがつて、葉たばこを初めといったします原材料費等の原価の上昇等を考慮いたした場合は、この程度というものは私はぜひ御理解をいたしたいものである、このように考えておるわけでありまして、しかも、これが先ほど来御指摘のように、五十四年度予算の財源としても当時から考えられ、継続されてきたものでありますので、可及的速やかに議していただきましますことを心から期待をいたしておるということを表明いたしまして、お答えにかえさせていただきます。

○國務大臣(大平正芳君) 公共料金の改定でございまして、これまでも先ほど片岡委員に御説明申し上げましたように、極力、時期、幅等につきましてはぎりぎりのところまで抑える努力をいたしてきたわけでございます。今後とも坂野さんが仰せになりますように、政府としては真にやむを得ない場合、時期、幅等を十分周到に配慮をいたしまして、この公共料金の設定には当たりたいと考えておりまして、国民生活に及ぼす影響を十分念頭に置いて、御趣旨に沿うように努力してまいらるつもりでございます。

○矢追秀彦君 いまたばこの値上げについて私たちも反対でございまして、この委員会、これから総理を迎えて質疑をやるからには、もうあと幾ばくもないわけでございますが、あと残された実施時期につきましては、私は政府に対して、現在のこの物価の大変な高騰の中で十分な御配慮をいたしたいと思つてございまして、

たばこの問題に入る前に、先ほど来いろいろ出ておりましたが、アメリカのカーター大統領のインフレ対策、この結果、大変本日は通貨あるい

はまた株式に大きな変動が起つております。すなわち、欧州におきましてもドル買いが殺到いたしまして、通貨の下落、あるいはまたニューヨークにおける株式八百ドルが割れておる、こういう大変な、パニックとまではいきませんが、かなり波瀾が起きております。円につきましては、その大きな変動はございませぬが、今後十分また円安の進むことも考えられるわけで、この一面目見守らなくちゃいけないわけでございますが、現在のこの状況を総理はどの程度深刻にこれは把握をされておるのか。まず総理のお考え、状況分析ですね、お伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(大平正芳君) 今日の物価高は、申すまでもなく、海外要因、為替要因というやうなものが大要圧倒的に比重を持っておるわけでございますけれども、これがこれからどのように国内物価に影響を及ぼしているかということはこれからの課題でございまして、これに対して精いっぱい努力で有効に対応していかねければならぬのが、われわれの課題であらうと心得ております。

そこで、石油並びにその他の資源の価格でございますけれども、国際的にようやく大きな激動期は過ぎまして、国際商品市況も高水準で鎮静に向いておるようでございますが、問題なのは為替でございます。いま仰せのように、世界的に大変不安定な状況にあるわけでございます。何と申しても可能な限りの努力をいたしまして、為替市場の安定を図つていかねければならぬと考えておるわけでございます。そういうことに全力を挙げて対処いたしますならば、この春が一番しんどいピークじゃなからうかと、それを乗り越えてまいりますれば、やや愁眉を開くことが出来る段階を迎えることができるのではないかと考えておるわけでございます。明日政府としては財政、金融政策全般にわたつて慎重な運営を目指した方策、便乗値上げ防止のための調査監視機能の強めてまいらる方策等を基本といたしまして総合物価政策を発表いたしまして、その誠実な実行に当たる決意を固めておるわけでございます。国民の

理解を得てこれが奏功いたしますならば、総体的な物価の安定に大きく寄与するのではないかと期待をいたしております。

○矢追秀彦君 物価対策の問題はまた後にしまして、いま私が総理にお伺いしているのは、現在の特にアメリカのインフレですね、この米国のインフレに対してどれぐらゐの認識をされておるのか。私は、現在のアメリカは大変な超インフレと言いたいんですが、これが日本に波及すると大変だと思っております。スパイラルインフレと言いたいんですけれどもね。これはもちろん原油の値上げはございますけれども、それ以上に私はアメリカの生産性に問題があると。いわゆる需給のバランスがとれていない。しかも、アメリカの政府はかなりいままで紙幣をたくさん発行してきた、こういったところにあると思います。かつて、アメリカがベトナム戦争等やっておりますとき、あるいはまた、その他のオーバーコミットメントでドルがうんと安くなった時代もございましたけれども、現在はこのアメリカのいわゆる高金利、そして大変なインフレは生産性の問題にあると思います。

これから外務大臣も訪米されますし、総理もいづれ訪米をされると思いますが、このアメリカのインフレのやはりこういった根本的な問題については、日本の総理としてはかなり私は強い意見を言ってもらいたい。アメリカのインフレがおさまらなければ、世界の経済は大変なことになる。何か油、油というふうに目が向いていますが、もちろん、油もありますよ。しかし、現在のアメリカのガソリンというのは日本と比べそんなに高くないわけですし、そういう意味で、私はアメリカがこういうようなインフレになつた原因というのは、いろいろございますが、一番大きいのは生産性の問題にある、こう私は理解をしておるわけですが、総理はいかが理解をされておるのか。これについてアメリカに対してどういう要請をされておるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(大平正芳君) 仰せのように、アメリカ

カのインフレはゆゆしい段階だと思ひます。この最大の原因は、申すまでもなく、アメリカの生産性がふるわないというところに起因しておることは、矢追さんがおっしゃるとおりだと思つてございます。しかし、仰せのように、アメリカは世界の期待を背負つて、世界の安定、秩序を支える大きな抑止力を持つておる国でございまして、ドルは依然として世界の基軸通貨の地位を持つておるわけでございまして。したがつて、仰せのように、アメリカがインフレから脱却して立ち直らなない限り世界経済は立ち直れませんし、また、アメリカがインフレから立ち上がつてその健全性を取り戻さない限り、アメリカに期待するところの世界秩序に対する抑止力は有効に働かないということも明らかでございまして。

したがつて、われわれは、ひとり座視してアメリカの善処を求めておるといふわけにはいかぬと思つて、アメリカを激励いたしまして、アメリカのインフレ対策を中心として当面のアメリカの政策が成功するように強くアメリカに求めなければなりませんし、また、国際的な場面を通じて、アメリカの政策に経済的にも外交的にもいろいろ協力をして差し上げるということが、いまわれわれの大きな任務であらうと思つてございまして。

アメリカを非難することはやさしいのでございますけれども、アメリカにしっかりといていただくかなければならぬという要請は、一層切なるものがあると思うのでございまして、そういうところでわれわれといたしましては、同盟国としてのコミットメントはもとよりでございませうけれども、それをさらに強めて、今日の危機打開のためにアメリカが成功するように協力をしていかなければならぬ、激励を続けてまいらなきやならぬ、そう考えております。

○矢追秀彦君　まあ激励は大いにしていただきたいのですが、余りにもアメリカが理屈の通らないことを日本に強く要求してくる場合には、ただ同盟国だからという理由で余り軟弱外交、極端な言

い方をすると、アメリカに絶えず頭を下げるような外交だけはこれはやめていただきたい。これは強く要望する次第です。

円安につきましていま申し上げましたように、きょうはそう動いてないにしても、これから動いてくる可能性が出てまいります。これは今回公定歩合を日本も上げた場合、かなりおさまるといふような見通しだと先ほど大蔵大臣のお話だと思いますが、ただ私がきょう申し上げたように、いま欧州でドル売りが殺到しておる、そういうことをを思いますと、今回の九％だけでまだおさまらぬのじやないか。また次の段階に追い込まれるのではないかと。だからといって、いつまでも日銀がこれに介入をして円高をつくり上げることもなかなかむずかしいと思いますが、この円安傾向をととめるいわゆる介入は、どこまでが限界とを考えておられますか。これは大蔵大臣で結構です。

○國務大臣(竹下登君) いわゆる円安の限界とでも申しましょうか、そういう問題につきましては、これはされば好ましい姿はどこにあるかということとを予測をお示しすることに結果としてなるわけであります。したがって、私ども通貨当局者としては、その限界がどこまでであるという表現をすることは差し控えさしていただきたい。

ただ現在の、きょうは二百四十八円八十銭で終わつておりますから、ヨーロッパのマルク、イスフラン等に使べたら比較的落ちついてはおるのでございますけれども、がしかし、いまの爲替そのものがやはり安過ぎるではないかという一般論としての認識は持つております。もつと実力があつておるではないかという一般論としての認識は持つておりますもの、さればどこまでならば介入すべきだとか、あるいはどこまでがあるべき姿だとかということは、通貨当局者として、矢追さんと私の問答の中でいろいろ御判断をいただくことは結構でございますけれども、明確にお答えすることは差し控へさせていただきますということでありませう。

○矢追秀彦君　そこで総理にお伺いしますが、こ

これは一昨年ぐらいたつたですかね。かなりいろいろ議論されましたいわるローザ構想というやつ、緩やかな変動相場制。こういうこともまたこれは考えていかないと、こういう大変な変動が出てくる。比較的いままで安定していたと言われておったスイスフランあるいはマルクまでが不安定になつてくると、何か新たな対応を講じなければいかぬのじゃないか。先ほど総理は、米ドルが依然として基軸通貨であると。こういうことになれば、よけいまた、そういった点も考える必要が出てくるのではないかと私は思うわけですが、総理はいかがお考えですか。

○国務大臣(大平正芳君) 大塚めんどうな問題でございまして、私も自信がある答弁はできませんが、ＥＣはＥＣとしてその連帯性の上に立ちまいて、どのように為替市場に取り組んでいくかという点について、ある種のコンサートドアクションと申しますが、そういうものが取り得る立場にあるわけですが、日本の場合は極東の地に孤立した国でございまして、相場が立つのも裏と表になっておるようなところでございまして、日本がドル圏であるばかりでなく、日本の周辺も韓国、台湾その他ずっとドルとの連関を持った通貨地域でございます。

したがって、日本の場合、通貨を論ずる場合には、どうしてもあなたの言われるドルとの間の安定した値段というものを目指さざるを得ない、と思うのでございます。そこで連銀と日銀の間にはスワップ協定がございましたが、これまで発動していませんけれども、これから遠慮なくこれも発動しようじゃないか。また、アメリカのリスクにおいて円維持のためには介入しようということかなことが、この間の日米で合意をいたしたことから、一步そういう方向に進んだと思うのでござい
ます。

私は、こういう体制で、双方の通貨当局の非常に周到な協力体制で、何とか円・ドルの相場というものが、あなたがおっしゃるように、そう大きな

な変動がない状況に持つていくべくあらゆる努力を傾注していかねばならない。現在のところ、そういうことが、いまヨーロッパの市場は荒れておるようでごさいますけれども、円・ドルの間は比較的平穩であるということにもその協力の成果は出ておるものにしていくというように、この協力体制を果すものにしていくというように努力を盡していくべきじゃないかと思ひます。

○矢追秀彦君　いま日本と円についてはそう荒れていないのは、そういったスワップ等があるからだということですが、私はちよつと悲観論者であるかもしれないが、まだもう少しとんとんと厳しいんじゃないかと思ひます。したがって、今後ともいふゆる変動の少ないような施策、これは早急によつていただきたいと思ひます。

総理にお伺ひしますが、日米経済摩擦にも絡みますが、私はきょう午後の質問でも大蔵大臣にも申し上げたんですが、結局、日本というのは、どうあるとやつぱり輸出というものを基本に置かざるを得ない。輸出立国といふことが、これで生きていかざるを得ないという、製品あるいは技術あるいはノーハウ、これでいかざるを得ないと思ふんです。当然、その経済摩擦といふのは起らざるを得ない。したがって先ほど、同盟国であり協力をすると言われているが、やはり日本もその点の理解を求めながら、やぱり日本も出るというものは、いまも伸びている面もございすけれども、自動車等は大幅に減りなつております。これは何とか考えていかなくちゃいけない。ノーハウについてもまだまだアメリカの方がうんと多いし、日本が売っているノーハウは少ない、こういう状況です。

これについては政府としても本気になつてやつていただきたいと思ふのですが、いわゆる摩擦の解消、これは外交努力でやりながら、やつぱり私は日本が輸出を伸ばしていく。前回のオイルショックの後、一時は大変なデフレになり厳しい状況でしたが、後、やはり輸出が持ち直して円

高というのが出てきた。円高が出てくれば原油だつて安く入るわけですから、電力料金等についてもいま大変な議論をされておまして、あしたから決まるとか何とか言われておりますけれども、こういった問題もある程度は解決をしていく。そうなれば、やはり私は日本というのは、ある程度輸出が生命線であるというこの基本は据えた上で、そしてその障害をどう取り除いていくか、いろいろな問題を解決していくか、ここにあると思うのです。その点、総理はどういう御決意ですか。

○国務大臣(大平正芳君)　非常に幸いに東京ラウンドが、いろいろな曲折はありましたが、まともな形で、いま衆議院で関連協定の御審議をいただいております。これは御案内のとおりでございます。これは世界の貿易が保護主義に傾斜し転落することなく、自由な貿易拡大の方向をとるのだということを基本にいたしまして上がつたものでございまして、私は世界経済のために非常に大きなこれはメリットであつたと思ふのでございします。

したがって、こういう基本が確立しておりますので、日本とアメリカその他、日本がこれから生ずるであろう貿易上の摩擦、投資その他の摩擦は、大きな軌道はできておるわけにございまして、そんなにこの軌道から外れたようなことはございまい。きないこととございします。したがって、非常に混沌たるところにほうり込まれておるわけじゃないということとあります。

それから、しかしながら多くの貿易をやつておりますと、また多くの投資がございしますならば、そこには必ず一応の摩擦みたいな現象が起るわけにございまして、日米間にはもうしよつ中摩擦が起つて、それを処理したと思へばまた新しい摩擦が起つてまいと思つておるのです。往復四百億ドルもの貿易をやるのですから、その間に摩擦がないなんというのはおかしい話なので、あつたからといって別に驚いちゃいかぬわけで、それ

はそれとしてほぐす原則はあるのですから、丹念にもつれをほぐしていくと、そういうことでやつていけば解決できないことはないと思つております。

それから第三には、しかし、世界の貿易の形態がだんだん変わつてまいりまして、単品貿易からだんだんプラント物になつてきました。そういうことを越えまして相当の加工品の貿易になつてみたり、ついでに工場立地そのものをこつちへ移したらどうだというようなことが日本と豪州の間におきまして、日本とヨーロッパ各国との間にも起つておるし、アメリカとの間にも起つておる。非常に重層的に摩擦が起る分野が広がるようになっておるが、同時に、摩擦を解消する手だても多くなつておるとも言えるわけにございまして、私はいま矢追さんが提起された問題につきましては案外悲観もしてないわけにございまして、これに對しまして冷静に對処していけば道はあるんじゃないかと考えております。

具体的にはアメリカといふ問題が若干出ておりますけれども、これともいろいろな手だてを講じまして、政治の問題に転嫁しないように、経済は経済の問題として處理いたすように、最善を尽くして御期待にこたえなけりやならぬと考えております。

○矢追秀彦君　案外悲観もしてない、まさしく総理の得意の自然体だと思ひますけれども、その問題はもう時間がありませんのであれとしまして、もう一つは、あす発表される物価対策の中で、先ほど大蔵大臣は総需要管理という言葉を使われました。新たにでてきた言葉でございまして、これは総理が名づけ親ですか。

○国務大臣(大平正芳君)　いや、政府でみんなで考えたわけにございします。

○矢追秀彦君　悪く言うとも、大変ずるい言葉だと私は思ひます。しかし、いい意味でとりましますと、私は善人ですからいい意味でとりましますと思ひますが、いままで総需要抑制、こういうようなことで来ましたが、管理という言葉は私はかなり弾力的

に発動をして、そして對処していく、こう判断をしたわけですが、ただ、最近の財政というのが果たしてそれだけの弾力的機能を持ち得ておるのかどうか、これを大変私は問題にしたいわけにございします。かつては不景気になれば公共事業をどんどんふやして、すぐそれが景気刺激になつて景気が回復した。最近全然そういうのはなかなか働かなくなつておる。そういうときには、総需要管理というところで果たして機動的なことができるのかどうか大変私は心配しておるんですが、総理はどうお考えですか。

○国務大臣(大平正芳君)　仰せのように、これまで財政がしっかりとおりまして、財政が動して総需要を喚起して景気を支え雇用を支えるというようなことは、一つの景気政策のパターンとしてとられて、それなりの成果を上げてこられたわけにございしますけれども、財政自体が疲弊いたしましたので、いまそんなに経済に介入するほどの弾力を持つておりません。ことしの予算でございまして、景気にプラス、マイナス作用を及ぼさない程度の予算になつておるわけにございしますが、公共事業費というものを前に倒すとか後ろに倒すとかいふような操作は、ごくわずかの影響力しか持つていないことは御指摘のとおりでございします。それだけにいまの物価政策、景気政策といふのはむずかしいわけにございします。

しかし、そういう財政が再建されて対応力を回復するまでは、われわれはそれを確保してかからにやいかぬわけにございまして、厳しい環境でございしますけれども、そういう制限された中で総需要の管理というようなことを考えますと、財政に大きく期待できないという前提で考えていくというところからいふので、ごく当然のこととして金融にロードがかかつてくるわけにございします。ところが、あなたがいま言われましたように、それから先ほど片岡さんからも御指摘がございしましたけれども、九分というところになります、いま最高のところへ来ておるわけにございまして、

これ以上なかなか日銀当局もむずかしい選択になつてくるのじゃないかと思うのでございまして、財政、金融とも相当厳しい限界の中で物価政策をやらなければならぬという状況にありますことは、あなたの御指摘のとおりでございます。だといつて、それでは大変むずかしいでございますと言つておれませんか、精いっぱい知恵を出してあした発表して御協力を得るよう、いませつかく成文中でございます。

○矢追秀彦君 時間がありますので、まとめてたばこの問題を伺います。

専売のあり方、三公社五現業を含めまして、国鉄は御承知のように大変赤字を抱えて困つております。専売公社、その専売事業というのはやはり将来いろいろ問題が出てくるかと思ひます。

国鉄を長い間放置しておいた大きな責任が、今回こうなりました。五人家族にいたしました、一世帯当たり二十七万円の累積赤字です。こういう大変な状況に落ち込んでしまいました。だから、この専売事業としてこのままでいいとは思ひません。将来は総理はどういう見通しで、どういうことをお考えになつておられるのか、これが一つ。

それからもう一つは、先ほどたばこ健康の問題についても申し上げました。また、表示の問題についても申し上げました。政府は値上げをしたという気持ちでございまして、仮に値上げが成立をいたしましたとしても、先ほど実施時期の問題についても申し上げましたが、消費者に対するサービス、また特に私は妊産婦の喫煙については厳禁をしたいと思つておりますので、その点も表示の上できちんとしてもらいたい。たばこの箱につけられなくても、たばこ屋さん、あるいは自動販売機には表示ができるわけでございますから、そういった点の消費者の健康あるいは消費者の立場、こういったことを考えた上での十分な施策は、これは総理にひとつイニシアチブをとつていただいてやっていただきたいと思ひますが、それをお伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 国鉄、専売等公社の将来の経営問題でございますが、これにつきまして、五十三年度の六月に提出された基本問題会議の意見書がございまして、これは政府も去年の暮れ追認いたしました、こういう方針を踏まえて検討を進めようということにいたしました。

けれども、問題は、国鉄のように今日そういう悠長なことを——悠長と言つたら悪いのですけれども、そういう問題に取りかかる前に、再建自体についてももっとドラスタックなことを考えなきゃいかぬ公社がございまして、これは別途とりあえずの再建のいろいろな方法を立法化したしまして、立法の力を背景にいたしまして、とりあえず国鉄再建を図ろうという姿で国会にいま御審議を願つておるところでございます。

専売公社の場合におきましては、そういう心配はいまのところございせんけれども、これも決して安心しておつてはいけません。これにつきまして、経営の合理化、刷新ということにつきまして、総裁以下不断の努力を傾けていただかなければならぬわけでございます。その点は十分公社当局においても、大蔵当局においてもお考えいただいております。大蔵当局においても、一層経営の合理化、刷新には格段の努力を続けていかねければならぬ、厳しく対処していかねばいかぬと私も考えております。

それから、健康と喫煙の問題につきましては、先ほど片岡さんにもお答えいたしましたとおり、いま公社で鋭意研究しておるようでございますが、その成果はできるだけ公表いたしまして、国民の期待にこたえなければならぬと考えております。そして、こういった研究をさらに改善する方途につきましましては、一層また研究を進めて、検討を進めてまいらうようにいたしたいと思つております。御指摘の点につきましましては、政府といたしましては、御約束いたしました、格段の努力を傾けてまいらうことをお約束いたします。

○渡辺武君 まず総理に伺ひますが、総理、昨年度の総選挙の投票日の直前に、一般消費税五十五年

年度導入を断念されるという趣旨のことを言明されたわけですが、これは十二月の二十一日の両院の本会議決議で事実上とどめを刺されたわけですが、そして、今回のたばこ定価の値上げなど公共料金の一斉引き上げ、これはこうした事態のもとでの増収対策の一つというふうになつては考へてゐるわけですが、しかし、大蔵省の発表しました財政収支試算を見ますと、やはり歳入不足は依然として非常に大きいわけですが、それに加えて大蔵大臣が、この間五日の日の参議院本会議の御答弁の中で、一般消費税について提案できる環境にはない。ただ、消費支出一般に着目した税を一切否定することは税体系上もむずかしいということ、一般消費税についての含みをなお残されていられるような御答弁があつたわけですが、大蔵大臣の御見解はそれはそれとして、総理はどう考へていらっしゃるのか。

つまり、五十六年度以降の歳入増加対策をどうしようと考えているのか、一般消費税についてなおやはり導入を何らかの形で考へておられるのか、あるいはその点をまず伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 財政は、渡辺さんには釈迦に説法ですが、歳入と歳出があるわけでございます。したがつて、歳入の一目目をやるのがやれぬと云ふようなことを議論するのがおかしいので、歳入と歳出を両面から攻めていって、適正なバランスのもとで財政は考へにやいかぬと思つてございまして。

そこで、二つほどお答えしたいと思ひます。そういうことを考へる場合に、いわゆる大蔵省は将来の一定の数字を仮定いたしまして、財政収支の試算をつくつてあります。あれも歳入と歳出と両方あるわけでございます。あれは何も歳出を約束したものでないわけ、歳入をあそこでもコミットしたものでないわけでございます。こういう仮定で計算するところいう数字になります。これはえらい数字じゃないか、これはやつぱり歳出もひとつ注意せにやいかぬが歳入も注意せにやいかぬ。そして、適正なバランスをとつた財

政計画というやうなものを、財政の再建の方途を探さにやいかんという意味の参考の資料とお受け取りいただいて、あそこでも何兆円の増収の数字、増収を込めたやうな数字があるから、あれは必ず増収に踏み切つておるのだということを前提にして、その金はどこから引つ張つてくるのだというやうなことになるわけでございます。あの前提をいたしました、ああいふ計算で歳入歳出を見るとああいふ姿になるのか、これを見て歳出をどうするか歳入をどうするか、ひとつ御吟味をいただきたい。政府もまた、それで吟味しておるのだということが一点です。

それから、したがつて第二に答えをいたしました。これは、一般消費税をどうするのだ、こうするのだというものの答えをいたしました。国会の御決議も非常に賢明な方々が書いたあれは文章だと思つたので、うまいことできています。歳入歳出面からよく検討せにやならぬ。もうきつめて当然なことでございますので、渡辺さんに対する答えは、歳入歳出からよく検討をいたしまして、各方面の意見も、共産党の意見も聞きますよ、伺ひながらやつていかねばいかぬわけでございます。で、各方面の意見を聞きながら妥協な結論を出したいというのが、私の心境でございます。

○渡辺武君 おつしやるとおり、歳入歳出面から見ることはこれは当然です。ただ、きょうは時間がないから、だから歳入の問題にしぼつて伺つてゐるんだから、そういう見地からひとつお答えいただきたいと思ふんです。この財政収支試算は、これは確かに仮定のことなんです。これは明らかな一つの議論の材料になることは、これは明らかなんです。そのつもりで出されたと思ふんです。

それで、私、この財政収支試算を一つの基礎としてみますと、現在の税制ですね、これでGNPの伸び、それから税の弾性値、これらで計算した税収と、そしてこの財政収支試算で五十九年度赤字公債ゼロということを前提とした場合の歳入必要額ですね、税収必要額、これと比べてみますと、そうすると五十六年度では一兆一千二百億、五十

七年度では二兆五千九百億、それから五十八年度では四兆五千億、五十九年度では六兆九千四百億。新しい税制を何か採用して税収を國の、あるいはまた現在の税目、これの税率引き上げ等々によつてやるか、いずれかの手段をとらなざるやらないようになつてゐるわけですね。これは、ただ単に一つの参考資料というだけでなくて、やはりその点ははっきりという方向で行くのか、その辺も確かめたいというのは、これはだれもが考えることだと思ふんです。

ですから、その点で、どういう方向でやろうとなさるのか。つまり、新しい何か新税を創設してやろうと考えていらつしやるのか、現在の税の種目の税率引き上げ等々でやろうとするのか、その辺はどうですか。

○國務大臣(大平正芳君) その前提としてやつぱり歳入があるわけございまして、これだけの歳入はどうしても確保せにやならぬということであれば、それについての歳入を考えにやいかぬわけございまして、こんな歳入を考えると、たとへば、もう一遍歳入に返りまして、歳入を御遠慮いただくような工夫をせにやいかぬわけございまして、それに対する答えも歳入歳出面からお答えにやいかぬことになるので、だから、この両方を見ながら落ちてくるところへ落ちていくかにやいかぬというのが私の答えになります。○渡辺武君 それじゃ大臣、答弁にならぬのですよ。それは歳入はもちろん考えなきやならぬが、歳入について特に伺つてゐるんだということを申し上げてゐるわけだから、歳入についてやつぱりはっきりしたことをおっしゃつていただきたいと思ふんです。

それで、なお続けて申しますと、五十二年の十月、若干古いんですが、税調の中間答申、これを見てみますと、今回のたばこ、これも含めて、それから個別物品またはサービス課税、いわゆる間接税、これの増税を検討すべきだということをばつきり言つてゐるわけですね。そういう線に

沿つてこの法案も出てきたらうというふうに私考してゐるんですが、その税調が、最後の方をずっと見てみますと、こういう個別間接税の見直しでは財政収入に限界があるということを言つてゐるんです。それで、やはり何らかの新しい税制を考えざるを得ないのじやないかというふうに思ふんですが、その点どうですか。

○國務大臣(大平正芳君) また同じ答弁になるんですが、やつぱり歳入の方でどうしても必要だということにならぬと、みんなにきらわれながら歳入を考える人はいないですよ、それは。でも、私なんかは正直なもので、一般消費税を入れるか入れないかいろいろ議論しておる間に、あなたの方に、これはもう入れるに違ひないのだなんていつて宣伝されて、えらい迷惑をしてゐます。だから、もう今度はこりりんざいそんなことは言わぬ。だから、これだけは必要だという歳入を出していただかないと、それをどう調達するかなんというふうなことをいまごろから議論するのは、財政当局として不謹慎ですね。そういうことはしちやいかぬです。

だから、まず何が必要かと、福祉なら福祉、教育なら教育、防衛なら防衛、いろんな議論をしていただきまして、どうしてもこれだけ必要だというふうなものを各党は出していただいて、それに対してやつぱり歳入はこうすべきじやないかというふうなことを見ないと、もう歳入の税制のところだけでどうするのだというふうなことを聞かれても、それは全くむづかしい御質問になりますよ。そういうことは私は答えられません。

○渡辺武君 それは大臣、ちよつとむづかしい。本當ですよ、むづかしい答弁ですよ。財政収支試算だつて、歳入と歳出の両面にわたつて試算してゐるわけですね。そうして歳出についてもある程度の、さうめちやくちやに歳出を削るなんというわけにいかぬことは、これは明らかなことですよ。だから、歳出の方についても一定の試算を出しながら、同時にまた、歳入についても一定の数字を出してゐるわけでしょう。だから、私聞いているん

ですよ。そうでしょう。そのくらいのことおわかりでしょう。だから、もし仮に、こういうふうなたばこの定価の値上げなど個別消費税の値上げによつて、税調が言つてゐるようには限界があるとすれば、新しいやつぱり何か税制を考えざるを得ないんじやないのか。これは當然の質問でしょう。どうなんですか。

それから、もう一点ついでにお答えいただきたいと思ふんですが、一ころもう一般消費税はこれは国民に不評で、総理大臣はえらい迷惑を受けたとおつしやつたけれども、われわれは非常に痛快ですよ、五十五年導入断念で。しかし、一般消費税という名前ではどうも不評だから、何か目的税的なもので、たとえば福祉税というふうな名前をつけてやつたらどうだというふうな議論があるんですが、その点についてはどういふふうな考へていらつしやいますか。

○國務大臣(大平正芳君) 議論を進める意味におきまして、これはむづかしい議論でないで、あなたは将来の歳入計画というものを何を考えているのだということを私にお尋ねになるのなら、将来の歳入としてはこの程度はどうしても必要だと思ふが、それを前提としたら、自分はいかにわけて、その歳入がどうしても必要だと思ふと、どうしてもここでこれだけの歳入計画を立てないで、これはつじつまが合はぬじやないか。その場合に大平、おまえはどうするのだと、こう聞いてくれないけりやいかぬので、また無前提で、今度そういう前提抜きにして税金の議論なんかしようと、もう自民党は税金を上げることばかり考へておるといふようにあなたの方宣伝するに違ひないのです。非常に迷惑なんですよ。

だから、まず歳出についてこれだけ必要とすると思ふが、自分たちもそれはやむを得ないと思ふけれども、そうすると、いまの歳入計画ではこういう工夫が要るじやないかと思ふが、おまえはどう考へるのだというふうに聞いてくれないけりやいかぬ。長いつきあひじやないですか。(笑聲)

○渡辺武君 つき合ひは長いですがね。(笑聲)

しかし、つまり私はこう言つてゐるんですよ。この財政収支試算でも、支出はこのくらいになると、だから歳入もこのくらいにしないかぬのだという一定の数字を出してゐるわけですね。これを基礎にして議論してゐるわけですから、私、改めて、おれは歳入をこのくらいにしないかぬと、おれは歳入をこのくらいにしないかぬと、これを基礎にして議論してほしんですよ、大臣。そう、あつものこりてなますを吹くような答弁では答弁にならぬです。一國の総理大臣が、もう少しやはり見解のある答弁をはつきり示していただきたいですね。どうします。

○國務大臣(大平正芳君) だから、先ほど申しましたように、われわれといたしましては、いろいろ御議論をいただく意味において、こういう前提でやるといふ歳入歳出の計算になります。これに対して、これじや歳入が多過ぎるじやないか、これじや歳入が多過ぎるじやないかというふうな、この財政収支試算からいろいろアイディアが出てまいりまして、これに對しまして御質問がいろいろ出てきてしまふべきだと私は思ふのでございまして、歳出とかかわりのない歳入なんかはいわけてありますから、だからさういふことを私は申し上げておるので、むづかしい何でもないで、財政というものはさういふものだということとは、あなたも万々御承知のことだと思ひますけれども、私といたしましては、したがつて、今後の歳入計画を議論する場合には、あわせて歳出についての見当も伺ひながらやらないと間違ひを起す。うかうか乗つておつちやいかぬと考へておるのです。

○渡辺武君 逃げに逃げている。そこに非常に臭いものを感じるということだけは一言申し上げておきます。

それで、時間がないので次へ移りますけれども、きのう私も「物価対策に関する緊急申し入れ」というのを、官房長官を通じて総理大臣に差し上げました。もう御検討いただいたと思ひますが、

この共産党の申し入れに対して総理の御見解を承りたい。

○国務大臣(大平正芳君) 第一の「電力・ガス値上げ凍結と再査定」でございますが、これは先ほど片岡さんにもお答えいたしましたわけでございますが、これまで、五十四年度は値上げしないということ、大幅の赤字を出しておりながらしんぼうしてきておるわけでございますが、もはやもう限度にきたというところでございまして、値上げを凍結するわけにはまいりません。

それから再査定。六四％程度の値上げ、ガスにつきましては何ぼでしたか、それぞれ申請がございましたけれども、私どもの方で嚴重に査定をいたしておる最中でございます、近くこれを決定したいと思ひます。ぎりぎり最小必要限度のレベルに査定をいたしたいと考えております。

それから「電話料金の引き下げ」につきましては、目下検討をいたしておるところでございます。それから「石油・鋼材など独占価格の不当つりあげの規制」、これにつきましては、石油、鋼材とも自由商品でございます、本来政府が値段を決めるたてまえにはなっていないわけでございます。石油につきましては石油三法を採用せよという議論もありません、政府はそういう状況だとは判断いたしておりません。鋼材につきましては、いまメーカーと使用者の間で価格の協議が行われておるようでございます、その状況をいま政府として見ておるわけでございます、規制を加えるというようないま考えておりません。

それから、「農産物価格保障制度の充実」でございます。現在の価格保障制度につきましては、適正な運用を図つてまいりたいと考えております。

「国民本位の財政金融政策」、これはもとより国民本位の財政、金融政策をわれわれは志向して努力をいたしておるわけでございますが、見解のベースが御党とは相当開きがありますことは、あなたが御承知のとおりでございます。

○中村利次君 日本専売公社法等の一部を改正し

ようとする理由の中に、財政の再建にも寄与しようというものがあるわけでありまうけれども、本法案を審議しているうちにも経済環境は激変しておるわけでありまう。

私は、やつぱりこの問題をたな上げにして議論をするのは、私としては無意味であらうと思ひますから、この問題を中心として総理にお伺ひをいたしますけれども、そういう中で三月の二日に円防衛の緊急策をおとりになったわけでありまう。私は、それなりにこれは無効果ではなかつたと思ひます。やつぱり緊急策としてはそれなり

の効果があつたと思ひますけれども、しかし、やつぱりこれは抜本的なものやございせんから、もうすぐ、たとえばアメリカの総合インフレ対策なんかでもう全くあがり上げられて、円安傾向といふのはどまるところを知らない。そこ

にいろんな要因が絡んで、先ほどすでに指摘をされましたように、ポンドあるいはマルクあるいはフラン、こういうものに対してドルがこれは大変にどうも高くなつてゐる。

円は、きょう日銀で九％と、これは大変な、一・七五％一挙に上げて天井感をはつきりございせんやうという目的を持って恐らくおやりになつたと思ひますけれども、こういうのがありますし、あ

したは総合物価対策をお決になると言う。ところが、やつぱり相場といふのは先取りをするのが相場の常のようでございますから、やつぱり九％の公定歩合はもうすでに先取りをされて、あるいはあしたの総合物価対策といふのも先取りをされて、先ほど大蔵大臣がおつしやつたように、東京

外為のきょうの終り値で二百四十八円八十銭、これは私は、こういうものに対する御視察相済み

すね。

そういういろんな要因としては、アメリカのプライムレートが二〇％になるのは必至であるとか、あるかはユーロダラーの金利がもうすでに二〇％になつた。いろんなものがあるようであり

ますけれども、これはこういう深刻な事態で、確かに公定歩合九％といふのは思ひ切つた措置でございまいしうけれども、条件次第ではそれだけで

は済まないんじゃないかといふ、それから、やつぱり外為市場なんかでも九％では済まないんではないかといふ見方がもう定着しておるようであり

ますけれども、そういうものに対してどうお考えになり、どう対処されるか。加えて、本日にそ

ういう深刻な事態になつた場合やつぱり九％を固執しておられないんではないかと思ひますが、総

理理いかでしよう。

○国務大臣(大平正芳君) われわれは、今日の事

態におきまして、最善の政策を選択して実行しなければならぬ責任があるわけでございます。金融当局は金融当局として最善を尽くす、財政当局は財政当局として最善を尽くす、物資経済当局はそ

れとて最善を尽くすといふことであらねばならぬと思ひます。

それが、中村さんがおつしやるように奏功いたしまして鎮静な結果をもたらすか、それともそれは十分な効果をあらわさないか、それは第二の問題であらうと思ひますが、政府といたしましては、いまそういう意味で総合的な、つまり総力を挙げてこの事態に日本としてベストな施策を講じようといふことをいたしておるわけでございます。

それから第二にいたしまして、この間、為替市場対策をアメリカその他の国と協力してやりました、また今度このような政策をやつたわけでございますが、対ドルの為替レートはヨーロッパでござい

ますが、対ドルの為替レートはヨーロッパでござい

ますが、対ドルの為替レートはヨーロッパでござい

ますが、対ドルの為替レートはヨーロッパでござい

を、その確認をした日の属する月の翌月末日までに当該金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該書類が当該税務署長に提出されなかつたとき（当該書類が提出されなかつたことにつき、当該税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合を除く。）は、第一項の規定の適用については、前二項の規定による確認は、なかつたものとみなす。

6 少額貯蓄等利用者カードの提示を受けて第三項又は第四項の規定による確認を求められた金融機関の営業所等の長は、次に掲げる場合には、これらの規定による確認をすることができない。

一 既に少額貯蓄等利用者カードに記載された第三項各号に掲げる事項につき同項の規定による確認をした個人から重ねて同項の規定による確認を求められた場合（政令で定める場合を除く。）

二 既に少額貯蓄等利用者カードに記載されている第三項の規定による確認を受けた同項第三号に掲げる最高限度額（既に第四項の規定による変更後の最高限度額の確認を受けている場合には、その変更後の最高限度額）と新たに第三項又は第四項の規定による確認を求められた第三項第三号に掲げる最高限度額（第四項の規定による確認にあつては、変更後の最高限度額）との合計額が三百万円を超えることとなるものについてこれらの規定による確認を求められた場合

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、非課税貯蓄申込書の提出、第三項及び第四項の規定による確認に関する事項並びに第一項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一編第三章に次の一節を加える。

第二節 少額貯蓄等利用者カードの交付

（趣旨等）

第十一条の二 国は、郵便貯金及び少額預金の利子所得等の非課税の制度の公正な運営と利子所得、配当所得等の適正な課税の確保等に資するため、第九条の二第一項（郵便貯金の利子所得の非課税）に規定する郵便貯金の預入をしようとする者又は第十条第一項（少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用を受けようとする者の申請に基づき、これらの者がこれらの規定の適用を受けるために必要な証票として、少額貯蓄等利用者カードを交付するものとする。

2 少額貯蓄等利用者カード及びその記載事項については、少額貯蓄等利用者カードの交付を受けた者が自己のために用いる場合を除き、国税に関する事務に使用する以外の目的にこれを用いてはならない。

（少額貯蓄等利用者カードの交付等）

第十一条の三 第九条の二第一項（郵便貯金の利子所得の非課税）に規定する郵便貯金の預入をしようとする者又は第十条第一項（少額預金の利子所得等の非課税）に規定する預貯金、合同

運用信託若しくは有価証券の預入、信託若しくは購入をしようとする者は、国に対し、これらの規定の適用を受けるために必要な証票として、少額貯蓄等利用者カードの交付を求めることができる。

2 少額貯蓄等利用者カードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他必要な事項を記載した交付申請書に住民票の写しその他の大蔵省令で定める書類を添付して、国税庁長官に提出しなければならない。

3 国税庁長官は、前項の交付申請書の提出があつた場合には、その者に対し、政令で定めるところにより、その者の氏名又は名称及び交付番号その他必要な事項を記載した少額貯蓄等利用者カードを、遅滞なく交付しなければならない。

4 少額貯蓄等利用者カードの様式は、大蔵省令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、少額貯蓄等利用者カードの再交付を受けようとする場合及び第三項の交付申請書に記載した事項につき異動があつた場合における手続に関する事項その他第二項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第一項中「第二百二十四条（無記名公社債の利子等の受領者の告知）及びこれに係る」を「第二百二十四条第二項及び第三項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）並びにこれに係る」に改める。

第二十八条第三項第一号中「十分の四」を「百分の四十」に改め、同項第二号中「十分の三」を「百分の三十」に改め、同項第三号中「十分の二」を「百分の二十」に改め、同項第四号中「六百万円を超える」を「六百万円を超え千万円以下である」に、「十分の一」を「百分の十」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前項に規定する収入金額が千万円を超える場合 二百五万円と当該収入金額から千万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

第二百二十二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その年において支払を受けるべき第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等で第九十条（年末調整）の規定の適用を受けたものを有する居住者が、当該給与等に係る第二百二十条第三項第三号に掲げる源泉徴収票を添付して当該申告書を提出するときは、同条第一項各号に掲げる事項のうち大蔵省令で定めるものについては、大蔵省令で定める記載によることができる。

第二百四十四条第一項第四号中「集金人」の下に「電力量計の検針人」を加える。

第二百五条第二号中「若しくは集金人」を「集金人若しくは電力量計の検針人」に改める。

第二百二十四条の見出しを「（利子、配当、償還金等の受領者の告知）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「大蔵省令」を「政令」に改め、「この場合において」の下に「当該告知書を提出する者は、政令で定めるところにより、

当該支払の取扱者にその者の少額貯蓄等利用者カードを提示し又は法人の登記簿の抄本その他の書類を提出しなければならないものとしを「確認しなければならない」を「当該少額貯蓄等利用者カード又は法人の登記簿の抄本その他の書類により確認しなければならないものとする」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国内において第二十三条第一項（利子所得）又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する利子等又は配当等（普通預金の利子その他の政令で定めるもの、無記名の公社債の利子、無記名の株式の利益の配当並びに無記名の貸付信託及び証券投資信託の受益証券に係る収益の分配を除く。以下この項において同じ。）につき支払を受ける者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては大蔵省令で定める場所とし、少額貯蓄等利用者カードを提示する者にあつてはその者の少額貯蓄等利用者カードの交付番号とする。以下この項において同じ。）を、その利子等又は配当等の支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）に告知しなければならない。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の少額貯蓄等利用者カードを提示し又は法人の登記簿の抄本その他の書類を提出しなければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該支払の取扱者にその者の少額貯蓄等利用者カードを提示し又は法人の登記簿の抄本その他の書類を提出しなければならないものとす。

貯蓄等利用者カードを提示し又は法人の登記簿の抄本その他の書類を提出しなければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該少額貯蓄等利用者カード又は法人の登記簿の抄本その他の書類により確認しなければならないものとする。

第二百二十四条に次の二項を加える。

4 国内において割引債の償還（買入消却を含む。以下この項において同じ。）によりその償還金（買入消却が行われる場合にあつては、その買入れの対価。以下この項において同じ。）の支払を受ける者は、政令で定めるところにより、その償還金の受領に関する告知書を、その償還を受ける際、その償還金の支払の取扱者（買入消却が行われる場合にあつては、その割引債の発行者）に提出しなければならない。この場合において、当該告知書を提出する者は、政令で定めるところにより、当該支払の取扱者にその者の少額貯蓄等利用者カードを提示し又は法人の登記簿の抄本その他の書類を提出しなければならないものとし、当該支払の取扱者は、政令で定めるところにより、当該告知書に記載されている事項を当該少額貯蓄等利用者カード又は法人の登記簿の抄本その他の書類により確認しなければならないものとする。

5 前項に規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債で政令で定めるものを用い、同項に規定する買入消却とは、買入れの方法により割引債を償還する場合におけるその買入れをいう。

第二百二十四条の次に次の一条を加える。

（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）

第二百二十四条の二 国内において、譲渡性預金（譲渡禁止の特約のない預貯金で政令で定めるものをいう。）の譲渡をし又は譲受けをした者は、大蔵省令で定めるところにより、その譲渡又は譲受けに関する告知書を、その譲渡又は譲受けをした日の属する月の翌月末日までに当該譲渡性預金を受け入れている金融機関の営業所又は事務所に提出しなければならない。この場合において、当該金融機関の営業所又は事務所の長は、大蔵省令で定めるところにより、当該告知書に記載されている事項を確認しなければならない。

第二百二十八条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二百二十四条の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）に規定する譲渡性預金の受入れをする者は、同条に規定する譲渡又は譲受けに関する告知書を受領した場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該譲渡性預金の譲渡又は譲受けに関する調書を、当該告知書を受領した日の属する月の翌月末日までに、税務署長に提出しなければならない。

第二百四十二条各号列記以外の部分中「第三号」を「第四号」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第五号から同条第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第二百二十四条第一項（無記名公社債の利子等の受領者の告知）」を「第二百

二十四条第一項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する告知をする者の少額貯蓄等利用者カード又は同項に規定する書類（以下この号において「少額貯蓄等利用者カード等」という。）以外の少額貯蓄等利用者カード等を提示し、又は提出して不正に同項の規定による告知をした者、同条第二項又は第四項に、「同項」を「これらの規定」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「支払をした者」の下に「並びに第二百二十四条の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）に規定する告知書に偽りの記載をして同条に規定する金融機関の営業所又は事務所に提出した者」を加え、同条を同条第五号とする。

第二百四十二条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 所得税を免れる目的で、郵便貯金の預入をする者の少額貯蓄等利用者カード以外の少額貯蓄等利用者カードを提示して不正に第九条の二第二項（郵便貯金の利子所得の非課税）の規定による告知をした者又は少額預金の預入等をする者の少額貯蓄等利用者カード以外の少額貯蓄等利用者カードを提示して不正に第十條第三項若しくは第四項（少額預金の利子所得等の非課税）の規定による確認を受けたる者

第二百四十三条中「関する事務」の下に「又は少額貯蓄等利用者カードの交付に関する事務」を加え、「その事務」を「これらの事務」に改める。附則第二十五条第三項を削る。

44

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額									税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
377,000	380,000	33,400	29,050	24,850	20,980	17,230	13,840	10,540	7,640		
380,000	383,000	33,840	29,490	25,230	21,370	17,560	14,180	10,820	7,920		
383,000	386,000	34,270	29,920	25,620	21,750	17,900	14,510	11,130	8,210		
386,000	389,000	34,700	30,350	26,000	22,130	18,270	14,850	11,470	8,500		
389,000	392,000	35,150	30,780	26,430	22,520	18,650	15,190	11,800	8,790		
392,000	395,000	35,660	31,210	26,860	22,900	19,030	15,520	12,140	9,080		
395,000	398,000	36,160	31,650	27,300	23,290	19,420	15,860	12,470	9,360		
398,000	401,000	36,670	32,080	27,730	23,670	19,800	16,190	12,810	9,650		
401,000	404,000	37,170	32,510	28,160	24,050	20,190	16,530	13,150	9,940		
404,000	407,000	37,670	32,940	28,590	24,440	20,570	16,870	13,480	10,230		
407,000	410,000	38,180	33,370	29,020	24,820	20,950	17,200	13,820	10,520		
410,000	413,000	38,680	33,810	29,460	25,210	21,340	17,540	14,150	10,800		
413,000	416,000	39,190	34,240	29,890	25,590	21,720	17,870	14,490	11,110		
416,000	419,000	39,690	34,670	30,320	25,970	22,110	18,240	14,830	11,440		
419,000	422,000	40,190	35,120	30,750	26,400	22,490	18,620	15,160	11,780		
422,000	425,000	40,700	35,620	31,180	26,830	22,870	19,010	15,500	12,110		
425,000	428,000	41,200	36,130	31,620	27,270	23,260	19,390	15,830	12,450		
428,000	431,000	41,710	36,630	32,050	27,700	23,640	19,780	16,170	12,790		
431,000	434,000	42,210	37,130	32,480	28,130	24,030	20,160	16,510	13,120		
434,000	437,000	42,710	37,640	32,910	28,560	24,410	20,540	16,840	13,460		
437,000	440,000	43,220	38,140	33,340	28,990	24,790	20,930	17,180	13,790		
440,000	443,000	43,720	38,650	33,780	29,430	25,180	21,310	17,510	14,130		
443,000	446,000	44,230	39,150	34,210	29,860	25,560	21,700	17,850	14,470		
446,000	449,000	44,730	39,650	34,640	30,290	25,950	22,080	18,210	14,800		
449,000	452,000	45,230	40,160	35,080	30,720	26,370	22,460	18,600	15,140	153,400円	
452,000	455,000	45,740	40,660	35,590	31,150	26,800	22,850	18,980	15,470	153,400円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち450,000円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額	
455,000	458,000	46,240	41,170	36,090	31,590	27,240	23,230	19,360	15,810		
458,000	461,000	46,750	41,670	36,600	32,020	27,670	23,620	19,750	16,150		
461,000	464,000	47,250	42,170	37,100	32,450	28,100	24,000	20,130	16,480		
464,000	467,000	47,750	42,680	37,600	32,880	28,530	24,380	20,520	16,820		
467,000	470,000	48,260	43,180	38,110	33,310	28,960	24,770	20,900	17,150		
470,000	473,000	48,760	43,690	38,610	33,750	29,400	25,150	21,280	17,490		
473,000	476,000	49,270	44,190	39,120	34,180	29,830	25,540	21,670	17,830		
476,000	479,000	49,770	44,690	39,620	34,610	30,260	25,920	22,050	18,190		
479,000	482,000	50,270	45,200	40,120	35,050	30,690	26,340	22,440	18,570		
482,000	485,000	50,780	45,700	40,630	35,550	31,120	26,770	22,820	18,950		
485,000	488,000	51,280	46,210	41,130	36,060	31,560	27,210	23,200	19,340		
488,000	491,000	51,790	46,710	41,640	36,560	31,990	27,640	23,590	19,720		
491,000	494,000	52,290	47,210	42,140	37,060	32,420	28,070	23,970	20,110		
494,000	497,000	52,840	47,720	42,640	37,570	32,850	28,500	24,360	20,490		
497,000	500,000	53,410	48,220	43,150	38,070	33,280	28,930	24,740	20,870		
500,000円		53,700	48,470	43,400	38,320	33,500	29,150	24,930	21,070	183,400円	
500,000円を超え590,000円に満たない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち500,000円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額									183,400円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち500,000円を超える金額の65%に相当する金額を加算した金額

別表第四(一)から(三)までを除く。)を次のように改める。

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
590,000円		円 73,500	円 68,270	円 63,200	円 58,120	円 53,300	円 48,950	円 44,730	円 40,870	
590,000円を超え 680,000円に満た ない金額		590,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 590,000円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額								
680,000円		円 96,000	円 90,770	円 85,700	円 80,620	円 75,800	円 71,450	円 67,230	円 63,370	
680,000円を超え 770,000円に満た ない金額		680,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 680,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								
770,000円		円 120,300	円 115,070	円 110,000	円 104,920	円 100,100	円 95,750	円 91,530	円 87,670	
770,000円を超え 830,000円に満た ない金額		770,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 770,000円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額								
830,000円		円 138,900	円 133,670	円 128,600	円 123,520	円 118,700	円 114,350	円 110,130	円 106,270	
830,000円を超え 860,000円に満た ない金額		830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額								
860,000円		円 148,800	円 143,570	円 138,500	円 133,420	円 128,600	円 124,250	円 120,030	円 116,170	
860,000円を超え 1,040,000円に満た ない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 860,000円を超える金額の37%に相当する金額を加算した金額								
1,040,000円		円 215,400	円 210,170	円 205,100	円 200,020	円 195,200	円 190,850	円 186,630	円 182,770	
1,040,000円を超え 1,210,000円に満た ない金額		1,040,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,040,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								
1,210,000円		円 283,400	円 278,170	円 273,100	円 268,020	円 263,200	円 258,850	円 254,630	円 250,770	
1,210,000円を超え 1,480,000円に満た ない金額		1,210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,210,000円を超える金額の44%に相当する金額を加算した金額								
1,480,000円		円 402,200	円 396,970	円 391,900	円 386,820	円 382,000	円 377,650	円 373,430	円 369,570	
1,480,000円を超え 1,920,000円に満た ない金額		1,480,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,480,000円を超える金額の48%に相当する金額を加算した金額								

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がないう居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,900円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第五(一)及び(二)を除く。を次のように改める。

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
10,600	10,700	835	705	580	465	355	260	160	80		249
10,700	10,800	845	720	590	475	365	265	170	90		258
10,800	10,900	860	730	600	490	375	275	180	100		266
10,900	11,000	870	745	615	500	385	285	190	105		274
11,000	11,100	885	755	625	510	400	295	200	115		283
11,100	11,200	900	770	640	520	410	305	210	120		291
11,200	11,300	915	780	655	535	420	315	220	130		300
11,300	11,400	930	795	665	545	430	325	230	140		308
11,400	11,500	945	805	680	555	445	335	240	145		317
11,500	11,600	960	820	690	565	455	345	245	155		326
11,600	11,700	975	835	705	580	465	355	255	160		336
11,700	11,800	985	845	715	590	475	365	265	170		346
11,800	11,900	1,000	860	730	600	490	375	275	180		355
11,900	12,000	1,015	870	740	615	500	385	285	190		365
12,000	12,100	1,030	885	755	625	510	395	295	200		374
12,100	12,200	1,045	900	770	640	520	410	305	210		384
12,200	12,300	1,060	915	780	650	530	420	315	220		394
12,300	12,400	1,075	930	795	665	545	430	325	225		403
12,400	12,500	1,090	945	805	675	555	440	335	235		413
12,500	12,600	1,105	960	820	690	565	455	345	245		422
12,600	12,700	1,115	970	830	705	575	465	355	255		432
12,700	12,800	1,130	985	845	715	590	475	360	265		442
12,800	12,900	1,145	1,000	855	730	600	485	375	275		451
12,900	13,000	1,160	1,015	870	740	610	500	385	285		461
13,000	13,100	1,175	1,030	885	755	625	510	395	295		470
13,100	13,200	1,195	1,045	900	765	640	520	405	305		480
13,200	13,300	1,210	1,060	915	780	650	530	420	315		490
13,300	13,400	1,225	1,075	930	790	665	545	430	325		499
13,400	13,500	1,245	1,085	940	805	675	555	440	335		510
13,500	13,600	1,260	1,100	955	820	690	565	450	345		521
13,600	13,700	1,275	1,115	970	830	700	575	465	350		533
13,700	13,800	1,295	1,130	985	845	715	585	475	360		544
13,800	13,900	1,310	1,145	1,000	855	730	600	485	375		555
13,900	14,000	1,325	1,160	1,015	870	740	610	495	385		566
14,000	14,100	1,345	1,175	1,030	885	755	625	510	395		577
14,100	14,200	1,360	1,190	1,045	900	765	635	520	405		589
14,200	14,300	1,380	1,210	1,055	910	780	650	530	420		600
14,300	14,400	1,395	1,225	1,070	925	790	665	540	430		611
14,400	14,500	1,410	1,240	1,085	940	805	675	555	440		622
14,500	14,600	1,430	1,260	1,100	955	815	690	565	450		633
14,600	14,700	1,445	1,275	1,115	970	830	700	575	465		645
14,700	14,800	1,460	1,290	1,130	985	845	715	585	475		656
14,800	14,900	1,480	1,310	1,145	1,000	855	725	600	485		667
14,900	15,000	1,495	1,325	1,160	1,015	870	740	610	495		678
15,000	15,100	1,510	1,345	1,175	1,025	880	750	625	505	5,130円	689
15,100	15,200	1,530	1,360	1,190	1,040	895	765	635	520	5,130円に、その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち15,000 円を超える 金額の60% に相当する 金額を加算	701
15,200	15,300	1,545	1,375	1,205	1,055	910	780	650	530		712
15,300	15,400	1,565	1,395	1,225	1,070	925	790	660	540		723
15,400	15,500	1,580	1,410	1,240	1,085	940	805	675	550		734
15,500	15,600	1,595	1,425	1,260	1,100	955	815	685	565		745

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	した金額	円
15,600	15,700	1,615	1,445	1,275	1,115	970	830	700	575		757
15,700	15,800	1,630	1,460	1,290	1,130	985	840	715	585		768
15,800	15,900	1,645	1,475	1,310	1,145	1,000	855	725	595		779
15,900	16,000	1,665	1,495	1,325	1,155	1,010	865	740	610		790
16,000	16,100	1,680	1,510	1,340	1,170	1,025	880	750	620		801
16,100	16,200	1,695	1,530	1,360	1,190	1,040	895	765	635		813
16,200	16,300	1,715	1,545	1,375	1,205	1,055	910	775	650		824
16,300	16,400	1,730	1,560	1,390	1,225	1,070	925	790	660		837
16,400	16,500	1,745	1,580	1,410	1,240	1,085	940	800	675		850
16,500	16,600	1,765	1,595	1,425	1,255	1,100	955	815	685		862
16,600	16,700	1,785	1,610	1,440	1,275	1,115	970	830	700		875
16,700円		1,795	1,620	1,450	1,280	1,120	975	835	705	6,150円	888
16,700円を超え 19,500円に満たない金額		16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								6,150円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の65%に相当する金額を加算した金額	888円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の12%に相当する金額を加算した金額
19,500円		円 2,410	円 2,235	円 2,065	円 1,895	円 1,735	円 1,590	円 1,450	円 1,320		円 1,224
19,500円を超え 22,500円に満たない金額		19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額									1,224円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の14%に相当する金額を加算した金額
22,500円		円 3,160	円 2,985	円 2,815	円 2,645	円 2,485	円 2,340	円 2,200	円 2,070		円 1,644
22,500円を超え 25,500円に満たない金額		22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額									1,644円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額
25,500円		円 3,970	円 3,795	円 3,625	円 3,455	円 3,295	円 3,150	円 3,010	円 2,880		円 2,184
25,500円を超え 27,500円に満たない金額		25,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち25,500円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額									2,184円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち25,500円を超える金額の21%に相当する金額を加算した金額

(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
27,500円		円 4,590	円 4,415	円 4,245	円 4,075	円 3,915	円 3,770	円 3,630	円 3,500		
27,500 円を超え 28,500円に満たない金額		27,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額									
28,500円		円 4,920	円 4,745	円 4,575	円 4,405	円 4,245	円 4,100	円 3,960	円 3,830	円 2,814	
28,500 円を超え 34,500円に満たない金額		28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の37%に相当する金額を加算した金額									2,814円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額
34,500円		円 7,140	円 6,965	円 6,795	円 6,625	円 6,465	円 6,320	円 6,180	円 6,050	円 4,254	
34,500 円を超え 40,500円に満たない金額		34,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち34,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額									4,254円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち34,500円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額
40,500円		円 9,540	円 9,365	円 9,195	円 9,025	円 8,865	円 8,720	円 8,580	円 8,450	円 5,874	
40,500 円を超え 49,000円に満たない金額		40,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち40,500円を超える金額の44%に相当する金額を加算した金額									5,874円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち40,500円を超える金額の32%に相当する金額を加算した金額
49,000円		円 13,280	円 13,105	円 12,935	円 12,765	円 12,605	円 12,460	円 12,320	円 12,190		
49,000 円を超え 64,000円に満たない金額		49,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち49,000円を超える金額の48%に相当する金額を加算した金額									
64,000円		円 20,480	円 20,305	円 20,135	円 19,965	円 19,805	円 19,660	円 19,520	円 19,390		
64,000 円を超え 93,000円に満たない金額		64,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち64,000円を超える金額の53%に相当する金額を加算した金額									

(六)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
93,000円		円 35,850	円 35,675	円 35,505	円 35,335	円 35,175	円 35,030	円 34,890	円 34,760		
93,000 円を超え 122,500 円に 満た ない金額		93,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち93,000円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額									
122,500円		円 52,665	円 52,490	円 52,320	円 52,150	円 51,990	円 51,845	円 51,705	円 51,575		
122,500 円を超え る金額		122,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち122,500円を超える金額の62%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人 を超える1人ごとに95円を控除した金額										従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提 出されている 場合には、 当該申告書 に記載され た扶養親族 等の数に1 人ごとに95 円を上乗せ した各欄に よつて求め た税額から 控除した金 額	—

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに95円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) 日雇労働者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第六を次のように改める。

等 の 数												乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上							
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額			
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
146	千円未満	173	千円未満	196	千円未満	219	千円未満						
146	161	173	188	196	213	219	238						
161	179	188	206	213	232	238	258						
179	204	206	223	232	251	258	279						
204	252	223	278	251	304	279	330						
252	318	278	343	304	364	330	381			152	千円未満		
318	370	343	387	364	405	381	422						
370	409	387	425	405	443	422	462						
409	448	425	466	443	485	462	505						
448	493	466	514	485	536	505	558						
493	550	514	573	536	593	558	611			152	239		
550	599	573	618	593	637	611	655						
599	644	618	662	637	680	655	698						
644	685	662	704	680	723	698	742						
685	723	704	741	723	760	742	779						
723	768	741	787	760	807	779	827			239	311		
768	843	787	864	807	886	827	907						
843	943	864	964	886	985	907	1,006						
943	1,069	964	1,091	985	1,114	1,006	1,136			311	421		
1,069	1,214	1,091	1,235	1,114	1,257	1,136	1,278						
1,214	1,451	1,235	1,471	1,257	1,491	1,278	1,512			421	576		
1,451	1,684	1,471	1,706	1,491	1,727	1,512	1,748						
1,684	2,462	1,706	2,484	1,727	2,505	1,748	2,527			576	846		
2,462	3,269	2,484	3,292	2,505	3,314	2,527	3,336			846	1,119		
3,269	4,883	3,292	4,906	3,314	4,928	3,336	4,951			1,119	1,665		
4,883千円以上		4,906千円以上		4,928千円以上		4,951千円以上				1,665千円以上			

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

除料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、規定する書類の提出又は提示があつたときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、若し1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 (第百八十六条関係)

賞 与 の に べ る 金 額 乗 ず る 率	甲											
	扶 養 親 族											
	0 人		1 人		2 人		3 人					
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0	千円 49	千円 千円未満	千円 .67	千円 千円未満	千円 93	千円 千円未満	千円 120	千円 千円未満	千円 132	千円 千円未満	千円 147	千円 千円未満
2	49	52	67	72	93	103	120	132	147	189	232	293
4	52	56	72	80	103	114	132	147	189	232	293	353
6	56	60	80	141	114	172	147	189	232	293	353	431
8	60	65	141	203	172	218	189	232	293	353	431	475
10	65	231	203	246	218	268	232	293	353	431	475	527
12	231	282	246	305	268	329	293	353	431	475	527	579
14	282	342	305	360	329	376	353	431	475	527	579	626
16	342	381	360	398	376	414	392	431	475	527	579	626
18	381	427	398	442	414	458	431	475	527	579	626	666
20	427	469	442	486	458	504	475	527	579	626	666	704
22	469	514	486	536	504	557	527	579	626	666	704	748
24	514	567	536	589	557	607	579	626	666	704	748	783
26	567	613	589	631	607	648	626	666	704	748	783	822
28	613	649	631	667	648	686	666	704	748	783	822	859
30	649	691	667	709	686	728	704	748	783	822	859	880
32	691	764	709	783	728	803	748	783	822	859	880	1,003
35	764	859	783	880	803	901	822	859	880	1,003	1,025	1,047
38	859	981	880	1,003	901	1,025	922	1,047	1,070	1,093	1,116	1,139
41	981	1,128	1,003	1,150	1,025	1,171	1,047	1,139	1,162	1,185	1,208	1,231
44	1,128	1,370	1,150	1,390	1,171	1,410	1,162	1,208	1,231	1,254	1,277	1,300
47	1,370	1,600	1,390	1,621	1,410	1,642	1,254	1,300	1,323	1,346	1,369	1,392
50	1,600	2,376	1,621	2,397	1,642	2,419	1,346	1,392	1,415	1,438	1,461	1,484
55	2,376	3,181	2,397	3,203	2,419	3,225	1,438	1,484	1,507	1,530	1,553	1,576
60	3,181	4,793	3,203	4,816	3,225	4,838	1,530	1,576	1,599	1,622	1,645	1,668
65	4,793千円以上		4,816千円以上		4,838千円以上		4,861千円以上					

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の金額を求め、

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表による含む。)により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第二条第一項第十五号の次に一号を加える改正規定、第一編第三章の章名の改正規定、同章中第七条の前に節名を付する改正規定及び同章に一節を加える改正規定並びに附則第五条の規定 昭和五十五年十月一日

二 第九条第一項第一号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第十条、第十四条第一項及び第二百二十四条の改正規定、第二百四十二条の改正規定（支払をした者）の下に「並びに第二百二十四条の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）に規定する告知書に偽りの記載をして同条に規定する金融機関の営業所又は事務所に提出した者」を加える部分を除く。並びに第二百四十三条の改正規定並びに附則第三条、第四条及び第八条の規定 昭和五十八年一月一日

三 附則第二十五条第三項を削る改正規定及び附則第七条第三項の規定 昭和五十六年一月一日

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十五年分以後の所得税について適用し、昭和五十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(郵便貯金の利子所得の非課税に関する経過措置)

第三条 新法第九条の二（郵便貯金の利子所得の非課税）の規定は、昭和五十九年一月一日以後に預入する同条第一項に規定する郵便貯金につ

いて適用する。

2 昭和五十八年十二月三十一日以前に預入された郵便貯金（昭和二十二年法律第百四十四号）第十条第一項（貯金総額の制限）の郵便貯金については、改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第九条の第一項第一号（非課税所得）の規定は、なおその効力を有する。

3 昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に預入される新法第九条の二第一項に規定する郵便貯金については、前項に定めるもののほか、その預入の際、同条第二項の規定による告知をし、同項に規定する交付番号の同項の規定による記載を受けることができる。

(少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置)

第四条 新法第十条（少額預金の利子所得等の非課税）の規定は、昭和五十九年一月一日以後に預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする新法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

2 昭和五十八年十二月三十一日以前に預入等をされた旧法第十条第一項（少額預金の利子所得等の非課税）に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券については、同条の規定は、昭和五十九年十二月三十一日までに限り、なおその効力を有する。

3 昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に預入等をされる新法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券（以下この条において「預貯金等」という。）については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条の規定のほか、新法第十条の規定の適用を受けることができる。

4 前項の規定により新法第十条の規定の適用を受ける預貯金等の預入等をしようとする者が、

当該預貯金等の受入れをする金融機関の営業所等を経由して第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条第三項に規定する非課税貯蓄申告書（以下この条において「非課税貯蓄申告書」という。）を提出しているときは、その者は、当該非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額（既に同条第四項の規定による申告書を提出している場合には、その変更後の最高限度額。以下この条において同じ。）を少額貯蓄等利用者カードに記載して、新法第十条第三項に定めるところにより、当該金融機関の営業所等の長の確認を受けなければならない。この場合において、当該確認を受けたときは、当該確認を受けた日の前日において当該金融機関の営業所等に預入等をされて

いた当該金融機関の営業所等に預入等をされてい

る預貯金等（第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条に規定する要件を満たすものに限る。）は、当該確認があつた日において新法第十条の規定に

よる要件を満たすものに限る。）は、当該確認があつた日において新法第十条の規定に

よる要件を満たすものに限る。）は、当該確認があつた日において新法第十条の規定に

よる要件を満たすものに限る。）は、当該確認があつた日において新法第十条の規定に

ことができることとされる旧法第十条第一項の規定の適用を受ける預貯金等を含む。以下この項において同じ。）を有する者が、昭和五十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に、当該旧預貯金等を受け入れている金融機関の営業所等の長に、当該金融機関の営業所等を経由して提出している非課税貯蓄申告書に記載された同条第三項第三号に掲げる最高限度額を少額貯蓄等利用者カードに記載して、新法第十条第三項に定めるところにより、当該金融機関の営業所等の長の確認を受けたときは、当該確認を受けた日の前日において当該金融機関の営業所等に預入等をされてい

る旧法第十条に規定する要件を満たすものに限る。）は、当該確認があつた日において新法第十条の規定に

よる要件を満たすものに限る。）は、当該確認があつた日において新法第十条の規定に

よる要件を満たすものに限る。）は、当該確認があつた日において新法第十条の規定に

よる要件を満たすものに限る。）は、当該確認があつた日において新法第十条の規定に

よる要件を満たすものに限る。）は、当該確認があつた日において新法第十条の規定に

2 新法第二百四条第一項第四号及び第二百五条第二号（報酬、料金等に係る源泉徴収等）の相

月一日以後に同項に規定する告知書を受理した場合について適用する。

第四条第一項中「この条」を「この項」に「昭
和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年
二月三十一日」に、「次の各号に」を「次に」に改

4. 前項に規定する少額財産等利用者がたとへば、所得税法第十一条の三（第七項において準用する場合を含む。）の規定により交付を受けた

少額貯蓄等利用者カードをいう。

5 所得税法第十條第二項から第七項までの規定は、第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 所得税法第十一條の三の規定により少額貯蓄等利用者カードの交付を受けている者を除き、昭和五十八年一月一日以後に購入する第三項に規定する公債につき同項の規定の適用を受けようとする者は、国に対し、同項の規定の適用を受けるために必要な証票として、少額貯蓄等利用者カードの交付を求めることができる。

7 所得税法第一編第三章第二節の規定は、前項の少額貯蓄等利用者カードの交付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 前項において準用する所得税法第十一條の三の規定により交付を受けた少額貯蓄等利用者カードは、同條の規定により交付を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

9 第一項に規定する特別非課税貯蓄申告書の少額貯蓄等利用者カードへの移行に伴う措置及び昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間における少額貯蓄等利用者カードの交付に関する事項については、所得税法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）附則第四條及び第五條の規定の例に準じて政令で定める。

第四條の二第一項各号列記以外の部分中「以下の項を「以下この条」に改め、同項第一号中「次項において準用する所得税法第十條第三項の」を「第三項に規定する」に、「同條第四項」を「第四項」に改め、同項第二号中「前号」を「第三項」に、「同号に規定する」を「同項第三号に掲げる」に改め、同項第三号及び第四号中「第一号」を「第三項」に、「同号に規定する」を「同項第三号に掲げる」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 財産形成非課税貯蓄申込書は、次項に規定す

る財産形成非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に対してのみ、提出することができ。

第四條の二第三項を同條第八項とし、同條第二項の次に次の五項を加える。

3 第一項の規定は、その者が、次に掲げる事項を記載した申告書（以下この条において「財産形成非課税貯蓄申告書」という。）に、勤務先の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを勤務先及び同項の規定の適用を受けようとする財産形成貯蓄の預入等をしようとする金融機関の営業所等を経由し、最初にその預入等をする日までに、その者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

一 当該金融機関の営業所等及び勤務先の名称及び所在地

二 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金の別

三 当該金融機関の営業所等において預入等をする財産形成貯蓄で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高（有価証券については、額面金額等により計算した現在高とし、生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、払込保険料の金額又は払込共済掛金の額の合計額とする。）に係る最高限度額

四 既に他の金融機関の営業所等を経由して財産形成非課税貯蓄申告書を提出している場合には、当該他の金融機関の営業所等ごとの名称及び当該申告書に記載した前号の最高限度額（次項の規定による申告書を提出した場合には、変更後の最高限度額）

4 財産形成非課税貯蓄申告書を提出した者が、当該申告書に記載した前項第三号に掲げる最高限度額（既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額）を変更しようとする場合には、その者は、政令で定めるところにより、その旨

及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書を、当該財産形成非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した勤務先及び金融機関の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

5 前二項の場合において、財産形成非課税貯蓄申告書又は前項の申告書がこれらの規定に規定する金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

6 財産形成非課税貯蓄申告書は、政令で定める場合を除き、既に提出した当該申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等を経由して提出することができないものとし、第三項第三号及び第四号に掲げる最高限度額の合計額が五百万円（郵便貯金にあつては、郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号）第十條第二項の規定により超えてはならないこととされている金額）を超えることとなる場合には、勤務先は、これを受理することができない。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、財産形成非課税貯蓄申込書及び財産形成非課税貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した事項を変更した場合又は同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合における申告に関する事項その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七條第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第八條の二第一項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改め、「昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の三十」を削り、同條第二項中「（昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日

日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の三十）」を削る。

第八條の三第一項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改める。

第八條の四第一項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改め、「昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の三十」を削り、同條第二項中「（昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の三十）」を削る。

第八條の五第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に、「昭和五十五年分」を「昭和五十八年分」に改め、同條第二項中「昭和五十五年分」を「昭和五十八年分」に改める。

第九條を削る。

第八條の六中「昭和五十五年分」を「昭和五十八年分」に改め、第二章第一節の二中間條を第九條とする。

第十條第一項中「昭和五十五年」を「昭和五十七年」に改める。

第十一條第一項の表の第一号中「三分の一」を「百分の二十七」に改め、同表の第二号から第四号までの規定中「四分の一」を「百分の二十」に改め、同表の第五号中「未利用エネルギーの有効利用の促進又は」を削り、「又は著しく」を「若しくは著しく」に、「減価償却資産のうち」を「減価償却資産又は石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産のうち」に、「四分の一」を「百分の二十」に改め、同表の第六号中「四分の一」を「百分の十三」に改め、同表の第七号中「五分の一」を「百分の十五」に改め、同表の第八号中「十分の一」を「百分の八」に改め、同條第二項中「翌年以後二年間の各年に

おける」を「翌年分の」に改め、「(その金額のうちこの項の規定により既に必要経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額)」を削る。

第十二条を削る。

第十二条の二第一項中「前二条」を「前条」に改め、同項の表の第一号中「過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号) 第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を「又は」に改め、「又は特定不況地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第六号)」

第二条第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区」を削り、「四分の一」を「百分の二十」に、「八分の二」を「百分の十」に改め、同表の第二号中「四分の一」を「百分の二十」に、「八分の二」を「百分の十」に改め、同表の第四号中「三分の一」を「百分の二十」に、「五分の一」を「百分の十六」に改め、同表の第五号とし、同表の第三号中「四分の一」を「百分の二十」に、「六分の二」を「百分の十四」に改め、同表を同表の第四号とし、同表の第二号の次に次の一号を加える。

三 特定不況地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第六号)	製造の事業
第二条第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区	機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備
	百分の二十五(建物及びその附属設備については、百分の十三)

第十二条の二第二項中「第十二条の二第一項本文」を「第十二条第一項本文」に改め、同条を第十二条とする。

第十二条の三第一項中「前三条」を「第十一条又は前条」に、「六分の二」を「百分の十四」に改め、同条第二項中「前三条」を「第十一条若しくは前条」に、「四分の一」を「百分の二十五」に改め、同条第三項中「第十二条の三第一項本文」を「第十二条の二第一項本文」に改め、同条を第十二条の二とする。

第十二条の四第一項中「第十一条から前条まで」を「前三条」に改め、同条第二項中「第十二条の四第一項本文」を「第十二条の三第一項本文」に改め、同条を第十二条の三とする。

第十三条第一項中「四分の一」を「百分の二十」に、「三分の一」を「百分の二十七」に改め、同条第二項中「翌年以後二年間の各年における」を「翌年分の」に、「当該翌年以後二年間の各年のうち」を「その年の翌年において」に、「受ける年については、当該年」を「受ける場合には、当該翌年」に改め、「(その金額のうちこの項の規定により既に必要経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額)」を削る。

第十三条の二第一項中「第十二条の四」を「第十二条の三」に、「五分の二」を「百分の三十二」に改め、同項第三号中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、同条第三項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十三条の二第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「第十三条の二第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「次条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、「同項本文」とあるのは「第十三条第一項本文」と読み替えるものとする。

第十四条第一項中「第十二条の四」を「第十二条の三」に、「百分の二百」を「百分の百五十」に、「百分の二百五十」を「百分の百七十五」に改め、同条第二項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、「所得税法の施行地において」を削り、「第十二条の二若しくは第十二条の四」を「第十二条若しくは第十二条の二」に改める。

第十五条第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「第十二条の四」を「第十二条の三」に、「百分の百四十」を「百分の百三十二」に改める。

第十六条第一項中「第十二条の四」を「第十二条の三」に改め、同条第二項中「百分の二十」を「百分の十六」に改める。

第十七条中「五分の三」を「百分の六十八」に改める。

第十八条第一項中「法人に対し」の下に「昭和六十年三月三十一日までに」を加える。

第二十条第一項中「千分の十七」を「千分の十三・六」に、「千分の二十三」を「千分の十八・四」に改める。

第二十条の二第一項の表の第二号中「百分の〇・五」を「百分の〇・二五」に改める。

第二十条の三第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「十万分の四」を「十万分の二」に改める。

第二十条の四第一項中「昭和五十五年」を「昭和五十七年」に改める。

第二十一条第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「百分の三十五」を「百分の二十八」に、「百分の十」を「百分の八」に、「百分の二十」を「百分の十六」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削る。

第二十二条第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第二十三条第二項中「第二十一条第七項」を「第二十一条第六項」に改める。

第二十八条の三第三項中「第十二条の四」を「第十二条の三」に改める。

第二十八条の五を削る。

第二十九条の見出し中「住宅等の譲渡を受け又は」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「給

与所得者等」を「所得税法第二十八条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受ける居住者で、その支払者(以下この条において「使用者」という。)の法人税法第二条第十五号に規定する役員その他政令で定める者に該当しないもの(以下この条において「給与所得者等」という。))に改め、「住宅等」の下に「(土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で所得税法の施行地にあるものをいう。以下この条において同じ。)」を加え、「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十九条の三の見出し中「恩給」を「恩給及び給与等とみなす年金」に改め、同条中「支払を受ける恩給(一時恩給を除く。以下この条において「恩給」という。))又は所得税法第二十九条各号に掲げる年金の支払を受ける場合において」に改め、「当該恩給の額」の下に「又は当該年金の額」を加え、場合によっては、所得税法第九十三条第一項を「ときは、当該恩給又は当該年金については、同法第九十三条第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

2 その年の前年において前項に規定する恩給又は年金の支払者を経由して所得税法第九十四条第四項に規定する給与と所得者の扶養控除等申告書(既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書を含む。以下この条において同じ。)を提出している居住者がその年に当該支払者を経由して同法第九十四条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該申告書に記載すべき同項第二号から第七号までに掲げる事項がその年の前年に提出し

た同条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書に記載した事項と異動がないときは、当該居住者は、当該支払者が政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けている場合に限る。大蔵省令で定めるところにより、これらの事項の記載に代え、当該異動がない旨を記載した同条第一項の規定による申告書を提出することができる。

3 前項の規定は、居住者が所得税法第九十五条第一項の規定による申告書を提出する場合について準用する。

4 第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定により異動がない旨を記載した所得税法第九十五条第一項の規定による申告書又は同法第九十五条第二項の規定による申告書の提出があつた場合には、これらの申告書については、その年の前年において提出された同法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書又は同法第九十五条第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された事項と同一の記載があつたものとみなす。

第三十一条第一項各号列記以外の部分中「昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に」及び「昭和五十年分の所得税については、百分の二十の税率を乗じて計算した金額」を削り、同項第一号中「二千万円」を「四千万円」に改め、同項第二号中「二千万円」を「八千万円」に、「四百万円」を「八百万円」に、「四分の三」を「四分の三（租税特別措置法第三十一条第一項第三号ロ（長期譲渡所得の課税の特例）に規定する課税長期譲渡所得金額のうち八千万円以下の部分の金額については、二分の一）に、「うち二千万円」を「うち四千万円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超え八千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額

イ 八百万円
ロ 課税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額

第三十一条の二第一項各号列記以外の部分中「同項第一号又は第二号」を「同項各号」に改め、同項第二号イ中「二千万円以下で、かつ、当該課税長期譲渡所得金額のうち当該優良住宅地等のための譲渡に係る部分の金額（以下この号において「特定課税長期譲渡所得金額」という。）が四千万円から当該一般課税長期譲渡所得金額を控除した金額以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二十に相当する金額」を「八千万円以下である場合 前号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに掲げる金額」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 当該課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額が八千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 八百万円
(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及びこの項の規定の適用がなく、かつ、所得税法第二十二條第二項第二号中「二分の一」とあるのを「二分の一（租税特別措置法第三十一条の二第一項第二号イ（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）に規定する一般課税長期譲渡所得金額のうち八千万円を超える部分の金額については、四分の三）」と読み替えた場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額

第三十一条の二第二項第四号イ中「千平方メートル」

トル」の下に「（開発許可を要する面積が千平方メートル未満である区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積）を加え、同項第六号中「第四項」を「次号及び第四項」に、「五十戸」を「二十五戸」に、「三十以上のもの」であることを「十五以上のものであること又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が千平方メートル以上のものであること」に改め、同項に次の一号を加える。

七 住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人又は法人に対する土地等（土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内の土地等）同法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定（仮に使用又は収益をすることができ権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。以下この号において同じ。）がされたものに限り、その譲渡のうち、その譲渡が当該指定の効力発生の日（同法第九十九条第二項の規定により使用又は収益を開始することができる日が定められている場合には、その日）から三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に行われるもので、当該譲渡をした土地等につき仮換地の指定がされた土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 住宅にあつては、その建設される住宅の床面積及びその住宅の用に供される土地等の面積が政令で定める要件を満たすものであること。

ロ 中高層の耐火共同住宅にあつては、前号ロに規定する政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 住宅又は中高層の耐火共同住宅が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）その他住宅の建築に関する法令に適合するもの

であると認められること。
第三十一条の二第三項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第四項中「同項第六号」の下に「若しくは第七号」を加え、「第六号まで」を「第七号まで」に改め、同条第六項中「第六号」を「第七号」に改める。

第三十一条の三第一項中「昭和五十四年分及び昭和五十五年分」を「昭和五十四年から昭和五十六年までの各年分」に、「第三十一条第一項第一号中「二千万円」とあるのは「四千万円」と、を「第三十一条第一項各号の規定にかかわらず、同項第一号中」に、「二千万円」とあるのは「四千万円」と、「四百万円」を「超え八千万円以下である」とあるのは「超える」と、「八百万円」に、「がなく、かつ、所得税法第二十二條第二項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えた」を「がないものとした」に、「二千万円を超える」を「四千万円を超える」に改め、「もの」とし、当該譲渡による譲渡所得に係る昭和五十六年分の所得税については、当該譲渡による譲渡所得に係る昭和五十五年分の所得税の例による」を削る。

第三十二条第一項中「昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に」を削る。

第三十三条第一項第三号中「昭和二十九年法律第九十九号」を削り、「同法第七十四條第四項」を「大都市地域住宅地供給促進法第七十四條第四項」に、「同法第九十條第二項」を「大都市地域住宅地供給促進法第九十條第二項」に改め、同項第八号中「昭和二十五年法律第二百一十号」を削り、同条第三項第一号中「第三十七條の三」を「第三十七條の五」に改める。

第三十三条の六第二項中「第十二條の四」を「第十二條の三」に改める。

第三十四条の二第二項第三号中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改める。
第三十七條第一項中「昭和五十五年十二月三十

一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に、「及び第三十七條の四」を「第三十七條の四及び第三十七條の五」に、「以下第三十七條の四」を「以下第三十七條の五」に改め、同条第三項及び第四項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改める。

第三十七條の三第二項中「第十二條の四」を「第十二條の三」に改める。

第三十七條の五第二項中「租税特別措置法第三十七條の五第一項第一号」を「租税特別措置法第三十七條の六第一項第一号」に改め、第二章第四節第九款中同条を第三十七條の六とする。

第三十七條の四中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に、「取得した資産の価額と交換譲渡資産」を「交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産）」に、「（以下この条において「交換差金」という。）」を「をいう。以下次条までにおいて同じ。」に改め、第二章第四節第八款中同条の次に次の一条を加える。

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火共同住宅の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

第三十七條の五 個人が、その有する資産で第三十七條第一項の表の第十一号の上欄に掲げる既成市街地等内にある土地等、建物又は構築物（以下この条において「譲渡資産」という。）の譲渡（譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含むものとし、第三十三條から第三十三條の四まで、第三十四條から第三十五條まで若しくは第三十七條の規定の適用を受けるもの又は贈与、

交換若しくは出資によるものを除く。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡の日（譲渡する年の十二月三十一日まで）に、当該譲渡をした土地等又は建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に建築された地上階数四以上の中高層の耐火共同住宅（主として住宅の用に供される建築物で政令で定めるものをいい、当該建築物の敷地の用に供されている土地等を含む。）の全部又は一部の取得（建設を含むものとし、贈与又は交換によるものを除く。以下この条において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（以下この条において「買換資産」という。）を当該個人の事業の用若しくは居住の用に供するときは、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあっては当該譲渡資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超える場合にあっては当該譲渡資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十一條又は第三十二條の規定を適用する。

2 第三十七條第四項から第八項まで、第三十七條の二及び第三十七條の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三十七條第四項	
第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年一月一日から昭和六十年十二月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているもの	第三十七條の五第一項の規定は、同項に規定する譲渡資産
前項に規定する政令で	政令で

第三十七條第五項		第三十七條第六項及び第七項		第三十七條第八項		第三十七條の二第一項		第三十七條の二第二項	
第一項（前二項において準用する場合）	第一項の資産	第一項	第六項	同条第七項	同条第一項	同項の表の各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用	前条第四項において準用する同条第一項	同条第四項	前条第四項に規定する
第三十七條の五第一項（同条第二項において準用する第三十七條第四項の規定）	第三十七條の五第一項に規定する譲渡資産	第三十七條の五第一項	第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第六項	第三十三條第七項	第三十七條の五第一項	当該個人の同項に規定する事業の用又は居住の用	第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第四項の規定により第三十七條の五第一項	同条第二項において準用する第三十七條第四項	第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第四項に規定する

	事業の用	事業の用又は居住の用
第三十七條の二第四項	第三十七條の二第一項	第三十七條の五第二項において準用する第三十七條の二第一項
第三十七條の三第一項	第三十七條第一項	第三十七條の五第一項
第一項	同条第三項及び第四項において準用する場合 前条第一項	同条第二項において準用する第三十七條第四項の規定 第三十七條の五第二項において準用する第三十七條の二第一項
第三十七條の三第二項	第三十七條第一項	第三十七條の五第一項

3 個人が、その有する資産で譲渡資産に該当するもの（以下この項において「交換譲渡資産」という。）と買換資産に該当する資産（以下この項において「交換取得資産」という。）との交換（政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をした場合（交換差金を取得し、又は支払つた場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この項において「他資産との交換の場合」という。）における第一項並びに前項の規定により読み替えて準用する第三十七條第四項から第八項まで、第三十七條の二及び第三十七條の三の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産（他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。）は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価格に相当する金額をもつて第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価格に相当する金額をもつて第一項の取得をし

たものとみなす。

第四十條の二中「個人が」の下に「昭和五十七年十二月三十一日までに」を加える。

第四十一條第一項中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に、「政令で定めるものの新築」を「政令で定めるもの（以下次項までにおいて「新築住宅」という。）の建築」に、「新築された当該家屋で新築」を「新築住宅で建築」に、「取得」を「取得」に、「除く」をして「を（除く）」をし、若しくは既存住宅（住宅の用に供する家屋のうちその譲渡をする者が居住の用に供していたことがあるもので政令で定めるものをいう。次項において同じ。）の取得（贈与によるもの及びその取得をした日以前一年以内に自己の所有する住宅の用に供する家屋（店舗その他の用に供される部分があるものを含む。）に居住していたことがある者による取得を除く。）をして「に改め、（供した場合には）」の下に「その者の」を加え、「所得税の額から、これらの家屋の政令で定める床面積に應じ三・三平方メートル当たり千円として計算した金額（その金額が三万円を超える場合には、三万円）を」を「うち、その年分の所得税に係るその年の所得税法第二條第一項第三十号の

合計所得金額（次条において「合計所得金額」という。）が八百万円以下である年分については、その年分の所得税の額から、一万七千円に改め、同条第二項中「同項に規定する家屋の新築工事」を「同項の新築住宅若しくは既存住宅の建築工事」に、「当該家屋の新築工事」を「当該新築住宅の建築工事」に、「取得した当該家屋」を「取得した当該新築住宅」に、「新築工事の請負代金」を「建築工事の請負代金」に改め、同条第三項中「建築基準法第六條第三項の規定による通知書の写し」を「登記簿の抄本」に改め、同条第四項中「通知書の写し」を「登記簿の抄本」に改める。

第四十一條の二第一項中「受けようとする旨」の下に「その年の合計所得金額の見積額」を加え、同条第二項中「提出しなければならぬ」の下に「ものとし、同日においてその者のその年の合計所得金額の見積額が八百万円を超えるときは提出することができないものとする」を加える。

第四十一條の三第一項及び第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「次に」を「住宅の用に供する家屋又はその敷地の取得を目的とするものうち、次に」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 一年以上の期間（以下次条までにおいて「積立期間」という。）にわたつて定期的に積立て等をするものであること。

第四十一條の三第三項第三号を同項第六号とし、同項第二号中「相当する金額」の下に「当該金額が積立期間中に積立て等をした金額の二・五倍（積立て等をした金額を貸付金の返済又は賦払に充てるものである場合には、三・五倍）に相当する金額を超える場合には、当該二・五倍に相当する金額以上の金額」を加え、同号イ中「第一項第四号に掲げる要件を満たす」を削り、同号ロ中「金融機関から第一項第四号に掲げる要件を満たす」を「金融機関（第二十九條第二項に規定する政令で定める者を含む。以下この号において同じ。）から」に改め、同号ハ及び同号ニ中「第一項第四号に掲げる要件を満たす」を削り、同号ホ中

「第一項第四号に掲げる要件を満たすもの」及び「同号に掲げる要件を満たす」を削り、同号ハ中「第一項第四号に掲げる要件を満たす」を削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 前号の貸付金の返済又は賦払の期間が十年以上であり、かつ、その利率（賦払の方法により計算した割合）が政令で定める率以下であること。

五 取得する家屋の床面積及びその敷地の面積が政令で定める面積であること。

第四十一條の三第三項第一号の次に次の一号を加える。

二 積立期間中に積立て等をした金額（当該金額に係る利子その他政令で定めるものを含む。）は、住宅の用に供する家屋若しくはその敷地の取得のための対価の一部（以下この条において「頭金」という。）に充てられるか、又は当該取得後において、契約により定められた預入期間（据置期間を含む。）若しくは信託期間が満了し、若しくは償還期限が到来する場合においては、当該満了若しくは到来の時において次号の貸付金の返済又は賦払に充てられるものであること。

第四十一條の三第三項に次の一号を加え、同項を同条第一項とする。

七 その他政令で定める要件

第四十一條の三第四項の前に次の二項を加える。

2 この款において「旧住宅貯蓄契約」、「旧財形住宅貯蓄契約」及び「旧長期財形住宅貯蓄契約」とは、居住者が昭和五十五年十二月三十一日までに締結した租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号。第四十一條の六第一項において「昭和五十五年改正法」という。）による改正前の租税特別措置法第四十一條の三第一項、第三項及び第四項に規定する住宅貯蓄契約、財形住宅貯蓄契約及び長期財形

住宅貯蓄契約をいう。

3 この款において「住宅貯蓄契約」とは、財形住宅貯蓄契約及び旧住宅貯蓄契約をいう。

第四十一条の第三項中「財形住宅貯蓄契約以外」を「財形住宅貯蓄契約（旧財形住宅貯蓄契約を含む。以下この項において同じ。）以外」に改める。

第四十一条の第四項中「昭和四十三年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に締結した住宅貯蓄契約を」と、旧住宅貯蓄契約又は昭和五十六年一月一日から昭和五十七年十二月三十一日までの間に締結した財形住宅貯蓄契約に改め、「（長期財形住宅貯蓄契約）の下に（旧長期財形住宅貯蓄契約を含む。以下この項において同じ。）を加え、（年分の所得税法第九十二条第一項）を（年分（その年分の所得税に係る所得税法第二十一条第三十号のその年の合計所得金額（以下第四十一条の七までにおいて「合計所得金額」という。）が八百万円以下である年分に限るものとし、第四十一条第一項又は第四十一条の二第一項の規定による控除を受ける年分を除く。）の同法第九十二条第一項に改め、同項第一号中「当該住宅貯蓄契約」を「当該旧住宅貯蓄契約又は財形住宅貯蓄契約」に改め、同項第二号中「当該住宅貯蓄契約」を「当該旧住宅貯蓄契約又は財形住宅貯蓄契約」に改め、「以外の財形住宅貯蓄契約」の下に「（旧財形住宅貯蓄契約を含む。）」を加える。

第四十一条の第五項中「受けようとする旨」の下に「その年の合計所得金額の見積額」を加え、「（添付）を（添付）」に改め、同条第二項中「提出しなければならない」の下に「ものと、同日においてその者のその年の合計所得金額の見積額が八百万円を超える場合その他政令で定める場合には提出することができないものとする」を加える。

第四十一条の六第一項中「（財形住宅貯蓄契約）の下に（旧財形住宅貯蓄契約を含む。）」を加え、「第四十一条の第三項第二号イ」を「第四十一条の第三項第三号イ」に改め、「（履行につき）」の

下に「財形住宅貯蓄契約にあつては第四十一条の第三項各号に掲げる要件又は同条第四項に規定する要件に、旧住宅貯蓄契約にあつては昭和五十五年改正法による改正前の租税特別措置法を、「（長期財形住宅貯蓄契約）の下に（旧長期財形住宅貯蓄契約を含む。）」を加え、「同項」を「第四十一条の第三項各号」に、「同条第三項各号」を「長期財形住宅貯蓄契約にあつては同条第一項各号に掲げる要件を、旧長期財形住宅貯蓄契約にあつては昭和五十五年改正法による改正前の租税特別措置法第四十一条の第三項各号」に、「長期財形住宅貯蓄契約以外の財形住宅貯蓄契約」を「長期財形住宅貯蓄契約（旧長期財形住宅貯蓄契約を含む。）以外」の財形住宅貯蓄契約（旧財形住宅貯蓄契約を含む。）に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 住宅貯蓄年末調整控除額の控除を受けた居住者がその年の合計所得金額が八百万円を超えたため住宅貯蓄控除を受けなかった場合における前項の規定の適用については、その者に係る同項の住宅貯蓄年末調整控除額はなかつたものとする。

第四十一条の七第二項中「居住者」の下に「又は住宅貯蓄年末調整控除額の控除を受けた居住者でその年の合計所得金額が八百万円を超えたため住宅貯蓄控除を受けなかった者」を、「住宅貯蓄控除の額」の下に「又はその年分の所得税額から住宅貯蓄控除を受けなかったこととなつた旨」を、「当該住宅貯蓄控除」の下に「又は当該控除を受けなかったこととなつた住宅貯蓄年末調整控除額」を加える。

第四十一条の八第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十二第一項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改め、「昭和五十二年四月一日から

同年十二月三十一日までの間に発行されたものについては、百分の十二。以下この条において同じ。」を削り、同条第二項、第三項、第五項及び第六項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改める。

第四十一条の十三中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第四十一条の十五中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改め、第二章第六節中同条の次に次の一条を加える。

（少額公債の利子の非課税に係る罰則）

第四十一条の十六 所得税を免れる目的で、少額公債の購入をする者の少額貯蓄等利用者カード（第四条第四項に規定する少額貯蓄等利用者カードをいう。）以外の少額貯蓄等利用者カードを提示して不正に同条第五項において準用する所得税法第十条第三項又は第四項の規定による確認を受けた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者（所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3 前項に規定する人格のない社団等について同項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

4 第二項に規定する人格のない社団等は、法人とみなして、同項の規定を適用する。

第四十二条の三第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第一項中「次条から」を「次条、第四十五条から」に改める。

第四十三条第一項の表の第一号中「三分の一」を「百分の二十七」に改め、同表の第二号から第四号までの規定中「四分の一」を「百分の二十」に改め、同表の第五号中「未利用エネルギーの有効利用の促進又は」を削り、「又は著しく」を「若しくは著しく」に、「減価償却資産のうち」を「減価償却資産又は石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産のうち」に、「四分の一」を「百分の二十」に改め、同表の第六号中「四分の一」を「百分の十三」に改め、同表の第七号中「五分の一」を「百分の十五」に改め、同表の第八号中「六分の一」を「百分の十三」に改め、同表の第九号中「商店街振興組合連合会」の下に「環境衛生同業組合（出資組合であるものに限り）」若しくは環境衛生同業小組合を、「認定を受けた高度化事業計画」の下に若しくは環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた振興計画」を加え、「十分の一」を「百分の八」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第四十五条第一項中「前二条又はこれらの規定」を「第四十三条又は同条の規定」に改め、同項の表の第一号中「過疎地域対策緊急措置法第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を「又は」に改め、「又は特定不況地域中小企業対策臨時措置法第二条第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区」を削り、「四分の一」を「百分の二十」に、「八分の一」を「百分の十」に改め、同表の第二号中「四分の一」を「百分の二十」に、「八分の一」を「百分の十」に改め、同表の第四号中「三分の一」を「百分の二十七」に、「五分の一」を「百分の十六」に改め、同表を同表の第五号とし、同表の第三号中「四分の一」を「百分の二十」に、「六分の一」を「百分の十四」に改め、同表を同表の第四号とし、同表の第二号

三 特定不況地域中小企業対策臨時措置法第二条第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区

機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備

第四十五条の第三項中「第四十三條から前條まで」を「第四十三條、第四十五條若しくは前條」に改める。

第四十六条第一項中「第四十三條から」を「第四十三條、第四十五條から」に、「四分の一」を「百分の二十」に、「三分の一」を「百分の二十七」に改める。

第四十八條第一項中「五分の二」を「百分の三十二」（同表の第一号に掲げる石油貯蔵施設については、百分の四十）に改め、同項の表の第二号及び第三号中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、同表の第四号を削る。

第四十九条第一項中「第四十三条から」を「第四十三条若しくは第四十五条から」に改め、同条

第五十条第一項中「第四十三條から第四十五條まで」を「第四十三條若しくは第四十五條」に、「四分の一」を「百分の二十」に改め、同条第二項中「三分の一」を「百分の二十七」に改める。

第五十一条の二第二項中「第四十三条から」を「第四十三条若しくは第四十五条から」に改める。

第五十二条第一項中「法人に対し、」の下に「昭和六十年三月三十一日までに」を加える。

第五十二条の第二項中「第四十三条から」を「第四十三条又は第四十五条から」に改め、同条第二項中「三年」を「一年」に、「第四十三条から」を「第四十三条又は第四十五条から」に改め、「第

四十四条又は」を削り、「以下この条」を「次項」に、「当該不足額を生じた事業年度の翌事業年度から当該事業年度の直前の事業年度まで」を「当該事業年度前」に改め、同条第三項中「第四十三条から」を「第四十三条又は第四十五条から」に改める。

第五十二條の第三項中「第四十三條から」を「第四十三條又は第四十五條から」に改め、同條第二項中「三年」を「一年」に改め、同條第三項中「第四十四條又は」を削る。

第五十二條の四中「五分の三」を「百分の六十八」に改める。

第五十五条第一項「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、「特定海外工事契約の相手方である特定法人その他これに準ずるものとして政令で定める特定法人の当該株式等で当該契約に係る長期工事につき次項の規定により海外投資等損失準備金を積み立てている事業年度において取得したものを除く。」を削り、「第一号又は第二号」を「第一号から第四号までに」、「第三項第九号ハ」を「次項第十一号ハ」で、

三 特定海外経済協力事業法人（第六号から第九号までに掲げる法人に該当するものを除く。）

四 特定海外経済協力投資法人（第七号又は第九号に掲げる法人に該当するものを除く。）

新増資株式等又は購入株式等	百分の二十五
新増資株式等	百分の二十五

第五十五条第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「前三項」を「前項」に改め、同項第十五号を削り、同項第十四号イ中「第一項の表の第一号」を「前項の表の第一号又は第三号」に、「同号」を「同表の第一号又は第三号」に改め、同号ロ中「第一項の表の第二号」を「前項の表の第二号又は第四号」に、「同号」を「同表の第二号又は第四号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第一項」を「前項」に、「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第四号」を「第六号」に、「第一項」を「前項」に、「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第二項」を「前項」に、「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第十三号」を「第十五号」に、「第一項に規定する」を「前

項に規定する」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第一項」を「前項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「第五号」を「第七号」に、「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「第十号及び第十三号」を「第十二号及び第十五号」に、「第十一号」を「第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加え、同項を同条第二項とする。

三 特定海外経済協力事業法人 第一号の特定海外事業法人のうち、現に行つている事業が日本国と当該特定海外事業法人の本店又は主

たる事務所の所在する国との間の経済協力の推進に著しく寄与する事業に限られてゐるものとして政令で定めるものをいう。

四 特定海外経済協力投資法人 第二号の特定投資法人のうち、現に行つてゐる事業が主として前号の特定海外経済協力事業法人（この号に該当する他の法人を含む。）に対する出資又は長期の資金の貸付けの事業であるものとして政令で定めるものをいう。

第五十五条第四項中「又は第二項」及び「又は特定海外工事」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項各号列記以外の部分中「又は第二項」を削り、「第八号」を「第七号」に改め、同項第一号中「第三項第十一号」を「第二項第十三号」に改め、同項第二号中「第三項第十四号」を「第二項第十六号」に改め、「第一号」の下に「若しくは第三号」を、「第二号」の下に「若しくは第四号」を加え、同項第三号イ中「第四号又は第五号」を「第六号又は第七号」に、「百分の六十二・五」を「百分の七十」に改め、同号ロ中「第六号又は第七号」を「第八号又は第九号」に、「百分の八十五」を「百分の八十八」に改め、同号に次のように加える。

ハ 第一項の表の第六号又は第七号の上欄に掲げる法人が同表の第三号又は第四号の上欄に掲げる法人になつた場合、その該当することとなつた日におけるその該当することとなつた当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の百分の三十七・五に相当する金額

ニ 第一項の表の第八号又は第九号の上欄に掲げる法人が同表の第三号又は第四号の上欄に掲げる法人になつた場合、その該当することとなつた日におけるその該当することとなつた当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の百分の七十五に相当する金額

第五十五条第五項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号中「又は特定海外工

事」及び「又は当該特定海外工事」を削り、同号を同項第七号とし、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第二項」を削り、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は第二項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「又は第二項」を削り、「第五十五条第四項」を「第五十五条第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「又は第二項」及び「又は特定海外工事に係る資産」を削り、同項を同条第十項とする。

第五十六条第一項中「もつぱら」を「専ら」に、「百分の三十」を「百分の十五」に改め、同条第二項第五号及び第三項中「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第四項中「第五十五条第四項」を「第五十五条第三項」に改め、同条第五項中「前条第四項及び第七項」を「前条第三項及び第六項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第五十六条の二第一項及び第五十六条の三第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第五十六条の四第一項中「百分の一」を「百分の十」に改める。

第五十六条の五第一項及び第五十六条の六第一項中「百分の一」を「百分の十六」に改める。

第五十六条の七第一項第一号及び第二号中「三十六万円」を「二十八万八千円」に改める。
第五十六条の九第一項の表の第二号中「百分の〇・五」を「百分の〇・二五」に改める。
第五十六条の十第一項中「昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの期間内の日を含む」を「昭和五十五年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に開始する」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のイからホまでに掲げる事業年度の区分

に應じ、当該事業年度における株式の売買による利益の額として政令で定める金額に次のイからホまでに掲げる割合を乗じて計算した金額

イ 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の三十

ロ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の二十五

ハ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の二十

ニ 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の十五

ホ 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の十二・五

二 次のイからホまでに掲げる事業年度の区分に應じ、当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額に次のイからホまでに掲げる割合を乗じて計算した金額

イ 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の十二

ロ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の十

ハ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の八

ニ 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の六

ホ 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の五

第五十六条の十第八項中「昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの期間内の日を含む」を「昭和五十五年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に開始する」に改める。

第五十七条第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、「加算した金額」の下に「二分の一に相当する金額」を加え、同条第二項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「十万分の四」を「十万分の二」に改める。

第五十七条の三第一項第八号中「昭和三十二年法律第六十四号」を削る。

第五十七条の四第二項中「全損（経済的に全損と認められるものを含む）」を「損害」に定める。

第五十七条の五中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「百分の百二十」を「百分の百十六」に改める。

第五十八条第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「百分の三十五」を「百分の二十八」に、「百分の十」を「百分の八」に、「百分の二十」を「百分の十六」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「又は第六項」を削り、「これらの規定により」を「同項の規定により」に改め、同項を同条第七項とする。

第五十八条の二第一項及び第二項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第五十八条の三第三項中「第五十八条第七項」を「第五十八条第六項」に改める。

第六十一条第一項各号列記以外の部分中「二分一」を「百分の四十」に改め、「当該法人が第六十六条第一項第一号に規定する認定を受けて同項に規定する合併をした合併法人に該当する場合の当該合併の日を含む事業年度開始の日以後五年以内に終了する各事業年度に該当する事業年度を除く。」を削り、同項第一号中「二分の一控除対象

第三章第七節の節名を次のように改める。

額」を「百分の四十控除対象額」に、「二分の一」を「百分の四十」に、「三分の一」を「百分の二十七」に、「四分の一」を「百分の二十」に、「五分の一」を「百分の十六」に改め、同項第二号中「三分の一」を「百分の二十」に改め、同項第三号中「四分の一」を「百分の十六」に改め、同項第四号中「五分の一」を「百分の十六」に改める。

第六十六條及び第六十六條の二を次のように改める。

第六十六條及び第六十六條の二 削除

第六十三條第一項第四号中「第六十六條第一項の規定の適用を受けるものを除く。」を削り、「こゝを「超える」に、「附する」を「付する」に改める。

第六十四條第一項第三号中「同法第七十四條第四項」を「大都市地域住宅地供給促進法第七十四條第四項」に、「同法第九十條第二項」を「大都市地域住宅地供給促進法第九十條第二項」に改め、同条第六項中「第四十三條から」を「第四十三條、第四十五條から」に改める。

第六十五條の四第一項第三号中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改める。

第六十五條の七第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第四十三條から」を「第四十三條、第四十五條から」に改める。

第六十五條の八第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第六十五條の九中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「取得した資産の価格と交換譲渡資産」を「交換差金（交換による取得した資産の価額と交換により譲渡した資産）に、「（以下この条において「交換差金」という。）を「をいう。以下この条において同じ。」に改める。

第七十一條 削除

第七十四條の三中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第七十五條の二を削る。

第七十六條の見出し中「免税等」を「税率の軽減」に改め、同条第一項中「昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで」に、「当該登記については」を「これらの登記に係る登録免許税の税率は」に、「登録免許税を課さない」を「登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の保存の登記にあつては千分の一とし、所有権の移転の登記にあつては千分の三とする」に改め、同条第二項中「昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで」に、「千分の二」を「千分の三」に改める。

第七十七條及び第七十七條の三中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第七十七條の四中「十年」を「十二年」に、「千分の六」を「千分の九」に改める。

第七十七條の五中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第七十七條の六中「沖繩振興開発金融公庫法」の下に「（昭和四十七年法律第三十一号）」を加える。

第七十八條を削る。

第七十七條の七中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、同条を第七十八條とする。

第七十八條の三第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「千分の九」を「千分の十二」に改め、同条第二項中「千分の九」を「千分の十二」に改める。

第七十八條の四第三項第二号中「第二十九條第一号」の下に「又は林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六條第二号」を加える。

第七十九條の見出し中「外航船舶の保存登記又は抵当権の設定登記」を「特定の外航船舶等の所有権の保存登記等」に改め、同条第一項を次のように改める。

海上運送業を営む者が政令で定めるものが昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新造する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法（昭和二十八年法律第一号）第二條に規定する外航船舶（事業の用に供されたことのないものに限る。）で、その建造につき同法第三條に規定する利子補給契約が締結されたものその他これに準ずるものとして政令で定めるもの又は漁業を営む者が主として遠洋区域で漁業に従事することを目的として当該期間内に新造する漁船（事業の用に供されたことのないもので政令で定める総トン数以上のものに限る。）で、漁業再建整備特別措置法第五條第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画に基づいて建造するものその他これに準ずるものとして政令で定めるものの所有権の保存の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、その登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の三とする。

第七十九條第二項中「同項の船舶」を「同項に規定する外航船舶若しくは漁船」に、「行なわれる」を「行われる」に、「当該船舶を」を「当該外航船舶若しくは漁船の」に、「当該船舶を」を「当該外航船舶又は漁船」に改める。

第八十一條中「卸売市場法」の下に「（昭和四十六年法律第三十五号）」を加え、「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、同条第三号中「千分の九」を「千分の十二」に、「千分の六」を「千分の九」に改める。

第八十一条の二第二項中「森林組合合併助成法」の下に「(昭和三十八年法律第五十六号)」を加え、「千分の二」を「千分の二」に改める。

第八十二条第一項中「次の各号」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで」の間に取得した電源開発及びこれに附帯する送電変電施設の整備の用に供する土地又は家屋に関する登記に改め、「(第二号に掲げる事項についてより同号に規定する権利の取得の日以後一年以内に受けるものに限る。)」を削り、「(税率は)」の下に「大蔵省令で定めるところにより次の各号の権利の取得の日以後一年以内に登記を受けるものに限る。」を加え、同項ただし書を削り、同項各号を次のように改める。

- 一 所有権の保存 千分の二
 - 二 地上権又は賃借権の設定(これらの権利の移転を含む) 千分の八
 - 三 所有権の移転 千分の十六
- 第八十二条第二項を削る。
- 第八十三条及び第八十四条を次のように改める。

第八十三条及び第八十四条 削除

第九十条の三第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第九十条の六第一項及び第九十条の七第一項中「昭和五十五年四月三十日」を「昭和五十八年四月三十日」に改める。

本則に次の一条を加える。

(離島航空路線の旅客運賃に係る通行税の税率の軽減)

第九十五条 離島航空路線を航行する航空機の旅客運賃に係る通行税の税率は、通行税法第二条の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 前項の規定する離島航空路線とは、航空法第二条第十七項に規定する定期航空運送事業に係る路線(これに準ずるものを含む)のうち、離島(その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定

定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島その他これに準ずるものとして政令で定めるものをいう。)の地域内の地点と当該離島の地域外の地点との間を結ぶもので政令で定めるものをいう。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定(第四十一条の十五)を「第四十一条の十六」に改める部分に限る、第四十一条に七項を加える改正規定及び第二章第六節に一条を加える改正規定 昭和五十八年一月一日
- 二 第二十九条、第二十九条の三及び第四十一条の七までの改正規定並びに附則第十一条から第十四条までの規定 昭和五十六年一月一日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十五年分以後の所得税について適用し、昭和五十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得に関する経過措置)

第三条 昭和五十五年三月三十一日までに支払を受けるべき改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第三条第一項又は第三条の三第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

(勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置)

第四条 新法第四条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に預入、信託若しくは購入又は払込み(以下この条において「預入等」という。)をする同条第一項に規定する財産形成貯蓄について適用し、施行日前に預入等をされた旧法第四条の二第一項に規定

する財産形成貯蓄については、なお従前の例による。

2 旧法第四条の二第二項に規定する勤労者が、施行日前に預入等をした同項に規定する財産形成貯蓄で新法の施行の際同条に規定する要件を満たすものを有する場合に、当該財産形成貯蓄については、その者が施行日において新法第四条の二の要件に従つて預入等をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

(配当所得に関する経過措置)

第五条 昭和五十五年三月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八条の二第一項、第八条の三第一項及び第八条の四第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

(特定森林組合の合併によるみなし配当に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置)

第六条 旧法第九条の森林組合で施行日前に森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、当該認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける旧法第九条に規定する剰余金の分配の額とみなされる金額については、なお従前の例による。

2 青色申告書を提出する森林組合で政令で定めるものが施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、当該認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける金額の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十五条第一項第四号の規定により剰余金の分配の額とみなされる金額については、旧法第九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「森林組合(清算中のものを除く。)」とあるのは「森林組合(清算中のものを除く。))のうち租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年改正法」という。))附則第六条第二項に規定する政令で定め

るもので」と、「森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第四条第二項の」とあるのは「森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、当該」とする。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第七条 新法第十一条第一項の表の第一号から第七号までの規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第一号から第七号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第一項の表の第八号の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受けた高度化事業計画に係る同号に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第十一条第一項の表の第八号に規定する認定を受けた高度化事業計画に係る同号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合における当該公害防止施設については、なお従前の例による。

4 前項の規定の適用がある場合における新法第十二条から第十三条の二まで、第十六条、第十六条の二、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三の規定の適用については、新法第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年改正法」という。))附則第七條第三項」と、新法第十二条の二第二項中「又は前条」とあるのは「前条又は昭和五十五年改正法附則第七條第三項」と、同条第二項中「若しくは前条」とあるのは「前条若しくは昭和五十五年改正法附則第七條第三項」と、新法第十二条の三第一

項中「前三条」とあるのは「前三条又は昭和五十五年改正法附則第七條第三項」と、新法第十三條第一項中「又は第十四條から第十六條まで」とあるのは「第十四條から第十六條まで又は昭和五十五年改正法附則第七條第三項」と、新法第十三條の二第一項中「又は次條から第十六條まで」とあるのは「次條から第十六條まで又は昭和五十五年改正法附則第七條第三項」と、新法第十六條第一項中「第十二條の三まで」とあるのは「第十二條の三まで又は昭和五十五年改正法附則第七條第三項」と、新法第十六條の二第二項中「前條まで」とあるのは「前條まで又は昭和五十五年改正法附則第七條第三項」と、新法第二十八條の三第三項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第十六條まで」とあるのは「第十六條まで並びに昭和五十五年改正法附則第七條第三項」とする。

5 新法第十二條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條の二第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 新法第十二條の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する機械及び装置について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二條の三第一項に規定する機械及び装置をその事業の用に供した場合については、なお

従前の例による。

7 個人の昭和五十四年以前の各年における不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生じた旧法第十一條第二項並びに旧法第十二條の二第二項、第十二條の三第三項及び第十二條の四第二項の規定により読み替えられた旧法第十一條第二項に規定する満たない金額がある場合については、なお従前の例による。

8 個人の昭和五十五年における不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生ずる新法第十一條第二項並びに新法第十二條第二項、第十二條の二第三項及び第十二條の三第二項の規定により読み替えられた新法第十一條第二項の規定に規定する満たない金額がある場合におけるこれらの規定の適用については、新法第十一條第二項（新法第十二條第二項、第十二條の二第三項及び第十二條の三第二項において準用する場合を含む。）中「翌年分の」とあるのは「翌年以後二年間の各年における」と、「満たない金額」とあるのは「満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に必要経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額）」とする。

9 新法第十三條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十三條第一項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、なお従前の例による。

10 新法第十三條の二第一項の規定は、施行日以後に同項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画又は中小企業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受ける当該各号に規定する商工組合等、特定組合又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第十三條の二第一項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画又は中小企業構造

改善計画につき当該各号の承認又は認定を受けた当該各号に規定する商工組合等、特定組合又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年二月二十八日までの間に新法第十三條の二第一項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画又は中小企業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受ける当該各号に規定する商工組合等、特定組合又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に掲げる減価償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の三十二」とあるのは、「百分の二」とする。

11 新法第十四條の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する貸家住宅及び同条第二項に規定する施設建築物について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四條第一項に規定する貸家住宅及び同条第二項に規定する施設建築物については、なお従前の例による。

12 新法第十五條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五條第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

13 個人の昭和五十四年以前の各年における不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生じた旧法第十三條第二項並びに旧法第十三條の二第三項、第十四條第三項及び第十五條第二項の規定により読み替えられた旧法第十三條第二項に規定する満たない金額がある場合については、なお従前の例による。

14 個人の昭和五十五年における不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生ずる新法第十三條第二項並びに新法第十三條の二第三項、第十四條第三項及び第十五條第二項の規定により読み替えられた新法第十三條第二項の規定に規

定する満たない金額がある場合におけるこれらの規定の適用については、新法第十三條第二項（新法第十四條第三項及び第十五條第二項において準用する場合を含む。）中「翌年分の」とあるのは「翌年以後二年間の各年における」と、「その年の翌年において」とあるのは「当該翌年以後二年間の各年のうち」と、「受ける場合には、当該翌年」とあるのは「受ける年については、当該年」と、「満たない金額」とあるのは「満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に必要経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額）」とし、新法第十三條の二第三項において読み替えられた新法第十三條第二項中「翌年分の」とあるのは「翌年以後二年間の各年における」と、その年の翌年において」とあるのは「当該翌年以後二年間の各年のうち」と、受ける場合には、当該翌年」とあるのは「受ける年については、当該年」と、満たない金額」とあるのは「満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に必要経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額）」とする。

15 新法第十六條第二項の規定は、個人が施行日以後に取得する同項に規定する通気坑道又は排水坑道について適用し、個人が施行日前に取得した旧法第十六條第二項に規定する通気坑道又は排水坑道については、なお従前の例による。

16 新法第十七條の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十七條に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

（個人の準備金に関する経過措置）
第八條 個人の昭和五十四年分の事業所得に係る総収入金額のうち新法第二十二條第一項に規定する海外取引による収入金額がある場合における

定する満たない金額がある場合におけるこれらの規定の適用については、新法第十三條第二項（新法第十四條第三項及び第十五條第二項において準用する場合を含む。）中「翌年分の」とあるのは「翌年以後二年間の各年における」と、「その年の翌年において」とあるのは「当該翌年以後二年間の各年のうち」と、受ける場合には、当該翌年」とあるのは「受ける年については、当該年」と、満たない金額」とあるのは「満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に必要経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額）」とし、新法第十三條の二第三項において読み替えられた新法第十三條第二項中「翌年分の」とあるのは「翌年以後二年間の各年における」と、その年の翌年において」とあるのは「当該翌年以後二年間の各年のうち」と、受ける場合には、当該翌年」とあるのは「受ける年については、当該年」と、満たない金額」とあるのは「満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に必要経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額）」とする。

る昭和五十五年分の所得税に係る同項の規定の適用については、同項中「区分してそれぞれの収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額に、その年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数」とあるのは、「区分し、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額にその年において事業を営んでいた期間内のうち昭和五十五年一月一日から同年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該事業を営んでいた期間内の月数（以下この項において「その年の月数」という。）で除して計算した金額の千分の十七に相当する金額と当該取引に係る収入金額にその年の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の十三・六に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の二十三に相当する金額と当該取引に係る収入金額にその年の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の十八・四に相当する金額との合計額を加算した金額に、その年の月数」とする。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第九条 個人の昭和五十五年分の事業所得に係る総収入金額のうち新法第二十一条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十八（次項第三号）とあるのは「昭和五十五年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五（次項第三号）に掲げる取引によるものについては百分の十とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。」に相当する金額」と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十八（同項第三号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」と、「百分の四十」とあるのは「百分の五十」とする。

（認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置）

第十條 旧法第二十八條の五第一項に規定する認定中小企業者に該当する居住者の昭和五十三年又は昭和五十四年において生じた同項に規定する純損失の金額については、なお従前の例による。

（給与所得者等が住宅等の譲渡を受けた場合の課税の特例に関する経過措置）

第十一條 旧法第二十九條第一項に規定する給与所得者等が、昭和五十五年十二月三十一日まで、同項に規定する使用者の有する同項に規定する住宅等を使用する地位に基づき低い価額の対価により譲り受けた場合における経済的利益については、なお従前の例による。

（源泉徴収の特例に関する経過措置）

第十二條 居住者が昭和五十五年十二月三十一日までに支払を受けるべき旧法第二十九條の三に規定する恩給に係る所得税法第八十三條第一項の規定による所得税の徴収及び納付並びに同法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

（住宅取得控除に関する経過措置）

第三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十八（同項第三号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」と、「百分の四十」とあるのは「百分の五十」とする。

（認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置）

第十條 旧法第二十八條の五第一項に規定する認定中小企業者に該当する居住者の昭和五十三年又は昭和五十四年において生じた同項に規定する純損失の金額については、なお従前の例による。

（給与所得者等が住宅等の譲渡を受けた場合の課税の特例に関する経過措置）

第十一條 旧法第二十九條第一項に規定する給与所得者等が、昭和五十五年十二月三十一日まで、同項に規定する使用者の有する同項に規定する住宅等を使用する地位に基づき低い価額の対価により譲り受けた場合における経済的利益については、なお従前の例による。

（源泉徴収の特例に関する経過措置）

第十二條 居住者が昭和五十五年十二月三十一日までに支払を受けるべき旧法第二十九條の三に規定する恩給に係る所得税法第八十三條第一項の規定による所得税の徴収及び納付並びに同法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

（住宅取得控除に関する経過措置）

第十三條 新法第四十一條第一項並びに新法第四十一條の二第一項及び第二項の規定は、居住者が新法第四十一條第一項に規定する家屋を昭和五十六年一月一日以後に同項に規定するところによりその者の居住の用に供した場合における同年分以後の所得税について適用し、居住者が旧法第四十一條第一項に規定する家屋を昭和五十五年十二月三十一日以前に同項に規定するところによりその者の居住の用に供した場合における同年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十七條 新法第四十三條第一項の表の第一号から第八号までの規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三條第一項の表の第一号から第八号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十三條第一項の表の第九号の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受けた高度化事業計画又は振興計画に係る同号に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十三條第一項の表の第九号に規定する認定を受けた高度化事業計画に係る同号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四條第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合における当該公害防止施設については、なお従前の例による。

4 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二條の四、第四十五條から第四十六條まで、第四十九條から第五十一條の二まで、第五十二條の二、第五十二條の三、第六十四條から第六十五條まで、第六十五條の七、第六十五條の八及び第六十七條の四の規定の適用については、新法第四十二條の四第一項中「若しくは第五十一條の二」とあるのは、「第五十一條の二若しくは昭和五十五年改正法附則第十七條第三項」と、新法第四十五條第一項中「又は同条の規定」とあるのは「若しくは昭和五十五年改正法附則第十七條第三項又はこれらの規定」と、新法第四十五條の二第一項中「若しくは前条」とあるのは「前条若しくは昭和五十五年改正法附則第十七條第三項」と、「同条第三項中「若しくは第一項」とあるのは「第一項若しくは昭和五十五年改正法附則第十七條第三項」と、新法第四十五條の三第一項中「若しくは前条」とあるのは「若しくは前条」とある。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十七條 新法第四十三條第一項の表の第一号から第八号までの規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三條第一項の表の第一号から第八号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十三條第一項の表の第九号の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受けた高度化事業計画又は振興計画に係る同号に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十三條第一項の表の第九号に規定する認定を受けた高度化事業計画に係る同号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四條第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合における当該公害防止施設については、なお従前の例による。

4 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二條の四、第四十五條から第四十六條まで、第四十九條から第五十一條の二まで、第五十二條の二、第五十二條の三、第六十四條から第六十五條まで、第六十五條の七、第六十五條の八及び第六十七條の四の規定の適用については、新法第四十二條の四第一項中「若しくは第五十一條の二」とあるのは、「第五十一條の二若しくは昭和五十五年改正法附則第十七條第三項」と、新法第四十五條第一項中「又は同条の規定」とあるのは「若しくは昭和五十五年改正法附則第十七條第三項又はこれらの規定」と、新法第四十五條の二第一項中「若しくは前条」とあるのは「前条若しくは昭和五十五年改正法附則第十七條第三項」と、「同条第三項中「若しくは第一項」とあるのは「第一項若しくは昭和五十五年改正法附則第十七條第三項」と、新法第四十五條の三第一項中「若しくは前条」とあるのは「若しくは前条」とある。

のは、「前条若しくは昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」と、新法第四十五條の四第一項及び第四十六條第一項中「若しくは第五十一條」とあるのは、「第五十一條若しくは昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」と、新法第四十九條第一項中「若しくは第四十五條から第四十五條の三まで」とあるのは、「第四十五條から第四十五條の三まで若しくは昭和五十年改正法附則第十七条第三項」と、新法第五十條第一項中「若しくは第四十五條」とあるのは、「第四十五條若しくは昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」と、新法第五十一條第二項中「若しくは第四十五條から前条まで」とあるのは、「第四十五條から前条まで若しくは昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」と、新法第五十二條の二及び第五十二條の三中「又は第四十五條から第五十一條まで又は昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」と、「第四十五條の四から第四十九條まで」とあるのは、「第四十五條の四から第四十九條まで又は昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」と、新法第六十四條第六項（新法第六十四條の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む）、新法第六十五條の七第七項（新法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む）及び新法第六十七條の四第六項中「及び第四十七條から第五十一條まで」とあるのは、「第四十七條から第五十一條まで及び昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」とする。

5 新法第四十五條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に

供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法第四十五條第一項の表の第四号又は第五号に掲げる地区区内で取得等がされる同項に規定する工業用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第四号中「百分の二十」とあるのは「三分の二」と、「百分の十四」とあるのは「五分の一」と、同表の第五号中「百分の二十七」とあるのは「二分の一」と、「百分の十六」とあるのは「四分の一」とする。

6 新法第四十五條の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する機械及び装置について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五條の二第一項に規定する機械及び装置をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

7 新法第四十五條の四第一項の規定は、施行日以後に同項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受ける当該各号に規定する商工組合等、特定組合又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十五條の四第一項各号に規定する中人企業構造改善計画、構造改善事業計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受けた当該各号に規定する商工組合等、特定組合又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年二月二十八日までの間に新法第四十五條の四第一項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受ける当該各号に規定する商工組合等、特定組合又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に掲げる減価償却資産に対する同項の規定の適用に

ついては、同項中「百分の三十二」とあるのは、「五分の二」とする。

8 新法第四十六條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十六條第一項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、なお従前の例による。

9 新法第四十七條の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する貸家住宅及び同条第二項に規定する施設建築物について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第一項に規定する貸家住宅及び同条第二項に規定する施設建築物については、なお従前の例による。

10 新法第四十八條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八條第一項に規定する特定備蓄施設等（次項に定める資産を除く。）については、なお従前の例による。

11 旧法第四十八條第一項の表の第四号に掲げる法人が施行日前に自動車タクシーミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）第三条第二号の規定による免許を受けた同法第二条第三項に規定する一般自動車タクシーミナルにつき施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に同法第六条第二項に規定する認可を受けた場合における当該認可に係る工事の施行により取得又は建設をする旧法第四十八條第一項の表の第四号に掲げる資産については、なお従前の例による。

12 新法第四十九條第二項の規定は、法人が施行日以後に取得する同項に規定する通気坑道又は排水坑道について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第四十九條第二項に規定する通気坑道又は排水坑道については、なお従前の例による。

13 新法第五十條第一項の規定は、法人が施行日

以後に取得（改良を含む。）又は建設をする同項に規定する構築物について適用し、法人が施行日前に当該取得又は建設をした旧法第五十條第一項に規定する構築物については、なお従前の例による。

14 新法第五十條第二項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する植林費を支出する場合について適用し、法人が施行日前に旧法第五十條第二項に規定する植林費を支出した場合については、なお従前の例による。

15 新法第五十一條の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する特定組合が新法第五十六條の二第一項に規定する事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設について適用し、施行日前に旧法第五十一條第一項に規定する特定組合が旧法第五十六條の二第一項に規定する事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

16 新法第五十二條の二第二項の規定は、施行日以後に開始する各事業年度において生ずる同項に規定する特別償却限度額に係る不足額について適用し、施行日前に開始した各事業年度において生じた旧法第五十二條の二第二項に規定する特別償却限度額に係る不足額については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において生ずる新法第五十二條の二第二項に規定する特別償却限度額に係る不足額がある場合における同項の適用については、同項中「二年」とあるのは、「二年」とする。

17 新法第五十二條の三第二項の規定は、施行日以後に開始する各事業年度において同条第一項の規定により損金の額に算入した金額が同項の特別償却限度額に満たない場合について適用し、施行日前に開始した各事業年度において旧法第五十二條の三第一項の規定により損金の額に算入した金額が同項の特別償却限度額に満たなかつた場合については、なお従前の例による。

この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において新法第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入した金額が同項の特別償却限度額に満たない場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「二年」とする。

18 新法第五十二条の四の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二条の四に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十八条 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。

この場合において、同条第一項に規定する法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額（昭和五十五年改正法の施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和五十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の八・二（当該事業年度終了の時にあっては資本の金額若しくは出資金額が一億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人（以下この項において「中小法人」という。）については、千分の七）に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の六・六（中小法人

については、千分の十三・六）に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の十一・二（中小法人については、千分の二十三）に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で計算した金額の千分の九（中小法人については、千分の十八・四）に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

2 当該事業年度終了の時にあっては資本の金額又は出資金額が五億円を超え、かつ、十億円以下である法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、旧法第五十四条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十五年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

3 前項の規定により積み立てられた旧法第五十四条第一項の中小企業等海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同条第六項から第九項まで及び第十二項から第十四項までの規定の例による。

4 新法第五十五条及び第五十六条の規定は、法人が施行日以後に取得する新法第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する特定株式等並びに施行日前に締結した旧法第五十五条第二項に規定する特定海外工事契約に係る同項に規定する特定海外工事については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。

5 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等取得した場合において、施行日以後に新法第五十五条第四項各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、同項の規定の例による。

6 新法第五十六条の四第一項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る鉄道設備支出金額（同項に規定する特定鉄道設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第五十六条の四第二項に規定する政令で定められた工事に係る当該鉄道設備支出金額については、なお従前の例による。

7 新法第五十六条の五第一項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る発電設備支出金額（同項に規定する特定発電設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第五十六条の五第二項に規定する政令で定められた工事に係る当該発電設備支出金額については、なお従前の例による。

8 新法第五十六条の六第一項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る供給設備支出金額（同項に規定する特定供給設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第五十六条の六第二項に規定する政令で定められた工事に係る当該供給設備支出金額については、なお従前の例による。

9 新法第五十六条の七第一項に規定する法人で施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において旧法第五十六条の七第一項の計画造林準備金を有するものの施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に係る新法第五十六条の七の規定の適用については、同条第一項第二号中「二十八万八千円」とあるのは、「三十三万六千円」とする。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十九条 新法第五十八条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の所得に対する法人税については

は、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十八（次項第三号）」とあるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十五年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の十とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。）に相当する金額」と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の二十八（同項第三号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」と、「百分の四十」とあるのは「百分の五十」とする。

(合併の場合の課税の特例に関する経過措置)

第二十条 旧法第六十六条第一項第一号の森林組合で施行日前に森林組合合併助成法第二十条の規定により同法第四十二条第二項の認定を受けたものが、当該認定を受けた合併をする場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六条第一項第二号に規定する中小漁業者が施行日前に漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第五十一条の認定を受けた中小漁業構造改善計画に従つて合併をする場合における法人税については、なお従前の例による。

3 旧法第六十六条第一項第三号に規定する法人で施行日前に同号に規定する認定を受けたものが合併をする場合における法人税については、なお従前の例による。

4 青色申告書を提出する森林組合で政令で定めるところの施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二十条の規定により同法第四十二条第二項の認定を求め、当該認定を受けて合併をする場合における法人税については、旧法第六十六条及び第六十六条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において

て、旧法第六十六条第一項第一号中「森林組合」とあるのは「森林組合のうち昭和五十五年改正法附則第二十条第四項に規定する政令で定めるもの」と、同法第六十六条第一項第二号中「森林組合合併助成法第二十条」とあるのは「森林組合合併助成法第二十条の規定により同法第四條第二項の認定を求め、当該」とする。

5 旧法第六十六条第一項第二号に規定する中小漁業者で政令で定めるものが施行日から昭和五十七年三月三十一日までの間に漁業再建整備特別措置法第五條第一項の認定を受けた中小漁業構造改善計画に従つて合併をする場合における法人税については、同号中「昭和五十七年三月三十一日」とあるのは「昭和五十七年三月三十一日」と、「中小漁業者」とあるのは「中小漁業者（昭和五十五年改正法附則第二十条第五項に規定する政令で定めるものに限る。）」と、「同法第十條第一項」とあるのは「漁業再建整備特別措置法第十條第一項」として、旧法第六十六条の規定の例による。

6 旧法第六十六条第一項第三号に規定する法人で政令で定めるものが施行日から昭和五十七年三月三十一日までの間に同号に規定する認定を受けて合併をする場合における法人税については、同号中「卸売の業務を行う法人で」とあるのは「卸売の業務を行う法人で、昭和五十五年改正法附則第二十条第六項に規定する政令で定めるもののうち」と、「昭和五十七年三月三十一日」とあるのは「昭和五十七年三月三十一日」と、「同法」とあるのは「卸売市場法」として、同条の規定の例による。

7 第四項の規定の適用がある場合における新法第六十一条及び第六十三条の規定の適用については、新法第六十一条第一項中「二千五百万円を超える事業年度」とあるのは「二千五百万円を超える事業年度（当該法人が昭和五十五年改正法附則第二十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十五年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六条第一

項第一号に規定する認定を受けて同項に規定する合併をした合併法人に該当する場合の当該合併の日を含む事業年度開始の日以後五年以内に終了する各事業年度に該当する事業年度を除く。）」と、新法第六十三条第一項第四号中「合併により」とあるのは「合併（昭和五十五年改正法附則第二十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十五年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」により」とする。

8 第五項又は第六項の規定の適用がある場合における新法第六十三条の規定の適用については、同条第一項第四号中「合併により」とあるのは、「合併（昭和五十五年改正法附則第二十条第五項又は第六項の規定の適用を受けるものを除く。）」により」とする。

第二十一条 旧法第六十六条の三第一項第一号に規定する中小企業者に該当する法人が施行日前に同号に規定する承認を受けた中小企業構造改善計画に従つて現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六条の三第二号に規定する法人で施行日前に同号に規定する承認を受けたものが、当該承認に係る資産を現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

3 旧法第六十六条の三第一項第一号に規定する中小企業者に該当する法人で政令で定めるものが施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に同号に規定する承認を受けた中小企業構造改善計画に従つて現物出資する場合には、同号中「中小企業者」とあるのは「中小企業者（昭和五十五年改正法附則第二十一条第三項に規定する政令で定めるものに限る。）」と、「同法第四條第一項」とあるのは「中小企業近代化促進法第四條第一項」として、同条の規定の例による。

4 前項の規定の適用がある場合における新法第六十三条の規定の適用については、同条第四項中「第六十六条の三」とあるのは、「第六十六条の三（昭和五十五年改正法附則第二十一条第三項を含む。）」とする。

（認定中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置）

第二十二條 旧法第六十八条の二各号に掲げる法人の当該各号に掲げる各事業年度において生じた同条に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

（相続税の特例に関する経過措置）

第二十三條 新法第七十條の七の規定は、施行日以後にする相続税法（昭和五十五年法律第七十三号）第三十八條第一項又は第四十三條第五項の規定による延納の許可に係る相続税について適用し、施行日前にこれらの規定による延納の許可をした相続税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 施行日前にした延納の許可に係る相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうち新法第七十條の七第一項に規定する立木の価額の占める割合が十分の四以上で十分の五未満であるものがある場合には、税務署長は、施行日以後に納期が到来する延納に係る分納税額について、施行日以後最初に到来する納期限（施行日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日から四月を経過する日。次項において同じ。）までに政令で定めるところによりされた当該延納の許可を受けた者の申請により、同条第一項の規定に準じて当該分納税額を変更することができ

る。

3 前項に規定する場合において、施行日前に延納の許可を受けた者が施行日以後最初に到来する延納に係る分納税額の納期限までに新法第七十條の七第四項に規定する書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に

係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについては、同条第二項の規定に準じて計算するものとする。

4 施行日前に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した旧法第七十一条第一項に規定する国債、地方債若しくは社債（以下この項において「借換国債等」という。）に係る相続税又は施行日において借換国債等を有する者から相続若しくは遺贈により取得した当該借換国債等に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十四條 旧法第七十五條の二に規定する公的医療機関の開設者又は社会福祉法人が施行日前に新築し、又は取得した同条に規定する家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前に国から旧法第七十六条に規定する売渡し又は譲与を受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七條の規定は、施行日以後に行われる同条に規定する交換により取得する同条に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七條に規定する交換により取得した同条に規定する土地についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七條の三の規定は、同条に規定する法人が施行日以後に買入れ又は借受けをする同条に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とするものが適当な土地の所有権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七條の三に規定する法人が買入れ又は借受けをした同条に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十七條の四の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二項に規定する交換分合により取得するこれらの規定に規定する農用地等又は準農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七條の四第一項に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二項に規定する交換分合により取得したこれらの規定に規定する農用地等又は準農地についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 施行日前に行われた旧法第七十八條に規定する交換により取得した林野の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八條の三の規定は、施行日以後に同条に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得する同条に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八條の三に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得した同条に規定する土地又は建物についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。この場合において、新法第七十八條の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げるものであるときは、同条に規定する中小企業者が同表の中欄に掲げる期間内に取得する当該土地又は建物の当該登記に係る登録免許税については、同条中「千分の十二」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。

一 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。次号において「昭和五十三年改正法」という。）の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日から昭和五十七年三月三十一日までの期間	千分の九
二 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日から昭和五十七年三月三十一日までの期間	千分の六
三 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が施行日前に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの	施行日から昭和五十七年三月三十一日までの期間	千分の九
四 新法第七十八條の三第二項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十五号。次号において「昭和五十四年改正法」という。）の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地	施行日から昭和五十六年三月三十一日までの期間	千分の九

五 新法第七十八條の三第二項に規定する事業協同組合等が昭和五十四年改正法の施行の前日に取得した土地

施行日から昭和五十六年三月三十一日までの期間

千分の六

8 新法第七十八條の四第三項第二号の規定は、林業信用基金が施行日以後に同号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八條の四第三項第二号に掲げる業務に係る債権を担保するために受けた当該登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 新法第八十一條第三号の規定は、施行日以後にされる同条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一條に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同条第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新法第八十一條の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定を受ける森林組合が、合併をする場合における当該合併により取得する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十一條の二第一項に規定する認定を受けた森林組合が、合併をした場合における当該合併により取得した不動産についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 旧法第八十二條第一項に規定する会社が施行日前に行つた資本の増加又は施行日前に取得した同項第二号に規定する土地若しくは家屋に関する同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 旧法第八十四條に規定する会社が施行日前に行つた同条に規定する資本の増加についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（通行税の特例に関する経過措置）

第二十五條 新法第九十五條の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十六條 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一條第十一項の表以外の部分中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同項の表中「昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで」の間に開始する事業年度「百分の三十」及び「百分の十二」を削る。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七條 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五條中第十四項を第十五項とし、第六項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第十五号）による改正後の租税特別措置法（以下この項、附則第十四條第六項及び第十八條第六項において「昭和五十五年新法」という。）第十二條から第十二條の三までの規定の適用については、昭和五十五年新法第十二條第一項中「前条」とあるのは「前

6 第四項の規定の適用がある場合における昭和五十五年新法第六十一条及び第六十三条の規定の適用については、昭和五十五年新法第六十一条第一項中「二千五百万円を超える事業年度」とあるのは「二千五百万円を超える事業年度」（当該法人が昭和五十三年改正法附則第十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十三年改正法第

3 第一項の規定の適用がある場合における租
税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五
十五年法律第 号）による改正後の租税
特別措置法（以下この項、附則第十六条第三
項及び第二十条第四項において「昭和五十五
年新法」という。）第十二条から第十二条の三
までの規定の適用については、昭和五十五年
新法第十二条第一項中「前条」とあるのは「前
条（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭
和五十四年法律第十五号。第十二条の二及び

律第十五号。第四十五条第一項、第四十五条の二第一項及び第三項並びに第六十三条第一項第四号において「昭和五十四年改正法」という。附則第十六条第一項を含む。」と、昭和五十五年新法第四十五条第一項並びに第四十五条の二第一項及び第三項中「第四十三条」とあるのは「第四十三条（昭和五十四年改正法附則第十六条第一項を含む。）」とする。附則第二十条に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における昭和五十五年新法第六十三条の規定の適用については、同条第一項第四号中「合併により」とあるのは、「合併（昭和五十四年改正法附則第二十条第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。）により」とする。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 附則第二十七條の規定による改正後の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正後の昭和五十三年改正法」という。）附則第五條第六項の規定は、個人が施行日以後に同条第二項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、個人が施行日前に当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十三年改正法附則第十四條第

改正に伴う経過措置）

第三十条 附則第二十八条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（以下この条において「改正後の昭和五十四年改正法」という。）附則第六条第三項の規定は、個人が施行日以後に同条第一項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、個人が施行日前に当該減価償却資産をその事業

- 2 個人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。第四項において同じ。）をした改正後の昭和五十四年改正法附則第六条第四項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の昭和五十四年改正法附則第十六条第三項の規定は、法人が施行日以後に同条第一項

- 4 法人が施行日前に取得等をした改正後の昭和五十四年改正法附則第十六条第四項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 5 改正後の昭和五十四年改正法附則第二十条第四項の規定は、法人が施行日以後に同条第一項

又は第二項の規定の適用を受ける場合における法人税について適用し、法人が施行日前に同条第一項又は第二項の規定の適用を受けた場合における法人税については、なお従前の例による。

(中小企業近代化促進法の一部改正)

第三十一条 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第五項中「法人税又は」を削る。

(卸売市場法の一部改正)

第三十二条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七十三條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「租税特別措置法」の下に「(昭和三十一年法律第二十六号)」を加え、同項を同条第二項とする。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第三十三条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十六條第四項中「租税特別措置法第五十五条第三項第一号」を「租税特別措置法第五十五条第二項第一号」に改める。

第二十一條第一項中「第六十六條」を削る。

(中小企業事業転換対策臨時措置法の一部改正)

第三十四條 中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十一年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、小口消費者金融業法案(衆)

一、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

小口消費者金融業法案
小口消費者金融業法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 免許(第三条―第十三条)
- 第三章 業務(第十四条―第三十条)
- 第四章 監督(第三十一条―第四十条)
- 第五章 雑則(第四十一条―第四十四条)
- 第六章 罰則(第四十五条―第五十条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、小口消費者金融業を営む者について免許制度を実施し、その事業の規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者の保護を図るとともに小口消費者金融業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小口消費者金融業」とは、物上担保なしに個人に対して消費生活その他に必要な資金に充てるための金銭の貸付けをする行為で業として行うものをいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- 一 国及び地方公共団体が行うもの
- 二 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫、日本輸出入銀行、日本開発銀行、銀行、信託会社、保険会社、証券金融会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、塩業組合その他その業を行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
- 三 労働組合、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八八条の二(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十号)において準用する場合を含む。及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条の団体並びに国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十八条の二の組合が

その直接又は間接の構成員に対して行うもの

四 事業者がその従業者に対して行うもの

五 物品の売買、運送若しくは保管又は物品の売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの

2 この法律において「小口消費者金融業者」とは、次条第一項の免許を受けて小口消費者金融業を営む者をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 小口消費者金融業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所(以下単に「営業所」という。)を設置してその事業を営もうとする場合にあっては大蔵大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 前項の免許は、三年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつてその効力を失う。

(免許の申請)

第四条 前条第一項の免許を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては大蔵大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した免許申請書を提出しなければならない。

- 一 小口消費者金融業経歴書
 - 二 次条第一項各号に該当しないことを誓約する書面
 - 三 業務の方法を記載した書面
 - 四 その他大蔵省令で定める書面
- (免許の基準)
- 第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。
- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
 - 三 この法律、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)若しくは貸金業者の自主規制の助長に関する法律(昭和四十七年法律第二百二号)の規定に違反し、又は小口消費者金融業を営むに当たり、物価統制令(昭和二十一年勅令第九十八号)第十二条の規定に違反し、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
 - 四 第三十三条第八号又は第九号に該当することにより免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれ

らに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項、第三十二条第一項及び第三十三条において同じ。）であつた者で当該取消の日から三年を経過しないものを含む。）

五 小口消費者金融業者、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第七條第一項に規定する貸金業（同法第九條の規定の適用により同項に規定する貸金業に該当するものを含む。以下「貸金業」という。）に關し不正又は著しく不当な行為をした者で当該行為の日から三年を経過しないもの

六 小口消費者金融業者に關し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者

七 小口消費者金融業者の營業に關し成年者同一の能力を有しない未成年者又は法定代理人が前各号の一に該当する未成年者

八 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第六号までの一に該当する者のあるもの

九 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第六号までの一に該当する者のあるもの

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、免許をしない場合においては、その理由を付した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

（免許書の交付）
第六條 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三條第一項の免許をしたときは、免許証を交付しなければならない。

たとき。
二 都道府県知事の免許を受けた者が当該都道府県の区域内における營業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に營業所を設置することとなつたとき。

三 都道府県知事の免許を受けた者が二以上の都道府県の区域内に營業所を有することとなつたとき。

（小口消費者金融業者名簿）
第八條 大蔵省及び都道府県に、それぞれ小口消費者金融業者名簿を備える。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、小口消費者金融業者名簿に、その免許を受けた小口消費者金融業者に関する次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 免許証番号及び免許の年月日
二 商号、名称又は氏名及び住所
三 法人である場合において、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人の氏名及び住所並びに政令で定める使用人の氏名及び住所

四 個人である場合において、政令で定める使用人の氏名及び住所
五 營業所の名称及び所在地
六 その他大蔵省令で定める事項
（変更の届出）

第九條 小口消費者金融業者は、前條第二項第二号から第六号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、大蔵省令で定めるところにより、二週間以内、その旨をその免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（小口消費者金融業者名簿等の閲覧）
第十條 大蔵大臣又は都道府県知事は、大蔵省令で定めるところにより、小口消費者金融業者名簿並びに免許の申請及び前條の届出に係る書類又はこれらの写しを一般の閲覧に供しなければならない。

該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨をその免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 小口消費者金融業者が死亡した場合、その相続人
二 法人が合併により消滅した場合、その法人を代表する役員であつた者
三 小口消費者金融業者が破産した場合、その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合、その清算人
五 小口消費者金融業者を廃止した場合、小口消費者金融業者であつた個人又は小口消費者金融業者であつた法人を代表する役員

2 前項第三号から第五号までの規定により届出があつたときは、第三條第一項の免許は、その効力を失ふ。

（無免許事業等の禁止）
第十二條 第三條第一項の免許を受けない者は、小口消費者金融業者を営んではならない。

2 第三條第一項の免許を受けない者は、小口消費者金融業者を営む旨の表示をし、又は小口消費者金融業者を営む目的をもつて、広告をしてはならない。

（名義貸しの禁止）
第十三條 小口消費者金融業者は、自己の名義をもつて、他人に小口消費者金融業者を営ませてはならない。

第三章 業務
（業務処理の原則）
第十四條 小口消費者金融業者は、資金需要者である顧客及びその関係人に対し、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。

2 小口消費者金融業者が顧客に対して金銭を貸し付ける場合には、その貸付けの期間は、二年を超えてはならない。

（担保の制限）
第十六條 小口消費者金融業者は、保証人による保証を除き、いかなる名義をもつてするかを問はず、顧客に担保の提供を求めてはならない。

2 小口消費者金融業者は、保証人による保証を求める場合には、当該營業所において現に金銭の貸付けを受けている者を保証人としてはならない。

（業務の制限）
第十七條 小口消費者金融業者は、貸金業を行つてはならない。

第十八條 小口消費者金融業者は、相手方の住所、氏名その他その相手方又は代理人の申出に係る事項が真実であることを確認した後でなければ、金銭の貸付けに關する契約を締結してはならない。

第十九條 小口消費者金融業者は、弁済の實力のない者に対してみだりに金銭を貸し付け、又はこれと保証契約を締結してはならない。

第二十條 小口消費者金融業者は、その營業所以外の場所、金銭の貸付けの契約を締結してはならない。

2 小口消費者金融業者は、金銭の貸付けの契約を締結した營業所以外の場所、当該契約に係る金銭を交付してはならない。

第二十一條 小口消費者金融業者は、金銭の貸付けに際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 白紙委任状を取得する行為

二 金銭の貸付けを受けようとする者に対し、物品の購入若しくは借入れ、商品券、飲食券その他これらに類するものの購入又は他人の債務の引受け若しくは保証を強要し、又は勧誘する行為

第二十二條 小口消費者金融業者は、小口消費者金融業者以外の者に、その金銭の貸付けに係る

債権の取立てを委任し、又はその債権を譲渡し
てはならない。ただし、小口消費者金融業者を廃
止しようとする場合その他特別な事情がある場
合において、その免許を受けた大蔵大臣又は都
道府県知事の承認を受けたときは、この限りで
ない。

第二十三条 小口消費者金融業者は、その金銭の
貸付けに係る債権の取立てに関し、次の各号に
掲げる行為をしてはならない。

一 正当な理由がなく、早朝又は深夜に金銭の
貸付けの契約の相手方（以下「借主」という。）に
保証人又はこれらの者と縁故のある者（以下
「縁故者」という。）の住居を訪問する行為
二 金銭の貸付けに関する事項をみだりに流布
する行為

三 縁故者に対し、当該借主若しくは保証人に
係る債務の支払を強要し、又は当該債務の引
受け若しくは保証を強要する行為

四 前各号に掲げるもののほか、借主、保証人
若しくは縁故者を威迫し、又はその私生活若
しくは業務の平穩を害するような言動により
これらの者を困惑させる行為

2 小口消費者金融業者は、借主又は保証人に対
し、返済に要する金銭を他の小口消費者金融業
者、貸金業を行う者又はその他の第三者から借
り入れることを強要してはならない。

（利率等の揭示等）

第二十四条 小口消費者金融業者は、その営業所
ごとに、その見やすい場所に、大蔵省令で定め
るところにより、利率、利息計算の方法その他
その業務に係る契約の内容となるべき事項を掲
示しなければならない。

2 前項の利息計算の方法の揭示については、具
体的な例を表示しなければならない。

3 小口消費者金融業者は、第一項に規定する事
項に係る揭示の内容と異なり、かつ、顧客の不
利益となるような契約をしてはならない。

（書面の交付等）

第二十五条 小口消費者金融業者は、金融の貸付
けの契約を締結したときは、借主に、直ちに、
大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事
項を記載した書面を交付しなければならない。

一 小口消費者金融業者の商号、名称又は氏名
及び住所

二 貸付けの契約を締結した営業所の名称及び
所在地並びに締結に当たつた者の氏名

三 貸付金の額

四 返済金（利息の支払分を含む、以下同じ。）
の返済の時期及び方法

五 返済金の額（分割返済の場合にあつては、
返済金の総額及び各回の返済金の額）

六 利息計算の方法及び利息の額（分割返済の
場合にあつては、利息の総額及び各回の利息
の額）

七 返済金を当該返済の時期までに返済しな
かつた場合の措置に関する事項

八 借主の住所及び氏名

九 貸付けの年月日

十 前各号に定めるもののほか、大蔵省令で定
める事項

2 小口消費者金融業者は、金銭の貸付けの契約
について保証契約を締結したときは、直ちに、
大蔵省令で定めるところにより、前項各号に掲
げる事項を記載した書面及び当該保証契約の内
容を明らかにする事項で大蔵省令で定めるもの
を記載した書面を当該保証人に交付しなければ
ならない。

3 小口消費者金融業者は、前二項の規定により
作成した書面の写しを、当該契約に係る返済の
終了の日から二年を経過する日まで、保存しな
ければならない。

（受取証書の交付）

第二十六条 小口消費者金融業者は、その金銭の
貸付けに係る債権の全部又は一部について返済
金を受領したときは、その受領の都度、直ちに、
当該返済に係る金銭の貸付けに関する契約に関
する事項、受領した返済金の元利充当に関する
事項その他の大蔵省令で定める事項を記載した
書面を当該返済をした者に対して交付しなけれ
ばならない。

（広告）

第二十七条 小口消費者金融業者は、その金銭の
貸付けに関して広告をするときは、大蔵省令で
定めるところにより、利率、利息計算の方法、
貸付けの条件及び返済の方法を表示しなければ
ならない。

（帳簿の備付け）

第二十八条 小口消費者金融業者は、大蔵省令で
定めるところにより、その営業所ごとに、その
金銭の貸付けに関する帳簿を備え、借主ごとに、
貸付金の額、貸付けの年月日、返済の状況その
他大蔵省令で定める事項を記載しなければなら
ない。

（標識の揭示）

第二十九条 小口消費者金融業者は、その営業所
ごとに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定
める標識を掲げなければならない。

（証明書の携帯等）

第三十条 小口消費者金融業者は、大蔵省令で定
めるところにより、従業者は、その従業者であ
ることを証する証明書を携帯せなければならない。
その者をその業務に従事させてはならない。

2 従業者は、関係人の請求があつたときは、前
項の証明書を提示しなければならない。

第四章 監督

（指示）

第三十一条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その
免許を受けた小口消費者金融業者が次の各号の
一に該当する場合には、当該小口消費者金融業
者に対して、必要な指示をすることができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 業務に関しこの法律以外の法令に違反し、
小口消費者金融業者として不適当であると認
められるとき。

2 都道府県知事は、大蔵大臣の免許を受けた小
口消費者金融業者で当該都道府県の区域内にそ
の営業所を設けて業務を行うものが、その営業

所に係る業務に関し、前項各号の一に該当する
場合においては、当該小口消費者金融業者に対
して、必要な指示をすることができる。

（業務の停止）

第三十二条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その
免許を受けた小口消費者金融業者が次の各号の
一に該当する場合においては、当該小口消費者
金融業者に対し、一年以内の期間を定めて、そ
の業務の全部又は一部の停止を命ずることがで
きる。

一 前条第一項第二号に該当するとき。

二 第十三条又は第十五条から第二十七条まで
（第二十五条第三項を除く。）の規定に違反し
たとき。

三 前条の規定による指示に従わないとき。

四 この法律の規定に基づく大蔵大臣又は都道
府県知事の処分に違反したとき。

五 前四号に規定する場合のほか、小口消費者
金融業者に関し不正又は著しく不当な行為をし
たとき。

六 未成年者である場合において、その法定代
理人が第五条第一項第五号に該当するに至つ
たとき。

七 法人である場合において、その役員又は政
令で定める使用人のうちに第五条第一項第五
号に該当する者があるに至つたとき。

八 個人である場合において、政令で定める使
用人のうちに第五条第一項第五号に該当する
者があるに至つたとき。

2 都道府県知事は、大蔵大臣の免許を受けた小
口消費者金融業者で当該都道府県の区域内にそ
の営業所を設けて業務を行うものが、その営業
所に係る業務に関し、前項第一号から第五号ま
での一に該当する場合においては、当該小口消
費者金融業者に対し、一年以内の期間を定めて、
その営業所に係る業務の全部又は一部の停止を
命ずることができる。

（免許の取消し）

第三十三条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その

免許を受けた小口消費者金融業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該免許を取り消さなければならない。

一 第五条第一項第一号から第三号までの一に該当するに至つたとき。

二 未成年者である場合において、その法定代理人が第五条第一項第一号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

三 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに第五条第一項第一号から第四号までの一に該当する者があるに至つたとき。

四 個人である場合において、政令で定める使用人のうちに第五条第一項第一号から第四号までの一に該当する者があるに至つたとき。

五 第七条各号の一に該当する場合において第三条第一項の免許を受けていないことが判明したとき。

六 免許を受けてから一年以上以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。

七 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第三号から第五号までの一に該当する事実が判明したとき。

八 不正の手段により第三条第一項の免許を受けたとき。

九 前条第一項各号の一に該当し状況が特に重いととき、又は同条の規定による業務の停止の処分違反したとき。

第三十四条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた小口消費者金融業者の営業所の所在地を確知できないとき、又はその免許を受けた小口消費者金融業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在をいう。）を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該小口消費者金融業者から申出がないときは、当該小口消費者金融業者の免許を取り消すことができる。

（聴聞）

第三十五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十一条から第三十三条までの規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該小口消費者金融業者（法人である場合においては、その役員。第三項において同じ。）又はその代理人の出頭を求めて、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合においては、大蔵大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該小口消費者金融業者に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の通知及び公示をした場合において、当該小口消費者金融業者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞の期日に出頭しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第三十一条から第三十三条までの規定による処分をすることができる。

4 大蔵大臣又は都道府県知事は、第一項の場合において、当該小口消費者金融業者の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第三十一条から第三十三条までの規定による処分をすることができる。

（監督処分の公告等）

第三十六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十二条から第三十四条までの規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

2 都道府県知事は、第三十一条第二項又は第三十二条第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

（不正事実等の申告）

第三十七条 何人も、小口消費者金融業者の業務につき不正、不当又は不誠実な行為があると認めるときは、大蔵大臣又は都道府県知事に對し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（業務報告書）

第三十八条 小口消費者金融業者は、事業年度（事業年度の定めがないときは、毎年四月から翌年三月までとする。）ごとに業務報告書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、その免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事に提出し、かつ、これを営業所に備えて置かなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合においてその免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事の承認を受けたときは、その承認を受けた期間、その提出を延期することができる。

2 前項の業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

（指導等）

第三十九条 大蔵大臣はすべての小口消費者金融業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内においてその業務を行う小口消費者金融業者に対して、小口消費者金融業者の適正な運営を確保し、又は小口消費者金融業者の健全な発達を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（報告及び検査）

第四十条 大蔵大臣はすべての小口消費者金融業者を営む者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において小口消費者金融業者を営む者に対して、小口消費者金融業者の適正な運営を確保するため必要があるときは、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に営業所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（登録免許税及び手数料）

第四十一条 第三条第一項の免許のうち大蔵大臣の免許を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を、同項の免許のうち都道府県知事の免許を受けようとする者及び同条第二項の免許の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

（免許の取消し等に伴う取引の結了）

第四十二条 第三条第二項若しくは第十一条第二項の規定により免許が効力を失つたとき、又は小口消費者金融業者が同条第一項第一号若しくは第二号に該当したとき、若しくは第三十三条若しくは第三十四条の規定により免許を取り消されたときは、当該小口消費者金融業者であつた者又はその一般承継人は、当該小口消費者金融業者が締結した契約に基づく取引を終了する目的の範囲内においては、なお小口消費者金融業者とみなす。

（権限の委任）

第四十三条 大蔵大臣は、地方支分部局の長に對し、政令で定めるところにより、この法律による権限の全部又は一部を委任することができる。

（省令への委任）

第四十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく登録の申請、届出の手續きその他この法律を実施するために必要な事項は、大蔵省令で定める。

第六章 罰則

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（登録免許税及び手数料）

第四十一条 第三条第一項の免許のうち大蔵大臣の免許を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を、同項の免許のうち都道府県知事の免許を受けようとする者及び同条第二項の免許の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

（免許の取消し等に伴う取引の結了）

第四十二条 第三条第二項若しくは第十一条第二項の規定により免許が効力を失つたとき、又は小口消費者金融業者が同条第一項第一号若しくは第二号に該当したとき、若しくは第三十三条若しくは第三十四条の規定により免許を取り消されたときは、当該小口消費者金融業者であつた者又はその一般承継人は、当該小口消費者金融業者が締結した契約に基づく取引を終了する目的の範囲内においては、なお小口消費者金融業者とみなす。

一 不正の手段によつて第三条第一項の免許を受けた者

二 第十二条第一項の規定に違反した者

三 第十三条の規定に違反して他人に小口消費者金融業を営ませた者

四 第三十二条の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

第四十六条 第十五条、第十六条第一項又は第十七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の免許申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十二条第二項、第十六条第二項、第二十条、第二十四条、第二十五条第一項若しくは第二項、第二十六条又は第二十七条の規定に違反した者

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十五条第三項、第二十九条又は第三十条第一項の規定に違反した者

三 第二十八条の規定による帳簿を備え付けず、又はこれに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

四 第三十八条の規定による業務報告書の提出をせず、若しくは業務報告書に虚偽の記載をし、又は同条の規定に違反して業務報告書を備えて置かなかつた者

五 第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十条 第十一条第一項の規定による届出を怠つた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正)

第二条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「金銭の貸付」を「金銭の貸付け(物上担保なしに個人に対して行うものを除く。)」に、「附随」を「付随」に改める。

第九条を次のように改める。

(金銭の貸付け等とみなす場合)

第九条 手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は授受は、第二条第三項及び第三条から第六条までの規定の適用については、金銭の貸付け又は金銭の貸借と、第七条の規定の適用については、物上担保なしに個人に対して行う金銭の貸付け以外の金銭の貸付け又は金銭の貸借とみなす。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際小口消費者金融業を営んでいる者でこの法律による改正前の出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第七條第一項前段の規定による届出をしているものは、この法律の施行の日から六月間(以下「経過期間」という。)は、第三条第一項の免許を受けなくても、引き続き小口消費者金融業を営むことができる。その者が経過期間内に当該免許の申請をした場合において、経過期間を経過したときは、その申請に対し免許をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

2 前項の規定により引き続き小口消費者金融業を営むことができる者は、第三条第一項の規定にかかわらず、経過期間内に同項の免許を受け

なかつた場合にあつては経過期間を経過した日まで、経過期間内に免許の申請をして経過期間の経過後当免許をしない旨の処分があつた場合にあつてはその処分のあつた日までに小口消費者金融業を営むにつき締結した契約に基づく取引を終了する目的の範囲内に限り、なお引き続き小口消費者金融業を営むことができる。

3 前二項の規定により引き続き小口消費者金融業を営むことができる者については、この附則に別段の定めがあるものを除くほか、なお従前の例による。

4 第十四条、第十八条、第十九条、第二十三条、第三十一条、第三十五条(第三十一条に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十九条及び第四十条(同条に係る罰則を含む。))の規定は、第一項及び第二項の規定により引き続き小口消費者金融業を営むことができる者に適用する。この場合において、当該引き続き小口消費者金融業を営むことができる者は、第三条第一項の規定により大蔵大臣の免許を受けた小口消費者金融業者とみなす。

第四条 前条第一項に規定する者が、この法律による改正後の出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(以下「新法」という。)第七條第一項に規定する貸金業(新法第九条の規定の適用により同項に規定する貸金業に該当する場合を含む。以下同じ。)をも行つている場合において、その者が、経過期間内に第三条第一項の免許を申請し、その申請に対し免許を受けたときは、その者は、当該免許を受けた日において、新法第七條第一項に規定する貸金業を廃止し、同条第二項の規定によりその旨を届け出たものとみなす。

2 前条第一項に規定する者で新法第七條第一項に規定する貸金業を行つていないものが、経過期間内に第三条第一項の免許を受けなかつた場合又は経過期間内に免許の申請をして経過期間の経過後当該免許をしない旨の処分があつた場合において、新法第七條第一項に規定する貸金

業を開始しないときは、その者は、政令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

3 前項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

4 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。))の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

5 前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五条 附則第三條第一項に規定する者で、貸金業者の自主規制の助長に関する法律第三條第一項の庶民金融業協会の会員であるものが、前条第一項又は第二項に規定する場合に該当するときは、当該会員は、当該免許を受けた日又は同条第二項の規定により届け出た日に当該庶民金融業協会を当然退会する。

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる貸金業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十四号の次に次のように加える。

二十四の二 小口消費者金融業の免許

小口消費者金融業法(昭和五十五年法律第
十四号)の大蔵大臣がする小口消費者金融業の免許(更新の免許を
除く。)

号 第三条第一項 免許件数

一件につき
九万円

(大蔵省設置法の一部改正)

第八条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四
十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第七号中「及び無尽業」を「
無尽業及び小口消費者金融業」に改め、同条第
三項中「検査に関するもの」の下に「並びに小
口消費者金融業者に対する立入検査に関するも
の」を加える。

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関
する法律の一部を改正する法律案

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関
する法律の一部を改正する法律案

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関
する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)の一部
を次のように改正する。

第五条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「百九
五パーセント」を「四十・一五パーセント」に、
「百九・八パーセント」を「四十・二六パーセン
ト」に、「〇・三パーセント」を「〇・一パーセン
ト」に、「こえる」を「超える」に、「三十万円」
を「三百万円」に改め、同条第二項を削り、同条
第三項中「第一項」を「前項」に、「貸付」を「貸
付け」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四
項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条
第三項とし、同条第五項中「貸付」を「貸付け」
に改め、同項を同条第四項とする。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行
する。

(質屋営業法の一部改正)

2 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)
の一部を次のように改正する。

第三十六条を削る。

3 この法律の施行前にした利息(債務の不履行
について予定される賠償額を含む。以下同じ)
の契約に係るこの法律の施行後の利息の受領に
ついては、なお従前の例による。

三月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、一般消費税新設反対に関する請願(第八六
三号)(第八七八号)

二、税理士法改正案反対に関する請願(第九一
二号)(第九一三号)(第九一四号)(第九一五
号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)
(第九一九号)(第九二〇号)(第九二二号)(第
九二二号)(第九二二二号)(第九二四号)(第九二
五号)(第九二六号)(第九二七号)

三、一般消費税導入反対に関する請願(第九二
九号)(第九三〇号)

四、税理士法改正案反対に関する請願(第九三
五号)

五、医業税制改善に関する請願(第九四二二
号)

六、税理士法の一部改正案反対に関する請願
(第九五三三号)

七、税理士法改正案反対に関する請願(第九九
八号)

八、税理士法の一部改正案反対に関する請願
(第九九九号)

九、一般消費税実施反対等に関する請願(第一
〇〇三三号)

一、税理士法の一部改正案反対に関する請願
(第一〇一九号)(第一〇二四号)

二、一般消費税新設反対に関する請願(第一〇
二九号)(第一〇七五号)

三、家具物品税撤廃に関する請願(第一〇七六
号)

四、税理士法の一部改正案反対に関する請願(第
一〇七七号)(第一〇七八号)

五、税理士法改正案反対に関する請願(第一〇七
九号)

第八六三三号 昭和五十五年二月二十二日受理
一般消費税新設反対に関する請願

請願者 神戸市須磨区白川台二ノ四五ノ二
白川台住宅四ノ三〇四 石上敦子
外二万五千五百五十四名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第八七八号 昭和五十五年二月二十二日受理
一般消費税新設反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市緑丘一ノ二〇ノ二
柏木尚外一万二千七百七十三名

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第九一二二号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 大阪市生野区中川四ノ一八ノ二〇
森川 正一君
外二百七十九名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九一三三三号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 東京都荒川区西日暮里一ノ二二ノ
六 小泉英世外二百八十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九一四四号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 東京都大田区仲六郷二ノ三九ノ八
佐々木泰司外二百七十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九一五五号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 大阪市生野区桃谷二ノ一三ノ二八
増井武一外二百七十九名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九一六六号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市長堂二ノ九五 増
井博外二百七十九名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九一七七号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市高井田中一ノ四
武野英男外二百七十九名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九一八八号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 大阪市生野区田島町一ノ二一ノ一七
平野義典外二百七十九名

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九一九九号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 東京都荒川区西日暮里一ノ二二ノ
六 小泉英世外二百八十名

紹介議員 上田耕一郎君

請願者 大阪市東淀川区北大道町二ノ一〇
八 野口昌広外二百七十九名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九二〇号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 長野県駒ヶ根市下平 小沢広幸外
二百八十名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九二二号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 長野県伊那市中央区中央通 久保
田幸次外二百八十名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九二二号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 東京都荒川区町屋四ノ四ノ一六
権田イツ外二百八十名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九二二号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 東京都荒川区町屋四ノ四ノ一六
権田イツ外二百八十名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九二二号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 東京都荒川区町屋四ノ四ノ一六
権田イツ外二百八十名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九二二号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 東京都荒川区町屋四ノ四ノ一六
権田イツ外二百八十名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九二二号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 東京都荒川区町屋四ノ四ノ一六
権田イツ外二百八十名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九二二号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 東京都荒川区町屋四ノ四ノ一六
権田イツ外二百八十名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九二二号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 東京都荒川区町屋四ノ四ノ一六
権田イツ外二百八十名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九二二号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 東京都荒川区町屋四ノ四ノ一六
権田イツ外二百八十名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九二五号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 兵庫県川西市下加茂一ノ一九ノ二
八 井野口清外二百八十名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九二六号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 東京都荒川区町屋五ノ二ノ七 谷
口弘外二百八十名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九二七号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 東京都大田区仲六郷二ノ四二ノ三
小林義則外二百七十九名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九二九号 昭和五十五年二月二十五日受理
一般消費税導入反対に関する請願
請願者 山梨県甲府市山宮町二、〇九二ノ
一八 田草川恒子外三名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九三〇号 昭和五十五年二月二十五日受理
一般消費税導入反対に関する請願
請願者 山梨県甲府市小松町六二五 中山
淳子外三名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九三五号 昭和五十五年二月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 北九州市八幡西区大膳二ノ四ノ二
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

七 奥田幸男外五百五十七名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九四二号 昭和五十五年二月二十五日受理
医療税制改善に関する請願
請願者 名古屋市中区和区妙見町一九ノ二愛
知県保険協会内 阿久根陸外三
十七名
紹介議員 森下 昭司君
医療税制改善のため、早急に次の事項について実
現を図りたい。

一、個人開業医については医療の近代化を図るた
め、青色・白色の別なく所得を医療所得と個人
所得（院長所得）に分離し、医療の公共性、社
会保険による制約性等に見合った医療基礎控除
（仮称）を設けること。なお現行のみなし法人
課税制度についても医療基礎控除を認めるこ
と。

二、医療法を改正し、医師が一人でも医療法人化
できる措置を講ずること。また医療法人につい
ても医療基礎控除を認めること。

三、医療相続人が引き続き医療を継続する場合
医療用固定資産及び医療法人資産に係る相続税
は納税猶予措置を講ずること。

四、これまで長期にわたり概算経費率方式（租税
特別措置法第二十六条）が認められてきたこと
を考慮し、経費率の刻み収入金額をスライドす
ること。

理由
政府は、第八十七回国会において、社会保険診療
報酬課税の特例が「不公平税制の典型」であると
して医療にふさわしい税制の未整備のまま、収入
別五段階階級制を実施した。しかし、同国会の衆議
院大蔵委員会並びに予算委員会分科会などでは各
党派を問わず、医療のもつ公共性・特殊性などを
考慮した医療税制の整備の必要性がとられ、政府
も医療のあり方との関連で医療税制の検討を約す
ることを明らかにした。また、これに関連して衆

議院大蔵委員会では全会一致で「社会保険診療報
酬課税の特例については、社会保険診療報酬の推
移、医療のものの特殊性とその健全経営の確保等を
総合的に配慮しつつ、合理的な税制のあり方をさ
らに検討すること」との附帯決議がなされている。

第九五二号 昭和五十五年二月二十六日受理
医療税制改善に関する請願
請願者 愛知県蒲郡市中央本町二六ノ一〇
井沢敏雄外五十名
紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九五三三号 昭和五十五年二月二十六日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 神奈川県相模原市青葉三ノ一九ノ
七 秋山幸雄外三十四名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九五八号 昭和五十五年二月二十七日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 東京都板橋区小豆沢二ノ一六ノ七
三田勇外百九十九名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第九九九号 昭和五十五年二月二十七日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 東京都荒川区東尾久五ノ二九ノ八
大泉清外二百六十五名
紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第一〇〇三三号 昭和五十五年二月二十七日受理
一般消費税実施反対等に関する請願
請願者 東京都葛飾区新堀二ノ一六ノ二一
和田ハル子外百五十六名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第一二二五号 昭和五十五年二月二十九日受理
税理士法改正案の廃案に関する請願
請願者 東京都豊島区西池袋五ノ八ノ九
田中恵子外三十名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第一二二六号 昭和五十五年二月二十九日受理
税理士法改正案の廃案に関する請願
請願者 東京都調布市入間町一ノ二六ノ一
二 鈴木茂外三十名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第一二二七号 昭和五十五年二月二十九日受理
税理士法改正案の廃案に関する請願
請願者 東京都豊島区南大塚三ノ三一ノ一
佐川英雄外三十名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第一二二八号 昭和五十五年二月二十九日受理
税理士法改正案の廃案に関する請願
請願者 東京都北区堀船二ノ二七ノ二ノ一
二〇 稲川理一外三十名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第一二二九号 昭和五十五年二月二十九日受理
税理士法改正案の廃案に関する請願
請願者 東京都大田区東矢口一ノ九ノ一七
齊藤昭外三十名

紹介議員 宮本 顯治君
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第一二三〇号 昭和五十五年二月二十九日受理
税理士法改正案の廃案に関する請願
請願者 川崎市中原区上小田中八〇一ノ五

山田節子外三十名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第一二三一号 昭和五十五年二月二十九日受理
税理士法改正案の廃案に関する請願
請願者 埼玉県入間市扇町屋二ノ七 石原
恵子外三十名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第一二三二号 昭和五十五年二月二十九日受理
税理士法改正案の廃案に関する請願
請願者 東京都東久留米市幸町一ノ二二ノ
三 小山登外三十名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第一二三四号 昭和五十五年二月二十九日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 横浜市中区本郷町三ノ一〇四 師
岡道夫外四十九名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第一二三五号 昭和五十五年二月二十九日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 東京都墨田区墨田三ノ一二ノ七
長谷川四郎外三千七百五十二名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第一二五六号 昭和五十五年二月二十九日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 横浜市中区大田通九九 村山
末男外三千五百三十一名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第一二五七号 昭和五十五年二月二十九日受理
一般消費税新設反対に関する請願
請願者 京都市左京区松ヶ崎杉ヶ海道町四
ノ二一 東上初美外四千四百九十六
名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第一二六七号 昭和五十五年三月一日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 京都市中京区西ノ京冷泉町八〇
村山佳也外五百四十七名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第二二〇四号 昭和五十五年三月三日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 広島県呉市天応町九六一 小川悦
子外百三十二名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二二二五号 昭和五十五年三月三日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 東京都葛飾区東立石一ノ二〇ノ七
小野寺兼吉外十五名

紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第二二三〇号 昭和五十五年三月三日受理
一般消費税反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市青木二ノ五ノ一九
中島明美外六百八十二名

紹介議員 小巻 敏雄君
国民生活はもとより、大学の教育・研究・診療活
動に重大な支障をもたらす一般消費税の導入を行
わないようにされたい。

第二二三九号 昭和五十五年三月四日受理

税理士法改正案反対に関する請願
請願者 東京都北区十条四ノ一四ノ一三
千葉友美外二百九十九名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二二四四号 昭和五十五年三月四日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 兵庫県芦屋市西山町八八ノ一 今
里肇外六十名

紹介議員 市川 正二君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第二二四五号 昭和五十五年三月四日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 東京都目黒区中町二ノ一ノ一 安
藤弘外六十名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第二二四六号 昭和五十五年三月四日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 東京都墨田区東向島三ノ三ノ一二
鈴木茂雄外六十一名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第二二四七号 昭和五十五年三月四日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市本町一ノ二ノ二三 中
川清外六十一名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第二二四八号 昭和五十五年三月四日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市笠屋町二〇ノ二〇
石原真一外六十名
紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二四九号 昭和五十五年三月四日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上鳴尾町三ノ八 杉

本英治外六十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二五〇号 昭和五十五年三月四日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市浜芦町九ノ八 寺

田嘉作外六十名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二五一号 昭和五十五年三月四日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市甲子園浦風町二ノ一

九 岸田弘美外六十名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二五二号 昭和五十五年三月四日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願

請願者 東京都東大和市中央四ノ一、〇二

九ノ三〇 大西時広外六十名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二五三号 昭和五十五年三月四日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願

請願者 埼玉県蕨市南町三ノ四ノ一五 北

村栄三郎外六十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二五四号 昭和五十五年三月四日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願

請願者 東京都目黒区碑文谷一ノ一九ノ二
一 第二大和荘内 大村博外六十名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二五五号 昭和五十五年三月四日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町二九ノ一

二 安達一馬外六十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二五六号 昭和五十五年三月四日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀五ノ二二ノ

五 山崎一郎外六十名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二五七号 昭和五十五年三月四日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市苦楽園一番町一ノ一

七 片山清外六十名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二五八号 昭和五十五年三月四日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願

請願者 東京都杉並区成田東四ノ一六ノ一

四 斉藤健蔵外六十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二五九号 昭和五十五年三月四日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願

請願者 香川県三豊郡高瀬町上高瀬一、九

三〇ノ一 成行満雄外六十名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二九七号 昭和五十五年三月五日受理

税理士法改悪反対に関する請願

請願者 大阪府南区瓦屋町一ノ一四 岡田

康男外九百名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第二二九八号 昭和五十五年三月五日受理

税理士法改悪反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区中町二ノ四一ノ四

浅海泰一外百五十五名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第三一三六号 昭和五十五年三月五日受理

税理士法改悪反対に関する請願

請願者 神戸市生田区加納町三ノ一ノ七八

美野正博外六百五十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第三一三三三号 昭和五十五年三月六日受理

税理士法改悪反対に関する請願

請願者 東京都豊島区巣鴨五ノ四八ノ五

上田まり外二百四十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第三一三四号 昭和五十五年三月六日受理

税理士法改悪反対に関する請願（九十七通）

請願者 兵庫県揖保郡御津町朝臣一、二六

六ノ六 諫山慶子外九百七十一名

紹介議員 円山 雅也君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第三一三五号 昭和五十五年三月六日受理

税理士法改悪反対に関する請願

請願者 神戸市生田区中山手通二ノ三九

松縄一外二百二十二名
紹介議員 円山 雅也君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第三号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三	四	三	なし崩した	なし崩しに
五	一	から終わり	あるいは	あるいはと
五	二	から終わり	あるいは	あるいはと
五	三	から終わり	あるいは	あるいはと
五	四	から終わり	あるいは	あるいはと
五	五	から終わり	あるいは	あるいはと
五	六	から終わり	あるいは	あるいはと
五	七	から終わり	あるいは	あるいはと
五	八	から終わり	あるいは	あるいはと
五	九	から終わり	あるいは	あるいはと
五	一〇	から終わり	あるいは	あるいはと
五	一一	から終わり	あるいは	あるいはと
五	一二	から終わり	あるいは	あるいはと
五	一三	から終わり	あるいは	あるいはと
五	一四	から終わり	あるいは	あるいはと
五	一五	から終わり	あるいは	あるいはと
五	一六	から終わり	あるいは	あるいはと
五	一七	から終わり	あるいは	あるいはと
五	一八	から終わり	あるいは	あるいはと
五	一九	から終わり	あるいは	あるいはと
五	二〇	から終わり	あるいは	あるいはと
五	二一	から終わり	あるいは	あるいはと
五	二二	から終わり	あるいは	あるいはと
五	二三	から終わり	あるいは	あるいはと
五	二四	から終わり	あるいは	あるいはと
五	二五	から終わり	あるいは	あるいはと
五	二六	から終わり	あるいは	あるいはと
五	二七	から終わり	あるいは	あるいはと
五	二八	から終わり	あるいは	あるいはと
五	二九	から終わり	あるいは	あるいはと
五	三〇	から終わり	あるいは	あるいはと
五	三一	から終わり	あるいは	あるいはと
五	三二	から終わり	あるいは	あるいはと
五	三三	から終わり	あるいは	あるいはと
五	三四	から終わり	あるいは	あるいはと
五	三五	から終わり	あるいは	あるいはと
五	三六	から終わり	あるいは	あるいはと
五	三七	から終わり	あるいは	あるいはと
五	三八	から終わり	あるいは	あるいはと
五	三九	から終わり	あるいは	あるいはと
五	四〇	から終わり	あるいは	あるいはと
五	四一	から終わり	あるいは	あるいはと
五	四二	から終わり	あるいは	あるいはと
五	四三	から終わり	あるいは	あるいはと
五	四四	から終わり	あるいは	あるいはと
五	四五	から終わり	あるいは	あるいはと
五	四六	から終わり	あるいは	あるいはと
五	四七	から終わり	あるいは	あるいはと
五	四八	から終わり	あるいは	あるいはと
五	四九	から終わり	あるいは	あるいはと
五	五〇	から終わり	あるいは	あるいはと
五	五一	から終わり	あるいは	あるいはと
五	五二	から終わり	あるいは	あるいはと
五	五三	から終わり	あるいは	あるいはと
五	五四	から終わり	あるいは	あるいはと
五	五五	から終わり	あるいは	あるいはと
五	五六	から終わり	あるいは	あるいはと
五	五七	から終わり	あるいは	あるいはと
五	五八	から終わり	あるいは	あるいはと
五	五九	から終わり	あるいは	あるいはと
五	六〇	から終わり	あるいは	あるいはと
五	六一	から終わり	あるいは	あるいはと
五	六二	から終わり	あるいは	あるいはと
五	六三	から終わり	あるいは	あるいはと
五	六四	から終わり	あるいは	あるいはと
五	六五	から終わり	あるいは	あるいはと
五	六六	から終わり	あるいは	あるいはと
五	六七	から終わり	あるいは	あるいはと
五	六八	から終わり	あるいは	あるいはと
五	六九	から終わり	あるいは	あるいはと
五	七〇	から終わり	あるいは	あるいはと
五	七一	から終わり	あるいは	あるいはと
五	七二	から終わり	あるいは	あるいはと
五	七三	から終わり	あるいは	あるいはと
五	七四	から終わり	あるいは	あるいはと
五	七五	から終わり	あるいは	あるいはと
五	七六	から終わり	あるいは	あるいはと
五	七七	から終わり	あるいは	あるいはと
五	七八	から終わり	あるいは	あるいはと
五	七九	から終わり	あるいは	あるいはと
五	八〇	から終わり	あるいは	あるいはと
五	八一	から終わり	あるいは	あるいはと
五	八二	から終わり	あるいは	あるいはと
五	八三	から終わり	あるいは	あるいはと
五	八四	から終わり	あるいは	あるいはと
五	八五	から終わり	あるいは	あるいはと
五	八六	から終わり	あるいは	あるいはと
五	八七	から終わり	あるいは	あるいはと
五	八八	から終わり	あるいは	あるいはと
五	八九	から終わり	あるいは	あるいはと
五	九〇	から終わり	あるいは	あるいはと
五	九一	から終わり	あるいは	あるいはと
五	九二	から終わり	あるいは	あるいはと
五	九三	から終わり	あるいは	あるいはと
五	九四	から終わり	あるいは	あるいはと
五	九五	から終わり	あるいは	あるいはと
五	九六	から終わり	あるいは	あるいはと
五	九七	から終わり	あるいは	あるいはと
五	九八	から終わり	あるいは	あるいはと
五	九九	から終わり	あるいは	あるいはと
五	一〇〇	から終わり	あるいは	あるいはと

昭和五十五年四月二日印刷

昭和五十五年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W